

1 みんな大切 みんな幸せ ～個人が尊重され活躍できる機会の充実～



・こども・若者が権利の主体であることについて、こども・若者自身やすべての大人に対して広く周知を行うとともに、性別による固定概念等を取り除きます。一人ひとりが自分の大切さとともに他の人の大切さを認められるよう、すべての大人を含めた市民意識の醸成を図ります。

・こども・若者が多様な体験活動や遊び、学び、様々な人との関わりを通して、心身ともに健やかに成長していくための居場所や機会づくりを推進し、必要な情報が行き届くよう効果的な情報発信や、こども・若者が意見表明しやすい仕組みづくりを行います。

・家庭での愛着形成はその後の心の発達や人間関係に大きな影響を与えます。こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、11月19日を松江の「子育ての日」としてイベントやキャンペーンの実施を通して、こども・若者や子育てにやさしい社会づくりを進めます。

(1) こども・若者の権利についての理解を深める取組の推進								
①こども・若者が権利の主体であることの共有と人権教育の推進								
No	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
1	こどもの権利についての普及啓発	・こどもの権利についての認知度の向上を図ります。	・こどもの権利条例の制定を目指します。	○	こどもの権利条例制定に向けたスキームや課題を検討した結果、権利条例の制定に向けた機運の醸成が必要であると判断したため、こどもの権利についての認知度等を測るアンケートを実施した。	市内の小中学生から大学生年代のこども・若者を対象にこどもの権利や意見表明をテーマとした「まっえっこアンケート」を実施し、こどもの権利の認知度の現状把握を行った。	条例制定にあたっては、当事者であるこども・若者にとって自分事として捉え意見を求めていくためにも、こども・若者が中心となって条例案の内容を検討していくことが望ましい。 今後、こども・若者とともに取り組む活動の試行実施を進めながら、条例制定の方法等、こども部会の設置と合わせて検討を行っていく。	こども政策課
			・小学校を対象に出前授業を行い、こどもの権利についての普及啓発を行うとともに、地域やこども施策について考え、自らの意見を表明してもよいことをこどもが実感できるようにします。	○	小学校にて、こどもの権利や自らの意見表明についての出前授業を行った。	市内小学校の高学年学級を対象に、こどもの権利の普及啓発をテーマとして出前授業を行った。 実施校数：1校	引き続き、小学校や中学校での出前授業を行うとともに、市立皆美が丘女子高等学校の「まっえ学」での学習補助や、異年齢間でのワークショップも実施しながら、こどもの権利の普及啓発及びこども・若者の意見表明の機会の創出に努める。	
2	幼児教育・保育施設における人権教育の推進	・保育所保育指針、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、人権教育を推進し、こどもと職員の人権意識の向上を図ります。	・教育・保育活動全体を通じてこどもに対して日常的に人権教育の推進に取り組みます。	○	各園所からこどもの人権に配慮した保育の取組の実態を聞き取ったり、実際の所園の様子を把握したりし、人権教育の推進を図った。また、人権に特化した内容の研修以外でも幼児教育・保育は人権教育が基盤となることを伝えていった。	訪問指導や研修会等の機会を通して、職員への人権意識を高める指導や助言を行った。	今後も、継続した訪問指導や研修の機会をもつことが必要である。様々な保育・教育現場での課題を踏まえた研修や指導助言の場で幼児教育・保育の基盤は人権教育であるということを伝え職員の意識付けを行うことで、職員の人権意識の向上を図り、こどもや保護者の人権意識の向上にもつなげていく。	こども政策課
			・各幼児教育・保育施設の訪問指導を実施し、職員の資質向上を図ります。	○	保育所・幼稚園・認定こども園の訪問指導は概ね予定どおり実施した。	申請訪問等：23回（参加者数：280人）	訪問指導により、保育における人権意識の向上と保育者同士の人権感覚や協力体制づくりの指導をしていくことが必要である。	人権男女共同参画課
			・各幼児教育・保育施設の職員を対象に、人権に関する研修を実施し、「子どもの権利条約」について理解を深めます。	○	人権男女共同参画課と連携を取りながら、各園所に対して人権教育出前講座の周知を行ったり、訪問指導の際に人権について触れながら指導助言を行い、人権への意識付けを行ったりした。 保育所・幼稚園・認定こども園等教職員人権教育研修は、令和6年度から公立保育所及び民間の保育所・幼稚園・認定こども園も対象に拡げ実施した。	訪問指導において人権の観点を含めた指導・助言や人権に関する研修を行った。 研修：2回（参加者数：74人）	今後も継続した研修の機会や訪問指導での人権を基盤とした助言・指導の場をもつことが必要である。研修等の中で人権教育を関連づけ、職員の人権意識が高まるようにする。 幼稚園・保育所・認定こども園等職員人権教育研修により、人権教育を推進するための研修を実施する。	こども政策課 人権男女共同参画課
3	学校教育における人権教育の推進	・学校における人権教育を推進することにより、こどもと教職員の人権意識の向上を図ります。	・様々な人権課題について、教科や道徳科などを通じて、こどもの人権意識を高め、差別をなくす実践力を培う教育を推進します。	○	訪問指導は概ね予定どおり実施できた。	学校訪問等：19回（参加者数：417人）	各種人権教育研修等での研修内容と学校訪問指導時の指導を連動させた取組が必要である。	人権男女共同参画課
			・学校訪問指導を実施し、教員の資質向上を図るとともに、教職員人権教育研修会の中で「子どもの権利条約」について理解を深めます。	○	教職員研修は概ね予定どおり実施した。	研修：8回（参加者数：177人）	各種人権教育研修等において、人権課題の最新の状況をふまえ、児童生徒の自尊感情を育てる内容の件数や、教職員の人権意識を高める研修が必要である。	

②子ども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
4	啓発活動の推進	・固定的な性別による役割分担意識の解消に向けた広報、啓発活動を進めます。	・各種講座の開催や出前講座の実施による啓発活動に努めます。 ・男女共同参画センター情報誌「プリエール」の発行やホームページ、SNSによる情報発信を行います。	○	出前講座を実施した。	出前講座 24回開催 延べ506人参加	今後も出前講座による啓発活動を行う。	人権男女共同参画課
				○	男女共同参画センター情報誌「プリエール」やホームページ、パネル展を行った。	男女共同参画週間に「男性の家事・育児参画」をテーマにしたパネル展を行った。 情報誌にアイルランド出身の国際交流員が感じたジェンダー平等について掲載した。	引き続き、情報発信を行う。	
5	教育学びの推進	・男女共同参画の視点に立った意識づくりのための教育や学びの機会を提供します。	・教職員等を対象とした人権研修を実施します。	○	教職員研修は概ね予定どおり実施した。	研修：8回（参加者数：177人）	各種人権教育研修等において、男女共同参画の視点をふまえての研修を行った。今後も教職員の人権意識を高める研修が必要である。	人権男女共同参画課

③子どものSOSの出し方に関する教育の推進								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
6	「保健」の授業における「心の健康」の学習	・子どもが、心の発達及び不安や悩みへの対処について理解し、簡単な対処方法を身に付けることができるよう取り組みます。	・不安や悩みへの対処には、大人や友だちに相談する方法があることを理解する機会および、具体的な相談の方法や場面などについて学ぶ機会を設けます。	○	各校において実施できた。	・保健学習および学級活動において「心の健康」の授業を実施した。 ・養護教諭やスクールカウンセラー等への校内での相談方法や外部の相談機関の紹介、相談窓口を記載したカードを配付等、具体的な相談の方法について理解を深めた。	子どもが相談しやすい環境づくりと一人一人のSOSを適切に受け止める校内体制の充実を図る。	学校教育課
7	防犯チラシなどの配布	・警察や防犯協会と連携し、詐欺被害や自転車盗難被害の防止に向け取り組みます。	・関係機関の協力のもと、防犯チラシなどを作成し、地区公民館や学校などへの配布、公共交通機関への掲出により、犯罪防止の意識が向上するよう働きかけます。	○	関係機関からの依頼等により実施した。	防犯チラシの配布による防犯意識の向上を図った。（延べ4回） 《内訳》 ・島根県防犯連合会「防犯しまね」年2回 ・松江地区防犯協会「地域安全ニュース」年2回	継続して実施する。	総務課

④子ども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
8	子ども・若者の意見表明の機会づくり	・子どもや若者の意見を聴取する機会を創出し、子ども・若者の社会参画を促します。	・子どもや若者にとって身近なツールを活用し、気軽に意見表明できる機会を設けます。	○	子ども・若者を対象としたWebアンケートや出前授業の事後アンケートを実施し、子ども・若者の意見表明の機会を創出した。	市内の小学生から大学生年代の子ども・若者を対象にまつえっこアンケートを実施し、子ども・若者からの意見聴取を行った。	引き続き、令和8年度も子ども・若者を対象としたアンケートをWeb方式にて実施するとともに、子ども・若者が気軽に意見表明を行えるオンラインプラットフォームの導入等も検討していく。	子ども政策課
			・児童福祉専門分科会子ども部会の設置について検討します。	△	子ども部会の設置に向けたスキームや課題を検討した結果、部会の設置に向けた機運の醸成が必要であると判断したため、部会設置への基礎資料となる子ども・若者へのアンケートを実施した。	市内の小学生から大学生年代の子ども・若者を対象にこどもの権利や意見表明をテーマとした「まつえっこアンケート」を実施し、こどもの権利や意見表明に関する認識の現状把握を行った。	子ども部会の設置に向けては、部会の構成や子ども・若者自身の市政への関心度の向上等、様々な課題がある。 まずは、こどもの権利の普及啓発活動や、子ども・若者とともに取り組む活動の実施を通して、子ども・若者の意見を聴取・反映させるための場づくりを試行的に始め、子ども・若者の市政への関心を高めながら、意見聴取や施策反映体制の構築を検討していく。	
			・小学校を対象に出前授業を行い、こどもの権利についての普及啓発を行うとともに、地域や子ども施策について考え、自らの意見を表明してもよいことを子どもが実感できるようにします。 【再掲：1-(1)-①】	○	小学校にて、こどもの権利や自らの意見表明についての出前授業を行った。	市内小学校の高学年学級を対象に、こどもの権利の普及啓発をテーマとして出前授業を行った。 実施校数：1校	引き続き、小学校や中学校での出前授業を行うとともに、市立皆美が丘女子高等学校の「まつえ学」での学習補助や、異年齢間でのワークショップも実施しながら、こどもの権利の普及啓発及び子ども・若者の意見表明の機会の創出に努める。	

(2) たくましいこどもの育ちを支え、若者が活躍できる社会づくり

①多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
9	こどもの遊び場の充実	・こどもや親子連れが楽しむことのできる遊び場を増やします。	・全天候型の遊び場を含む、親子の遊び場の増設、整備を行います。	○	年度内に遊び場の増設は行わなかったものの、既存事業のR8年度以降の拡充や、増設に向けた具体的な取組を行うことができた。	わいわいルームについて、R8年度より夏季・冬季期間について、実施日を拡大し、月1回日曜日も開催することとした。全天候型の遊び場について、設置手法も含めて先進自治体の事例研究を行った。「こどもの遊び場」が含まれる松江市総合体育館周辺エリア整備事業サウンディング調査業務委託について、公募型プロポーザルにより、委託事業者を選定した。	松江市総合体育館周辺エリア整備事業サウンディング調査に係る公募を実施し、同エリアでのこどもの遊び場整備に向けた調査を実施していく。	こども政策課
		・こどもや親子にとって遊び場やイベントについての情報が広く行き届くよう、情報発信の強化を進めます。	・こどもや若者にとって身近なツールを活用し、より幅広い世代にとって目に触れやすい情報発信のあり方について工夫を行います。	○	LINEによるAI コンシェルジュを通じて、市が実施するイベントについて、情報発信に努めた。	子育て支援センターでのイベント、子育ての日イベント、その他本市の各部署が実施するイベントについて、AI コンシェルジュで継続的に情報発信を行った。	幅広く情報を求めるニーズもあるため、本市が実施するイベントだけでなく、子育てサークルや民間事業者が実施するイベントについても、内容を踏まえて、情報発信を行っていく。	
10	体験学習の充実	・各地区の行事、体験学習やボランティア活動にこどもたちの参加を促進します。	・各地区において、学習教室や伝統行事などを開催し、こどもたちと地域との交流を推進します。	○	各地区において、こどもたちが地域と交流することができる研修会や発表会などの取り組みを行うことができた。	松江てらこや事業、夏休みこども居場所事業、そば打ち・もちつき体験、灯ろうづくり、モルック体験、いきいき体験教室、田植え・稲刈り体験等を実施した。	どのように行事や体験活動を実施していくのか、検討をしていく必要がある。また、各地区（公民館区）の青少協に対しての支援や情報共有などの働きかけを継続して行う。	生涯学習課
11	青少年健全育成の推進	・青少年健全育成活動を推進します。	・地区青少年育成協議会を中心に、各地区での異世代交流や体験活動を促進します。	○	研修会や発表会などの取り組みを行うことができた。	ジュニアリーダー研修、世代間交流事業「寿世代別対決～寿会VS中学生～」 「七夕会」、グランドゴルフ大会、市民憲章かるた大会等を実施した。	どのように行事や体験活動を実施していくのか、検討をしていく必要がある。また、各地区（公民館区）の青少協に対しての支援や情報共有などの働きかけを継続して行う。	生涯学習課

②こども・若者が安心・安全に過ごすことのできる居場所の充実

No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
12	居場所づくりにかかる相談支援	・こどもの居場所づくりを行う団体に対し、情報提供を行うとともに、適切な関係機関につながるよう支援を行います。	・活用可能な補助金等の情報収集を行い、リストを作成します。	○	相談のあった個人・団体に対し、情報提供を行った。	こどもの居場所づくりに関する相談について、松江市社会福祉協議会等の専門機関へつないだ。	R8も引き続きリストの更新及び情報提供を行う。	こども政策課
		・養育環境等に課題を抱えるこどもに対して居場所となる場を提供し、必要な支援を行います。	・こどもの居場所の提供体制の整備に向けた準備を図ります。	○	提供体制の整備に向けて、情報収集を行った。	国の補助メニューの調査や、民間運営の既存の居場所について、松江市社会福祉協議会とも情報共有を行い、情報収集を行った。	教育委員会や健康福祉部とも、情報共有を行い、本市としての居場所提供や民間事業者への必要な支援について、検討を行う。	
13	放課後児童対策パッケージに基づく事業の実施	・全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように児童クラブと放課後こども教室推進事業を実施します。	・一体型の児童クラブ及び放課後こども教室を令和11年度までに22箇所設置します。	○	こども教室が未開設の2校区において、新たに開設するには至らなかったが、開設している鹿島東子ども広場と令和8年度新規開設する鹿島東児童クラブで、校内交流型で実施できるよう準備を行った。	前年度同様に小学校33校区中31校区でこども教室を開設し、21箇所は児童クラブとの校内交流型で実施した。家庭の状況や学年に関わらず児童の放課後の居場所の一つとして利用された。鹿島東児童クラブの令和8年度新規開設に向け、指定管理者の指定や施設整備を行った。	多くのこども教室ではスタッフの確保が難しく、受け入れ態勢が整わない地域が生じている。そのため、次年度に向けてスタッフ確保に向けた対応を進める。児童クラブと開設場所が離れているところでは、校内交流型での開設が環境的に難しいが、実質的な連携を深めていきたい。令和8年度から鹿島東児童クラブの運営を行う。	生涯学習課
			・職員の質の向上と両事業の連携促進のため、スタッフの合同研修会を年10回程度開催します。	○	予定通り講座を10回実施したが、昨年度と比べて延べ受講者数が減少した。	スタッフ向け研修「こどものための学びあい・支えあい講座」10講座実施 延べ受講者数 549人	各研修で両事業の連携を深めるために積極的に情報交換や交流の時間を設けており、大いに盛り上がる時間となっている。今後もさらなる関係の向上とより良い連携のために有意義な活動にしていきたい。	
			・事業実施にあたり、学校施設の活用が一層促進されるように学校や地域に理解と協力が得られるよう働きかけます。	○	少人数学級制の導入や特別支援学級の増加等により、学校内に余裕教室等がほとんどない。	放課後こども教室の活動を各小学校の教室等で利用できるか検討をした。	児童クラブと学校の活動が両立できるよう、学校施設等の活用方法について学校やクラブ等と情報共有を図りながら引き続き検討していく。	
14	放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の実施	・公設児童クラブを安定的に運営していくため、地元の運営委員会から民間事業者等へ運営主体を移行することについて、賛同いただいた公設児童クラブから実施していきます。また、待機児童対策や利用者のニーズに応じた選択肢を増やすため、民設民営児童クラブへの運営支援を継続して行い、松江市域の児童クラブ環境を整えます。	・多様化するニーズに対応するため、的確な利用者ニーズの把握に努め、必要なサービスを提供していきます。	○	利用者がクラブを選択しやすい環境を整えた。	・入会児童数 公設1,646人、民設1,723人・箇所数 公設58箇所、民設44箇所 民設児童クラブを2箇所新規開設による受け入れがあり、利用者ニーズに応えることができた。 引き続き巡回指導員を1名配置し学校・エスコ等関係機関との連携を図りながら、継続した児童観察や相談に対する専門的なアドバイスを行った。	引き続き市域全体で利用しやすい環境を整えていく。 ニーズ調査、入会状況、児童推計を基に市全体での児童クラブの必要量の見込みを算出し、整備方針を確定させる。	生涯学習課
			・公設児童クラブの入会要件等の緩和を検討します。	◎	前年度同様に地域性を考慮した要件の緩和を実施することができた。	民設児童クラブの選択肢がないなどの地域性やその他様々な状況により4年生以上の児童預かりが必要な場合について、柔軟に受け入れた。	引き続き、入会要件について柔軟な対応を行う。	

			・公設児童クラブの時間延長支援事業費補助金の活用により、地域のニーズに応じた預かり時間延長の取組が促進されるように支援していきます。	○	各児童クラブでニーズを聞き取り、新たに時間延長を実施する児童クラブもあった。	時間延長補助金申請数 22クラブ 各地区における、ニーズに応じた時間延長に対し、補助金による支援を行った。	指導員の人員確保 各地区のニーズ等を考慮し、自主事業として実施しているため、地区によって実態が異なっている。	
15	放課後こども教室の実施	・放課後や週末等に、地域の方々の参画を得て様々な活動を実施することにより、こどもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	・スタッフの各種研修の実施や情報交換の場の設定、情報誌の発行など、継続運営及び内容の充実に向けた支援をしていきます。	○	講座を10回実施した。 活動の様子を観察し、スタッフの悩みや課題を把握するため、各こども教室を訪問した。	スタッフ向け研修「こどものための学びあい・支えあい講座」10講座実施 延べ受講者数 549人 参加できない関係者に対してYouTube配信を行った。 昨年度に実施できなかった講座を含め、新たな内容の講義を3回実施した。 こども教室を訪問し状況確認が行うことができた。	多くのこども教室ではスタッフの確保が難しく、受け入れ態勢が整わない地域が生じている。そのため、次年度に向けてスタッフ確保に向けた対応を進める。 訪問できていない団体への聞き取りを進めるとともに、こども教室のあり方についても再度検証していく。	生涯学習課
16	学習スペースに関する情報の充実	・学校や家庭以外で学習できるスペースを探している中高生に対して、学習スペース開設の情報が行き届くよう、情報発信に努めます。また、市内民間事業者に働きかけ、学習スペースに関する情報量を増やしていきます。	・中高生にとって身近なツールを活用し、目に触れやすい情報発信のあり方について工夫を行います。	○	ホームページへ学習スペース一覧とマップの掲載を行った。	【ホームページへの掲載施設】 27施設（うち公民館19施設）	ホームページ以外の情報発信について検討を行う。	生涯学習課
			・公共施設以外で開設されている学習スペースの情報収集や、新規で協力可能な民間事業者の発掘により、情報量の充実を図ります。	○	民間事業者発掘のために、情報収集を行った。	民間事業者から直接情報収集を行った。	引き続き情報収集を行い、新規の学習スペースを発掘する。	

③地域における包括的な支援体制の構築・強化								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
17	重層的支援体制整備事業の推進	多機関との連携による包括的な支援を進めます。	複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、福祉・医療・住宅・司法・教育等多機関のネットワークにより、包括的に対応する取組を進めます。	○	既存制度では対応が困難な事例や単独機関では対応できない生活、福祉課題に対応するため、ふくしなんでも相談所を核に多機関での連携した支援体制の構築を進めている。	・ふくしなんでも相談所の拡充・周知 ・出張ふくしなんでも相談の実施（66回） ・ふくしなんでも相談所inイオン松江の開催（11回） ・セーフティネット会議を2回記載して多機関の連携強化を図った。 ・スキルアップ研修を3回開催した。	ふくしなんでも相談所の拡充で住民がより身近な地域で相談できる体制をつくるとともに、複合的な課題について多機関と連携した支援体制の構築を進める。	健康福祉総務課
18	地域と連携した放課後づくり	・こどもの放課後の過ごし方について考える場の設置を検討します。	・こどもたちの放課後の実態把握を行ったうえで、地域において、こどもに関わる活動団体・組織が連携して、こどもの放課後の過ごし方について考える場の設置の検討をします。	○	児童クラブやこども教室での取組を紹介する講座を開催し、その後スタッフ同士の情報交換会を行うことができた。	「実践に学ぶ 児童クラブ・こども教室の取組紹介」を開催 参加者52名：児童クラブ、こども教室スタッフ	・引き続き情報交換会を開催し、放課後支援者の情報共有や資質向上に努める。 ・放課後の活動について、様々な媒体を活用して周知を図る。	生涯学習課

④若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
19	MATSUE起業エコシステムの構築	・松江で挑戦する人をオール松江で応援する仕組みをつくります。	・若者一人ひとりの「やってみたい」の実現を支援する、アントレプレナーシップ教育プログラムを実施します。 ・松江で挑戦する人のためのコミュニティを運営します。	○ ◎	「しまね未来共創チャレンジ」を共催で実施し、35人（19組）が参加した。 起業家向けコミュニティ「MIX」を運営し、起業関連のイベントに1,616人が参加、また4件の起業・事業化が実現した。	学生向けアントレプレナーシップ教育プログラム（しまね未来共創チャレンジ）を共催で実施した。 起業家向けコミュニティ「MIX」を運営し、起業関連のイベントを69回開催した。	引き続き「しまね未来共創チャレンジ」の主催者と連携し、学生等が自分たちのやりたいことに挑戦する機会を創出する。 引き続き起業家向けコミュニティ「MIX」を企画運営し、起業等に挑戦する人を支える仕組みを展開する。	新産業創造課
20	出身学生とのつながりづくり	・高校生から大学生に対して、一気通貫した情報提供やアプローチを行い、学生自身の松江への想いの醸成や自己実現をサポートすることで本市との関係性を深め、将来的なリターン志向の情勢や関係人口化を図ります。	・学生が主体的に活動して主催する「Matsue学生祭」の継続開催に向けた伴走支援を行います。	○	「Matsue学生祭」は学生主体で自走することとなり、昨年度は後援のみ実施。	出身学生とのつながりづくりの後継事業として、出身学生定住促進事業を実施。学生向けにIT企業とのハッカソンイベント・地元企業を知るバスツアー・松江を知るイベントを開催。 参加者数：82名	引き続き、松江への想いの醸成や自己実現をサポートできるイベントを開催し、市との関係性を深化させ、将来的な定住意識向上に努める。	定住企業立地推進課

⑤こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
21	子育ての日事業の実施	・11月19日を松江の子育ての日として設定し、社会全体でこどもや子育てを応援する機運の醸成を図ります。	・子育ての日と連動したイベントやキャンペーン等を実施します。	○	イベントの目標来場者数2,000人を達成した一方で、キャンペーンの参画事業所数が目標に達しなかったため。	島根県立大学松江キャンパスを会場に親子で参加できるイベントを開催し、イベントを通じて市の子育て支援施策等の周知を図った。 こども家庭庁と共催で「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウムを開催した。 令和7年11月19日を松江市の「子育ての日」と定め、その前1週間を「子育ての日」キャンペーン週間とし、市内約2,700社の事業所に対して、ワークライフバランス意識向上を呼びかけるチラシ配布するなどの取り組みを行った。	キャンペーンへの参画事業所数が目標を下回ったため、今後は早期から取り組みの呼びかけを強化し、より多くの事業所に参加していただけるよう努める。 また、キャンペーン実施による事業所側のメリットが不明瞭であった点も、参加が少なかった原因の一つと考えられる。取り組みが優れている事業所を表彰するなど、企業のイメージアップにつながるよう工夫する。	こども政策課

2生まれる前からおとなになるまで～ライフステージに応じた切れ目ない支援～



・妊娠を希望する段階から、誕生したこどもが自分らしく社会生活をおくることができるようになるまで、年齢に必要なサポートが途切れることのないよう、ライフステージに応じて個々の状況に応じた支援を行います。

A 妊娠期～幼児期

- ・妊娠を望む夫婦等の支援や、産前産後から子育て期の切れ目のない伴走型支援を行い、安心して子育てができる環境を整えます。
- ・こどもの成長に応じた、就学前教育及び保育の環境を整えます。また、保育の質の向上のため、各種研修等による教職員の資質向上に努めます。
- ・小学校への円滑な就学のため保幼小の交流活動の推進とともに、家庭も連携して小学校生活の見通しを建てることのできるよう支援を行います。

（１）妊娠期・出産・幼児期までの保健・医療の提供								
①切れ目ない妊産婦・乳幼児期の支援の充実								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
22	妊婦の健康づくり	・安心してこどもを産むことができる環境をつくり ます。	・母子保健コーディネーターの配置及び子育て支援分野との連携により、多岐にわたるサービス調整、総合的な相談対応を実施するとともに、妊娠・出産に係る知識の普及啓発に努めます。	◎	母子健康手帳発行時に、妊婦やそのパートナーへ母子保健コーディネーターによる面談を実施し、相談や情報提供を行った。	保健福祉総合センター・8支所において、母子保健コーディネーターによる妊婦に対する面談を実施し、妊娠、出産に係る正しい知識の普及を行った。また、ハイリスク妊婦や養育上問題を有する妊婦を把握し、関係機関と連携を図りながら、相談や支援を実施した。必要時、保育士等による保育所の相談も行った。妊婦届出数：1,116件	引き続き、ハイリスク妊婦等支援が必要な妊婦に対し関係機関と連携しながら早期介入、早期支援を行う。	こども家庭支援課
			・妊婦健診の14 回の助成を継続し、定期的な健康チェックの機会の確保と、経済的負担の軽減を図ります。	◎	安心して出産できるよう、妊婦健診（14 回）の公費負担を行った。	妊婦届出時に14回分の妊婦健診受診券を渡し公費負担を行った。 里帰り中の方は、償還払いでの対応を行った。	経済的負担の軽減だけでなく、妊婦健診結果の情報を妊娠中の健康づくりに活用する。	こども家庭支援課
			・産科医療機関との連携等により、ハイリスク妊婦の早期把握に努め、母子保健と児童福祉の一体的な支援を行います。	◎	医療機関と連絡票を活用し、連携を行い、妊娠期からの支援が行えた。	母子保健コーディネーターによる全妊婦に対する面談を実施した。その中で、ハイリスク妊婦や養育上問題を有する妊婦を把握するとともに必要に応じてサポートプランを作成し、関係機関と連携を図りながら相談や支援を実施した。	周産期医療機関、保健所、市の連携のもと、周産期の課題について検討が必要。 周産期医療機関のネットワーク強化、産前産後のサービス体制拡充にむけ連携を強化する。	こども家庭支援課
			・父親の妊娠出産育児に対する知識を深めるための学習の機会を提供します。	○	妊婦届出時に、妊婦・パートナーへ母子保健コーディネーターによる面談を実施し、相談や情報提供を行った。 プレパパ・プレママ教室については、実技の時間を増やし、満足度の向上を図った。	妊婦届出時に同伴した夫に対して、妊娠出産に関する相談・情報提供を行った。 プレパパ・プレママ教室参加人数168人(8回)	プレパパ・プレママ教室については、実技・体験を充実させ、より今後の生活で役立てられるような内容とする。	こども家庭支援課
			・妊婦とパートナーに対し、歯科検診を実施し、歯と口腔の健康づくりを推進します。	○	かかりつけ歯科医の定着化を目的に、妊婦とそのパートナーに対し無料歯科健診受診券を交付したことにより、受診者数が順調に伸びている。	妊婦・パートナー歯科健康診査事業 妊婦とそのパートナーが出産日までに歯科検診を受診し、必要な治療や口腔ケアの習慣化につなげる。【受診者数】514人（妊婦359人、パートナー155人）	引き続き、保護者世代の歯科受診及びかかりつけ歯科医定着を推進する。	健康推進課
23	産婦の健康づくり	・安心して子育てできる環境をつくり ます。	・産後の育児不安や負担の軽減を図るため、産後ケアの継続、拡充に努めます。	◎	通所型産後ケアにおける委託施設の拡充を行った（2施設増）。 母親同士で交流ができるよう、新たに集団型産後ケアを導入した。 今後の体制整備にあたり、委託施設とは話し合いの機会を設け、検討を重ねた。	利用延件数 通所型 1,388件 訪問型 62件 宿泊型 302泊 集団型 100件 温泉型 264件	施設によっては依然予約待ちが発生する状況もあるため、委託施設の拡充に向け、引き続き公募や関係機関への働きかけを行う。	こども家庭支援課
			・保健所や産科医療機関などと、親子の健康管理上の課題を共有し、切れ目ない妊娠・出産支援体制の整備を検討します。	○	必要時には早期に介入・サポートするなど、各関係機関と連携しながら支援体制を整えることができた。 周産期支援にかかる連携体制を検討する「周産期連絡会」を開催した。	妊婦届出時の情報や、医療機関から提供される「妊婦連絡票」「褥婦・産婦連絡票」の情報を活用し早期からの支援を実施した。 「周産期連絡会」を開催し、情報共有しながら連携のあり方について検討した。	妊婦届出、妊婦連絡票等の情報を有効に活用し、より早期からの支援が行えるよう連携体制の強化を図る。	こども家庭支援課
		・育児不安やストレスの把握と軽減を図ります。	・産科医療機関との連携により、早期支援が必要な親子の把握に努め、「こんにちは赤ちゃん訪問」等により、タイムリーに産後の相談・支援を実施します。	◎	支援が必要な妊産婦等の情報を医療機関から提供される「連絡票」を活用し、早期の支援につなげることができた。	産後、「褥婦・産婦連絡票」を用いて早期からの支援を実施した。 褥婦・産婦連絡票 247件 新生児等連絡票数 89件	産後うつ質問票を全数実施し、早期からの産後メンタルヘルス支援を行う。 必要に応じ、精神科医療機関や関係機関と連携しながら支援を行う。	こども家庭支援課
24	不妊治療の支援	・不妊で悩む夫婦を支援します。	・医療保険適用の不妊治療及び人工授精に対し、自己負担の一部を助成し、経済的負担を軽減します。	○	適正に実施できた。	助成人数 186人 助成額 8,531千円	継続して実施する。	子育て給付課
			・生殖補助医療（体外受精及び顕微鏡受精）、先進医療を受けている夫婦に対して、治療費の一部を助成します。	○	適正に実施できた。	保険診療外で生殖補助医療を実施した場合と保険診療で生殖補助医療を行い、併せて保険適用外の先進医療を実施した場合に治療費の一部を助成した。 助成人数 164人 助成額 22,762千円	継続して実施する。	子育て給付課

25	乳幼児の健康づくり	・生活習慣の確立、心身の成長発達を促す取組を推進します。	・生後4 か月までの乳児のいる家庭に訪問し、乳児と保護者の健康状態等の把握を行い、養育についての相談に応じます。	○	地区担当保健師や助産師が対象家庭を訪問し、養育等の相談を行った。	生後4 か月までの児がいる家庭について、保健師・助産師が訪問し必要な情報を提供した。乳児全戸訪問件数：1,146件（100％）	訪問未実施者については、関係機関と連携をとり、乳児全数の状況把握を行う。	こども家庭支援課
			・健康や養育上の問題を抱える家庭に訪問し、相談・支援を行います。	◎	地区担当保健師が対象家庭を訪問し、養育等の相談・支援を行った。	医療機関、その他関係機関からの紹介があったケースについて訪問し、相談支援を実施した。養育支援訪問 128件	タイムリーな支援を実施できるよう、引き続き関係機関との連携・調整を図る。	こども家庭支援課
			・4 か月児健診、1 歳6 か月児健診、3 歳児健診、5 歳児健診を継続して実施します。	○	感染症予防対策を継続しながら集団健診を実施している。概ね、受診すべき年齢・月齢での受診ができています。	【4 か月児健診】1,116人(99.3%) 【1 歳6 か月児健診】1,154人(99.0%) 【3 歳児健診】1,308人(98.9%) 【5 歳児健診】一次健診1,455人、二次健診198人	継続して実施する。	こども家庭支援課
			・各種健康教育、健康相談を継続して実施します。	○	各種教室や地区乳幼児学級等の集団教育の場では感染対策を講じながら実施することが出来た。	離乳食と歯の教室 34回(もぐもぐ教室22回・かみかみ教室12回) / 半日、703人 4か月児健診1,116人、1歳6か月児健診1,154人、3歳児健診1,308人 乳幼児健康相談(わいわいサロン)：来所者数2,529人	引き続き、各場面を活用した啓発を行う。SNSを活用した食育・歯育の啓発を推進する。出生数の減少等により、わいわいサロンの参加者数が減少している会場があるため、実施会場の見直しが必要。	こども家庭支援課
			・各健診においてこどもの成長・発達の気づきを促し、発達健康相談等の場で適切な支援につなぎます。	◎	計画通り事業を実施できた。	健診において、こどもの成長・発達の気づきを促し、必要なケースについては発達健康相談へつないだ。	引き続き、地区担当保健師や関係機関と連携し実施する。	こども家庭支援課
			・子育てのポイント等をまとめた「すくすく！子育てリーフレット」を、3 歳児健診時に保護者に配布し、子育てに関する理解と啓発を図ります。	○	3歳児健診時にリーフレットの配布と内容説明を行い、保護者に子育てに関する理解と早期支援に関する啓発を行うことができた。	内容説明と共に、3歳児健診受診者(保護者)1,308人にリーフレットを配布した。	発達障がい等について更なる理解・啓発を図るため配布時の内容説明の仕方を工夫する必要がある。	発達・教育相談支援センター
			・基本的な生活習慣確立のため、生活状況に応じ、保健師や栄養士等が個別の相談に応じます。	◎	計画通り事業を実施できたため。	乳幼児健診にて、こどもの成長発達確認・育児情報を提供するとともに、保健師・管理栄養士、歯科衛生士による個別相談を実施した。 【受診者数】4か月児健診:1,116人、1歳6か月児健診1,154人、3歳児健診1,308人	生活背景が多様化している中でニーズに合った支援を行うため、個々の相談に細やかに対応していく。	こども家庭支援課
26	こどもの急病に対応できる環境の整備	・こどもの急病に関する知識の普及や相談先の紹介を行うとともに、急病に対応できる医療体制をつくります。	・こどもの急病時の不安解消や対処方法の参考となる情報をホームページで周知します。	○	計画どおり進捗している。	ホームページにより周知を行った。	引き続き救急医療の適正利用についての啓発が必要であり、ホームページでの周知を行う。	保健衛生課
			・休日・夜間のこどもの急病で心配なときに電話で相談ができる＃8000（島根県こども医療電話相談）を周知します。	○	計画どおり進捗している。	ホームページ、こそだて手帳への掲載により周知を行った。	引き続き救急医療の適正利用についての啓発が必要であり、ホームページその他の媒体での周知を行う。	保健衛生課
			・市立病院において、平日夜間や土・日・祝日に小児科の医師による診療を継続して実施します。	○	平日の17:30-19:00及び土日祝日の10:00-17:00は小児科医が病院に待機し、専門の医師が迅速に対応できる体制を取っている。	小児科全救急患者数（24時間366日）2,060人 うち平日夜間（17:30-21:00）322人 うち土日祝日（10:00-17:00）836人	現行の体制維持に努める。	市立病院

②地域こども・子育て支援事業の充実								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
27	利用者支援事業の実施による相談体制の充実	・保護者が子育て支援事業や各幼児教育・保育施設の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。 ・保護者の困りごとに応じた適切な関係機関につながるよう支援を行います。	・子育てや子育て支援事業、各幼児教育・保育施設の利用について総合的に相談に応じる窓口を設置し、市民への周知を行います。	○	子育て支援コーディネーターが各種相談に応じ、必要に応じて関係機関につないだ。	【実施施設】1カ所 【相談件数】月平均111件 子育て支援コーディネーターが各種相談に応じた。必要に応じて、地区担当保健師、エスコなど関係機関につないだ。	引き続き、子育て支援員研修の受講、各種研修への参加などを通して、子育て支援コーディネーターの支援力の向上を図る。	こども家庭支援課
28	子育て支援情報の提供の充実	・ホームページやX、新聞、TV などを含め、子育てに関する情報を提供するとともに、気軽に育児相談ができる環境をつくります。	・「母子手帳アプリ」「こそだて手帳（旧赤ちゃん手帳）」「子育て支援センターだより」やホームページ、Xなどの充実に引き続き努めます。	○	母子手帳アプリ「母子モ」をR5.3月に導入し、子育てに関する情報の発信や、事業の予約等ができるようにした。 市内9カ所の子育て支援センターの事業をわかりやすく周知するために、ホームページの掲載内容やXの発信内容の見直しを行った。	【ホームページ更新回数】月10回程度 【母子モ登録者数】4,022件（R8.3.31） 【Xフォロワー数】1,980件（R8.3.31） 【各子育て支援センター情報誌の発行】毎月ホームページに子育て支援センター9カ所の情報等を月毎のカレンダー方式で情報提供を行った。 ホームページの他に、X（旧ツイッター）、母子手帳アプリ「母子モ」、まつえナビを活用し、イベントや相談事業の周知を行った。専門相談事業や、保育士への来所・電話・メールでの相談の周知を、各子育て支援センター発行の情報誌等で周知した。	市報やホームページ等を利用し、子育て支援センターの周知を引き続き行う。また、来所できない方へも、子育て支援情報を提供するため、ホームページやXなどのSNSを活用する。 地域の子育て支援情報の周知、民間や個人で活動している支援者の活動支援のため、子育て支援センターへの広告物の設置を広く受け入れる。	こども家庭支援課
29	子育て支援拠点事業の充実	・利用者ニーズに応じた子育て支援拠点事業の充実を図ります。	・あいあいを中核として、各サテライトと地域（公民館等）で連携し、子育てに関する相談、親子の交流の場や情報の提供、子育てサークルなどの支援を行います。	○	参加者同士が子育てについて気軽におしゃべりする「あいあいほっくす」や父親を対象にした「お父さんと一緒に遊ぼう」、3～5歳向けの遊び場「わいわいルーム」等、保護者のニーズを踏まえた事業に取り組んだ。	【施設数】9カ所 【利用総数】75,849人（対前年度比101.06%） ・子育てに関する悩みの相談のフンストップ・早期対応ができるよう、相談内容により関係機関に繋ぎ、子育て支援センターが気軽に相談しやすい場となるよう努めた。 ・「あいあい」で保育所入所の受付を行った。 ・職員のスキルアップのため、子育て支援センター間で職員の相互研修を実施した。	・多岐にわたる相談内容を適切に関係機関に繋ぐため、引き続き子育て支援の情報把握と個々にあったサービスを案内できるようにスキルアップを図っていく。 ・つどい・学習会等を企画するにあたり、引き続き利用者の年齢層や需要に応じた柔軟な企画となるよう心がける。	こども家庭支援課

30	訪問型子育てサポート事業の利用促進	・子育てホームサポーターが子育て家庭等を訪問し、一時的に家事や育児のサポートを行います。	・「子育て支援センターだより」「ポケット版パンフレット」やちらし、ホームページなどを活用し、事業の周知を図ります。	○	おおむね計画通り実施できた。	【利用延件数】568件（前年度+33件） 【委託事業所】3事業所 ・3事業所に委託して、訪問型子育てサポート事業を実施した。 市報やチラシ等で事業を周知し、利用者やサポーターを募集した。 ・赤ちゃん訪問時等に保健師から事業を紹介し、子育て世帯への周知を行った。	引き続き、支援の担い手である子育てサポーターの増員と事業の周知に努める。	こども家庭支援課
			・低所得世帯及びひとり親世帯に対して利用料金の補助を行います。	○	おおむね計画通り実施できた。	・低所得世帯及びひとり親世帯に対して利用料金の補助制度を実施した。	引き続き、継続して実施する。	
31	多胎児養育家庭サポート事業による家事・育児支援	・特有の育児負担感が強い傾向にある多胎児養育家庭へサポーターを派遣し、育児支援を行います。	・訪問型子育てサポート事業の受託事業所から、多胎児を妊娠・育児している家庭へサポーターを派遣し、家事・育児・外出支援を行います。（48 時間/年、みつこは96 時間/年）利用料は無料です。	○	利用者のニーズに応じサービスの提供を行った。	【利用延件数】延253件、延487時間 【委託事業所】3事業所	多胎児を妊娠した妊婦とその家庭向けのチラシを妊娠届出時に配布するとともに地区担当保健師から事業を紹介する等、周知の強化を図る。	こども家庭支援課
32	ファミリーサポートセンター事業の利用促進	・子育ての援助を行いたい人と受けたい人のネットワークによる相互援助の事業を継続します。	・「子育て支援センターだより」「ポケット版パンフレット」「まっえファミリーサポートセンター通信」やホームページ、Xなどを活用し、事業の周知を図ります。	○	おおむね計画通り実施できた。	【利用件数】2,583件（昨年度-284件） 【おねがい会員】785人 【まかせて会員】224人 【どっちも会員】45人 ファミリーサポートセンターが事務局となり、会員の入退会手続及び支援の調整を行った。 会員を対象に講習会を実施し、会員のスキルアップにつなげた。	特定のまかせて会員にサポートが集中することを防ぐため、特に会員の少ない地域の増員を図る。 安心・安全な支援をするために、会員の研修を子育て支援センターの子育て学習会等と連携して計画し、引き続き会員の支援力の向上に務める。	こども家庭支援課
			・兄弟姉妹で同時利用した場合や低所得世帯及びひとり親世帯に対して利用料金の補助を行います。	○	・兄弟姉妹同時利用 利用時に申し出のあった対象のサポートについては全て利用料を半額とした。 ・利用支援補助金 申請のあった全てのサポートについて、年度内40時間を上限として、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯は利用料の全額、ひとり親世帯については半額の補助を行った。	・R7兄弟姉妹利用報酬補助金 36件 ・R7利用支援補助金 15件	・引き続き、継続して実施する。	
33	子育て自主サークル等への支援	・子育てサークルや子育てボランティア等の支援団体の育成と自主運営の支援を行います。	・自主サークルの活動に対して、場の提供や情報提供を積極的に行い支援していきます。	○	子育て自主サークルネットワーク会を予定通り行った。あいあいとの共催で保護者のおしゃべりの場を提供する「あいあいほくす」を開始した。	【全団体数】22団体（R8.3.31） 【新規】4団体 ・サポートサークルと支援センター事業での共創・協働を図り、活動の場（サポートを行う機会）の提供を行った。 ・サークルネットワーク会は5回開催した。	・引き続き自主サークルの支援を行い、地域の子育ての輪が広がっていくよう努める。 ・自主サークルの立ち上げや自主運営の支援を行い、サテライトも含め、支援センター事業との共創・協働を図る。	こども家庭支援課
34	公民館の乳幼児学級への支援	・公民館で開催される乳幼児学級を支援します。	・公民館で開催される乳幼児学級へ保健師等が参画し協力するなどの支援を行います。	○	地区の実状に応じて保健師が参画し、健康教育や親子の健康づくりに関する活動を行ったため。	地区担当保健師と公民館や子育て支援関係者として連携し、教室運営に関する検討や来所者の健康相談、健康に関する啓発などを行った。	ひき続き、公民館を拠点に地域の子育て支援関係者と参加につながる取組み及び子育て支援ネットワークの構築をはかる。	健康推進課
35	地域との連携	・地域の子育て支援者・団体や他領域の団体等との関係づくりを行い、地域の中で多様なつながりをつくります。	・地域の子育て支援者や団体等との連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成に努めます。	○	松江市ボランティアセンターと連携し、子育て支援センターのイベント事業等をまめなかポイントの対象活動とした。	子育て支援者リスト登録数 【子育て支援者】個人12人、団体8団体 【子育てサポート保育士】4人 【子育てボランティア】38人 支援要請件数 【子育て支援者】11名50件、3団体3件 【子育てサポート保育士・子育てボランティア】102件 子育て支援にかかる多様な資源を有効活用し、支援の充実や活性化を図った。	子育て支援者の高齢化に伴い、継続登録が減少している。新たな人材確保のため、市報や子育て支援センター発行の情報誌などを利用して周知を図る。 引き続き、市内保育所や公民館等子育て支援団体に向けて、「子育て支援者リスト」に登録の子育て支援者の紹介の周知をしていき、子育て支援者の活躍の機会を提供する。 引き続き、他のボランティア事業との連携などにより、地域の子育て資源の育成に繋げる。	こども家庭支援課
		・地域に開かれた保育を実施します。	・各幼児教育・保育施設が行う子育て講座開催や世代間交流、異年代・異校種交流、地域の子育て家庭との交流などの取組を支援します。	○	子育て家庭の父母、家族等を対象に子どもの生活リズム作りや、食育、命の大切さ等の講習会、講演会を実施。	地域交流活動事業・子育て講座実施施設 公立幼稚園：14園 公立幼保園：7園 公立保育所：8園 私立保育所等：47園	令和8年度も引き続き実施する。 ※「しまねすくすく子育て支援事業」による補助事業	
36	教育・保育に係る各地域の人的資源の活用	・公民館を中心に、子育て支援に係る人材や企業・団体と幼児教育・保育施設がつながる体制をつくります。	・公民館区を中心に子育て支援に携わる個人・団体を募集の上、リスト化し活用方法を検討します。	△	人材のリスト化や体制づくりに向けて、関係機関との調整を進めた。	人材リスト作成や体制づくりについて、関係機関と情報共有を行い連携を図った。	人材リストの作成や体制づくりについて、引き続き関係機関との連携を図りつつ、今後の進め方についても協議を行う。	こども政策課

③こどもの健やかな成長を見守り育む地域づくり								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
37	健康に関する地域団体と行う乳幼児の健康づくり	・母子保健推進員協議会、食生活改善推進協議会と地域の現状に基づく健康づくりを推進します。	・生活習慣の確立、むし歯予防事業、地域交流の事業を、母子保健推進員協議会、食生活改善推進協議会と協働して実施します。	○	関係課や関係団体等と連携しながら取組みを行った。	離乳食と歯の教室 34回/半日、703人 乳幼児健康相談(わいわいサロン)：来所者数2,529人	母子保健推進員や食生活改善推進員と協力しながら、各地区の特性・食環境・生活環境等に配慮し健康づくりの推進を行う。	こども家庭支援課
			・子育て支援ネットワーク等を通じて、地域の現状・課題を共有し、子育てしやすい地域づくりを推進します。	○	各地区子育て支援ネットワーク会議等を地区の実情に合わせて開催し、課題共有を行いながら健康づくり活動を行った。	子育て支援者ネットワーク会議 【実施回数】8回 母子保健推進員ブロック連絡会 参加ブロック：5ブロック	各地区の課題に基づいた活動が実施できるよう、会議等の開催や子育て支援の場においてネットワークの構築を図る。	健康推進課
			・健康に関する地域団体と実施する地域における育児相談支援を推進します。	○	わいわいサロン（乳幼児健康相談）、子育てサロン等、各地区の実情に合わせ、回数や日程など工夫しながら開催できたため。	子育て支援関係者と地区担当保健師が地区の実態や母子の課題を共有し、母子支援について検討しながら実施した。	地域での母子相談体制について、引き続き子育て支援関係者と連携し、地区の母子の現状や課題に応じた活動を展開する。	健康推進課

④食育・歯育の推進								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
38	「食育」「歯育」活動の展開	・行政、ヘルスボランティア協議会、健康まつえ21推進隊、保育所・幼稚園等が連携し、関係機関の協力を得ながら、食育と歯育を行います。	・食育・歯育の課題を共有し、地域、保育所、幼稚園等において、一貫性のある取組を行います。	○	概ね通常通り実施。課題共有や取り組み検討の機会を持つことができた。	市の公式ガイドラインとして、「食事と歯の手帳」を作成。成長過程に沿った流れが俯瞰できる一冊とした。 関係課と随時情報共有を行った。	R8.5月から赤ちゃん訪問で配布開始。指導者にも配布し、意識の統一を図る。 関係課や関係団体と食育・歯育についての課題や最新情報をこまめに共有し、一貫した支援が出来るよう取り組む。	こども家庭支援課
					地域で親子が集まる場や保育所等において、地域の実情に合わせた食育歯育に関する取組を行ったため。	関係団体等と連携し、様々な手法を用いながら食育・歯育の取り組みを行った。	引き続き関係機関・団体と連携しながら食育・歯育の取り組みを継続していく。	健康推進課
39	乳幼児期からの栄養・食習慣・歯みがき習慣指導等の実施	・地区の乳幼児教室、離乳食と歯の教室、乳幼児健診などにおいて、妊娠期・乳幼児期からの適切な食習慣の形成のための助言を行います。	・乳幼児健診において、栄養士、歯科衛生士、保健師が指導を行うとともに、各種教室や子育て支援センターでの事業を通して、親子で取り組む食習慣・歯みがき習慣等の意識啓発を行います。	○	各種教室や地区乳幼児学級等の集団教育の場では感染対策を講じながら実施することが出来た。	離乳食と歯の教室 34回(もぐもぐ教室22回・かみかみ教室12回)/半日、703人 乳幼児健康相談(わいわいサロン)2,529人 4か月児健診1,116人、1歳6か月児健診1,154人、3歳児健診1,308人	引き続き、各場面を活用した啓発を行う。 SNSを活用した食育・歯育の啓発を推進する。 出生数の減少等により、わいわいサロンの参加者数が減少している会場があるため、実施会場の見直しが必要。	こども家庭支援課
40	幼児教育・保育施設における食育の推進	・こども自身が自然の恵みに感謝する気持ちを持ち、望ましい食習慣やマナーを身に付けることができる「食育」を推進します。	・各幼児教育・保育施設、家庭、地域が連携して、幼児に対し食育の企画や実践を増やします。	○	給食時間等に食育を行うことができたため。	幼稚園、保育所では、保育計画、食育計画に基づいた食育を実施し、栽培やクッキング、給食等を通して、子どもたちが食育に関わる機会を持っている。	保育課程や食育計画を引き続き見直していく。また園から家庭へ食の安全や口腔機能(咀嚼・嚥下)等といった情報を積極的に発信していく。	保育所幼稚園課
41	歯の健康の推進 (むし歯・歯周病予防の推進)	・乳幼児期を通して、歯科検診及び歯と口腔の健康づくりを支援していきます。	・1歳6か月児健診及び3歳児健診において、歯科検診、歯科相談を行います。また1歳6か月児健診でフッ化物塗布受診券を配布し、むし歯予防の推進、及びかかりつけ歯科医での予防管理の定着を図ります。	○	R4より、1歳6か月～3歳未満を対象に歯科医療機関におけるフッ化物塗布事業を開始した。 フッ化物塗布受診券の利用が、かかりつけ歯科医をもつきっかけの一つになっている。	【受診者数】1歳6か月児健診1,154人、3歳児健診1,308人 フッ化物塗布361件 歯科検診後に歯科衛生士による歯科相談を実施した。 1歳6か月児健診時に、医療機関で実施するフッ化物塗布受診券を配布。 フッ化物塗布の実施医療機関一覧を配布し、フッ化物塗布の必要性について啓発した。	フッ化物塗布実施率が低下しないよう、引き続き啓発を行う。	こども家庭支援課
			・公立保育所・幼稚園等において、フッ化物洗口やブラッシング指導を進めます。	○	■公立保育所・幼稚園・認定こども園 計画どおり実施したため。 ■小・中学校 歯みがき指導については、1人1つずつ実物大の顎模型を使ったり、染め出しをしたりして実施した。 (実施校)小学校29校・中学校12校・義務教育学校2校	■公立保育所・幼稚園・認定こども園 フッ化物洗口については、公立保育所・幼稚園・認定こども園の全園にて実施した。 ブラッシング指導に関しても、各園において、検診にあわせて歯科衛生士を招いての指導を行ったり、日々の指導の中で実施した。 ■小・中学校 学校において感染対策を講じ週1回フッ化物洗口を行った。 歯みがき指導については、学校歯科医や歯科衛生士と連携して指導を行った。	フッ化物洗口、歯みがき指導とも継続して実施する。	保育所幼稚園課 学校教育課

(2) こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

①乳幼児期からの心とからだを育む体験の充実								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
42	本の読み聞かせの啓発	・絵本の読み聞かせを通した親子の情緒的交流を支援します。	・乳幼児健診時におすすめの絵本リストの配布や、読み聞かせの大切さについて情報提供を行います。	○	絵本リストの配布を例年通り実施。 4か月児健診の際に市立図書館司書による絵本の読み聞かせや絵本の紹介を行っている。 司書のおはなし会195回実施(年間) 司書延べ35人参加。	絵本リスト配布人数 【4か月児健診】1,116人 4か月児健診の際に、絵本の読み聞かせと絵本の配布(ブックスタート事業)を実施。	継続して実施する。	こども家庭支援課 中央図書館
			・本の読み聞かせの充実を図るため、ボランティアやNPOなどの市民団体と協働し、読み聞かせを実施します。	○	4か月児健診の際に、関係課と共にブックスタート活動を実施。市立図書館司書は絵本の読み聞かせ、おすすめ本の紹介を担当。	絵本の読み聞かせ、おすすめ本の紹介、おすすめ本のリストの配布	関係課と協力し、ブックスタート事業を継続実施することで、引き続き絵本の読み聞かせの大切さをPRしていく。	こども家庭支援課

43	図書館の充実	・「松江市子どもの読書活動推進計画」に基づき、こどもへの読書支援に取り組みます。	・子育て支援センター、各幼児教育・保育施設と連携し、親子で本に触れる機会の充実を図ります。	○	コロナ禍前の状況に戻りつつあり、さまざまなイベントを開催できたため。	イベント等の開催 【乳幼児向けおはなし会】51回 634人 【幼児・小学生向けおはなし会】11回 93人 【幼児・小学生向けストーリーテリングおはなし会】47回 348人 【こどもの読書週間イベント「親子でおはなし給食を食べよう!」】4/26（土）27人 【夏休みイベント「えーほんよんで～おはなしの時間スペシャル」】8/9（土）143人 【夏休みイベント「親子で楽しむブックトーク」】8/10（日）19人 【夏休みイベント「グリムのおはなし会」】8/30（土）33人 【読書週間イベント「秋のおはなし会」】11/7（金）41人 【ストーリーテリングおはなし会スペシャル「アジアのむかしばなし」】11/29（土）31人 【読み聞かせ等研修会】講師派遣 7回	より多くの方に本に触れる機会を持っていただけるよう、関係課との連携を図る。	中央図書館
44	子育て支援センターの「つどい」の開催	・親子のふれあい遊びや季節の行事、親子で文化・芸術にふれる体験などの提供を行います。	・あいあいや各地域のサテライトで「つどい」を開催し、こどもの心やからだを育てる体験を提供します。	○	子育て支援センター（あいあい）において、母親同士の交流の場を増やした。	【実施力所】9施設 【実施回数】221回開催	引き続き、子育て中の親子と地域の人とのかかわりを深めるため、地域の子育て支援者との連携が必要である。市報や支援センター発行の情報誌などを利用して子育て支援者を募集し人材を増やす。	こども家庭支援課
45	児童館による遊び場の提供	・こどもに健全な遊びを提供して健康を増進し、また、情操を豊かにするため児童館を運営します。	・東津田児童館、八雲児童センターにおいて、親子、友達、地域の方と関わりを持ちながら遊び・体験ができる場所を提供するとともに、年間を通して楽しみながら活動できる行事を実施します。	○	毎月、未就学児とその保護者を対象としたイベントを開催した。	●年間延べ利用者数 東津田児童館10,290人（対前年比92%） 八雲児童センター4,164人（対前年比79%） 各施設のホームページや児童館だより等にて、施設、イベント等の情報の周知を行った。	引き続き積極的な広報活動や魅力的な事業を行い、子どもの健全な遊び場を提供していく。 引き続き、親子で参加できる魅力的な事業を計画するとともに、ホームページやAIコンシェルジュを活用して情報提供していく。	保育所幼稚園課
46	妊婦・親子連れが出かけやすい環境整備	・「松江市ひとにやさしいまちづくり条例」などを踏まえた環境整備を進めます。	・公共施設などのバリアフリー化や優先駐車場の配置を適切に実施します。	—	建築確認申請や相談のつど対応するものであり、計画的に実施するものではないため。	建築確認申請等審査及び相談窓口において条例の説明を行い、目的に沿った施策推進を行った。	継続して実施する。	健康福祉総務課
			・遊具をはじめとした公園施設の更新・新設などの機能強化に繋がる環境改善を行い、「使いやすい」「使いこなせる」公園づくりを進めます。	○	随時更新し、計画通り進めた。	・バリアフリースイレ改修工事 1基 ・「松江市ひとにやさしいまちづくり条例」を踏まえた千鳥南公園の再整備工事	・千鳥南公園再整備 ・損屋ふれあい代替公園整備 ・東出雲中央公園トイレ更新工事	公園緑地課
47	こどもの体験を広げる取組等の情報提供	・さまざまな団体が実施するこどもの体験を広げる事業やイベント等の情報を提供します。	・ホームページ等を活用し、情報提供を行います。	○	市内9カ所の子育て支援センターの事業をタイムリーかつ分かりやすく周知するために、ホームページの掲載内容やXの発信内容の見直しを行った。	【ホームページ更新回数】月10回程度 【Xフォロワー数】1,980件（R8.3.31） ホームページに子育て支援センター9カ所の情報と登録自主サークルの事業、保育所・幼稚園・幼保園の園開放日等、月毎のカレンダー方式で情報提供を行った。 ホームページで情報提供したものを紙ベースにして各子育て支援センターに掲示し、ホームページでの情報提供に関心を持ってもらえるよう働きかけた。 Xを利用し、全子育て支援センターの月の行事予定や、ホームページの更新情報の提供を行った。	利用者のニーズに合った正確な情報をいち早く利用者に伝えることができるよう、引き続きホームページやXの活用方法を工夫しながら情報提供していく。	こども家庭支援課

②就学前教育・保育を提供する体制の確保								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
48	必要量に応じた就学前教育・保育を提供する体制の確保	・各年度における教育・保育の量の見込みや利用児童数の推移、待機児童数の推移等に基づき、就学前教育・保育を提供する体制を確保します。	・各幼児教育・保育施設を基本として提供体制を確保します。	○	待機児童数は解消され、不承諾件数も減少している。	毎月、不承諾者数についての情報提供を保育所等に対して継続して行い、受け皿の確保につなげている。施設整備については予定通り事業実施ができた。	地域ごとの保育ニーズを把握し、ミスマッチを解消できるよう、保育士確保策や離職防止対策の構築、民間認可保育所の整備等を行うことも含めて対応していく。	こども政策課
			・保育ニーズには認可保育所及び認定こども園で対応していくことを基本とし、年度途中で生じる待機児童の解消を図るため、認可保育所及び認定こども園の利用定員の弾力化などを継続して実施します。	○	年度中途の受入増のための対策として地区ごとの不承諾者数のデータを各施設に情報共有した。	【令和8年3月実績】 保育所定員：7,212人 入所児童数：6,628人 入所率：約91.9% 弾力化を行った施設数：85施設中17施設	保育士確保を支援し、年度中途の受入増を目指す。特に0歳児、1歳児からの入所が増加傾向にあるため、該当年齢の受入れの拡充に取り組む。	こども政策課
			・年度中途の入所を受け入れるため、あらかじめ保育士を確保する私立保育所に対する支援を行います。	○	待機児童数解消に向けて、年度中途に児童を受け入れるための保育士を早期に確保した私立保育所に対し、当該保育士の雇用に要する経費の一部を補助した。	保育士確保数（112人） 年度中途の入所枠（284人）	待機児童数は、令和元年度末77人、令和2年度末50人、令和3年度末3人、令和4年度末20人、令和5年度末1人、令和6年度末6人、令和7年度末0人となっている。令和8年度も引き続き待機児童の解消に向け、私立保育所の保育士確保に支援を行う。	こども政策課
			・中学校区ごとに需要と供給のバランスをみて、年齢ごとに必要量に応じた利用定員の確保を図ります。	○	玉湯学園校区においてのみ提供体制の不足がある。	玉湯学園校区の新設保育所の認可審査を行った。	玉湯学園校区において認可保育所（認可定員80名、利用定員30名）の新設により、令和8年7月をもって市全域で不足は解消される見込み。 今後需給状況を鑑みて、新たな認可は行わない方針。少子化の影響に伴い、施設及び保育士の余剰が発生する可能性があるが、その分保育の質の充実を図る。	こども政策課
			・老朽化した子育て関連施設の新築や改修、また、空調設備更新、照明設備のLED化や遊具の新設など機能強化に繋がる環境改善を行います。	○	長寿命計画に基づき、計画的に更新工事を実施した。	空調設備更新：2園 照明設備のLED化：5園 屋根改修工事：2園	引き続き、こどもが安心安全に活動できるよう環境改善を図る。	保育所幼稚園課
49	公立幼稚園の再編	・公立幼稚園の再編に取り組みます。	・こどもにとって望ましい集団規模で生活できる環境を整えるため、令和4年度に策定した「松江市幼稚園・保育所・認定こども園のあり方計画」をもとに、園児数が減少している公立幼稚園の再編に取り組みます。	○	検討事項としていた中学校区について方針を打ち出すとともに、現在の園児数を踏まえた計画見直しを実施した。	検討事項としていた第二中学校区については、城東保育所・ふじのみ園複合化整備と合わせた計画として、川津幼稚園敷地内に幼保連携型認定こども園を建設する方針を打ち出した。 湖北地区については、幼稚園児数が急激に減少しているため、地区内住民や幼稚園、小学校関係者からなる「湖北統合学園建設委員会」にて議論を重ね、湖北学園内の園舎新設計画を見直し、既存園の活用による再編方針を打ち出した。	公立と民間との役割分担、地域特性にも配慮しながら、検討を行う。	こども政策課
50	保育所における特別な支援が必要なこどもの受入れの充実	・各認可保育所で特別な支援が必要なこどもの受け入れを行います。	・私立保育所等に対し、障がい児保育事業、発達促進保育事業による支援を継続して実施します。	○	障がい児等を受け入れ、職員を加配している私立保育所等に、加配職員の人件費の一部を補助した。	【障がい児保育事業】 1名入所：14園 2名入所：5園 3名以上：2園 【発達促進事業】 実施園：10園 【多様な事業者の参入促進・能力活用事業】 実施園：1園	令和8年度は補助基準額を一部引き上げ、支援の充実を図る。	保育所幼稚園課
			・公立保育所で特別な支援が必要なこどもの受入れを行います。	○	公立保育所・認定こども園に入所する障がい児の発達状況等に応じ、必要に応じて、より充実した支援が行えるよう加配保育士・加配保育教諭を配置した。	【障がい児保育事業】 1名入所：3園 2名入所：2園 3名入所：1園 4名入所：2園 【発達促進事業】 1名入所：2園 2名入所：2園 4名入所：1園 5名入所：1園	令和8年度も継続して実施する。 対象児が在籍するクラスが複数にわたる場合等、効果的な支援のあり方について、工夫が必要である。松江市発達・教育相談支援センターとも連携しながら取り組む必要がある。	こども政策課
					概ね順調に進んだ。	特別な支援が必要なこどもに対して、幼児観察を行い、主管課のこども政策課と連携をし、加配保育教諭の配置協議を行った。	引き続き、公立保育所・認定こども園で支援の必要なこどもに対しての支援についてこども政策課と連携をしながら進めていく。	発達・教育相談支援センター
51	幼稚園における特別支援教育の充実	・特別支援幼児教室の拡充とともに、幼稚園・保育園における特別支援教育の充実を図ります。	・特別支援幼児教室の設置、特別支援教育指導員等の配置により、市内全域にわたる支援体制を構築します。	○	各園所や地域の状況を受け、柔軟な対応を行い、利用日や受け入れ人数を増やしていった。	特別支援幼児教室の状況や、各園所の配慮が必要な園児について、松江市発達・教育相談支援センターと情報共有しながら、加配の配置等の支援や環境整備等を検討・協議し、迅速な対応を行った。 幼保園のぎにおいて、医療的ケア児の受け入れを行った。	特別支援幼児教室及び各園所における配慮が必要な園児数は、年々増加の傾向にある。松江市発達・教育相談支援センターと連携し、研修会の充実や訪問による助言を行いながら質の向上を図る。また、幼稚園再編を踏まえた特別支援幼児教室の設置のあり方について松江市発達・教育相談支援センターと協議し、今後も増えることが推測される配慮が必要な園児の受け入れができるようにしていく必要がある。	こども政策課
					特別支援幼児教室の新任設置園長、新任担当者を対象に研修を行った。 年2回、特別支援指導員・介助員等研修を計画通り実施した。	年度当初は特別支援幼児教室の概要や指導についての講話・説明を行った。また新任担当者に対しては2学期に実践発表を含む研修会を実施し、指導の充実を図った。 前期は各園所でyoutubeによる講話の視聴と協議シートによる情報共有を行った。後期はグループ協議を行い、相談員・介助員等の支援力の向上を図った。	引き続き、継続して研修を実施し園内の支援体制の充実を図る。	発達・教育相談支援センター

52	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施に向けた体制の確保	・乳幼児のための新たな通園給付制度である乳児通園支援事業を実施します。	・令和8年度からの本格実施に向け、乳児等通園支援事業の提供体制を確保します。	○	令和8年度からの実施に向け、実施施設を決定し、乳児等通園支援事業の提供体制を確保することができた。	事業所説明会やアンケート調査を実施し、実施施設を決定。 認可施設数：5施設 (うち余裕活用型で4施設が4月より実施予定) 利用方式 ・柔軟利用 1施設 ・定期利用 3施設	実施施設4施設が利用定員数内で実施する余裕活用型での実施のため、入所児童が増えると利用可能枠がなくなる可能性がある。ニーズに対応できる利用枠を確保するため、令和8年度も事業所への説明会を開催し、実施施設の確保に努める。	保育所幼稚園課
			・乳児等通園支援事業の利用終了後、教育・保育施設の利用への移行を支援するため、満3歳児クラスの活用など、情報提供・情報共有ができる体制を整備します。	—	令和7年度は準備期間であるため未実施。	令和7年度は準備期間であるため未実施。	利用者のニーズを把握し、実施施設と連携をとりながら支援体制を整備する。	保育所幼稚園課

③就学前の教育・保育の質の向上

No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
53	就学前の教育・保育内容の指導監督の実施	・教育・保育の内容について、各幼児教育・保育施設の指導監督を行います。	・各幼児教育・保育施設の運営基準の確認を行うなかで、教育・保育の質の向上を図るため、教育・保育の内容について指導や監督を行います。	○	訪問指導計画に基づき、計画通りに実施することができた。	長期及び短期保育計画に基づき保育指導案を立案し、所属園（所）内の職員を交えて公開保育を実施した。こどもの発達に応じた保育がこども主体で展開されているかを評価し、参加者で共有した。こどもをまんやかに据え各園・所の特色を生かした保育の実現に向け指導助言を行った。	公開された保育が単発的にならず、この日の学びや気づきが職員の意欲となり保育の質の向上につながるよう訪問指導を継続していく。	こども政策課
54	体罰や不適切な指導の防止	・各幼児教育・保育施設の職員を対象とした研修会を開催します。	・市内の各幼児教育・保育施設の職員を対象に、園における不適切なかかわりや指導の防止に関する研修会を開催し、不適切な保育の未然防止を図ります。	○	虐待及び性被害を防止に関連する研修を年7回実施した。	内容として『こどもの人権』『こどもの人権を大切にする保育』『こどもを性被害から守るためにできること』『こども理解』『”学び合う・高め合う・支え合う”職場環境をつくり出すマネジメント』についての研修を実施し、実施方法はオンライン及び参集型で行った。特に参集型の研修では、より実践につながる取組として、具体的な場面を想定した演習を取り入れた研修を行った。	虐待や性被害防止に関連する様々な視点の研修を行う。また、オンライン研修は各園所内から参加できるため参加者が多くなる一方で、演習を取り入れた研修は参集型のため参加者人数が限定されてしまう。今後はオンライン及び参集型の両方の研修を企画すると共に、限定動画配信をする等も検討し、多くの職員が研修を受けることができるようにしたり、複数回研修を受けることができるようにしたりして、職員の人権意識を高め、虐待や不適切な指導を防止する必要がある。	こども政策課
55	こどもの命に関わる重大事故防止の徹底	・各幼児教育・保育施設に対し研修会等を開催します。	・令和2年度に起きた節分行事における誤嚥事故を踏まえ、研修会等を行い、こどもの命に関わる重大事故の防止を徹底します。	○	計画通り、オンライン研修を行い、研修後には限定動画配信を実施することができた。	重大事故を防止するためにはそれ以前のヒヤリハット事案の受け止めが重要であるため、『保育におけるヒヤリハットの理解や保育の質を高める組織的取り組み』についての研修を実施し、研修後、研修の限定動画配信を行った。	重大事故防止に関わる研修内容を吟味すると共に、研修の動画配信を行う等することで、多くの職員が研修を受けることができるようし一人一人の職員と園所の組織自体の危機管理意識が高まるようにする。	こども政策課
56	職員に対する研修や指導の充実	・各幼児教育・保育施設の職員等を対象とした研修会を開催します。	・市内の各幼児教育・保育施設の職員を対象に教育・保育のスキルアップや安全管理等に関する研修会を開催し、教職員の資質向上に努めるとともに、相互の理解と連携を深めます。	◎	年間13講座を計画し、計画通り研修を実施することができた。	こどもの人権や健康、安全・安心な保育環境、不適切な保育や性被害の防止、メンタルヘルス、組織マネジメント等、保育者の人権意識や安全衛生の向上やスキルアップにつながる内容の研修を参集型またはオンラインで実施した。	引き続き、虐待の防止、こどもの性被害防止、幼児教育における3要領・指針の改定、架け橋期の幼小接続等社会情勢や幼児教育施設のもつ課題に合った研修や安全・安心なこども主体の教育・保育を推し進められるような研修を取り入れていく。また、参集型の研修では演習を取り入れることで、より自身の保育の振り返りができるようにしていく。	こども政策課
		・各幼児教育・保育施設に対し、保育や調理に関する指導を行います。	・幼児教育アドバイザー、管理栄養士による訪問指導を実施します。	○	幼児教育アドバイザーの業務として、各園所への訪問指導と何でも相談をほぼ予定通りに実施することができた。訪問指導においては「幼児教育こどもまんなかビジョン」を活用し、教育・保育の向上のための支援を行い、ビジョンの活用を周知した。また、なんでも相談においては、各園所からのこどもの人権やこども主体の保育、不適切保育の防止、チーム保育について等広範囲の相談依頼を受け、広く対応した。また、管理栄養士による訪問指導も予定通りに実施することができた。	保育指導案による公開保育・自己評価・研究協議・指導助言、全体的な計画・年間指導計画・月週案等の計画・評価に対する指導を行った。また、「松江市幼児教育こどもまんなかビジョン」を基にこどもの活動やこどもの内面の育ちの読み取り等について助言を行った。また管理栄養士の訪問は『食事に配慮が必要なこどもへの対応』をテーマとして指導をし、食材の選定や食事内容、食環境等について各施設にて聞き取りや協議を行った。	引き続き「松江市幼児教育こどもまんなかビジョン」の浸透に向け、訪問指導の際に、ビジョンの内容を関連付けながら指導助言を行い、園の特色を生かした保育の充実を図る。さらに、松江市幼児教育こどもまんなかビジョン推進事業の実践や事例研究についてアドバイスをを行い、保育の質の向上を図っていく。また、管理栄養士の訪問指導に関しては、誤嚥事故等の発生により給食に使用できる食材や提供方法に制限ができたが、事故防止とこどもの育ちとの両面から見て、どのようにバランスをとっていくのかが今後の課題である。また、異物混入の給食事故件数が増えているため、注意喚起の手紙や場合によって具体的な事故予防策を見出すアドバイスを行っていく必要がある。	こども政策課
			・各幼児教育・保育施設が行う自主研修を支援します。	◎	松江市保育研究会が行う研究活動等の経費に補助を行った。	松江市保育研究会が行った研究活動等 ・総会 ・部会活動 ・キャリアアップ研修 ・延べ参加者800人	令和7年度も補助金を継続する。	こども政策課
		・公立幼稚園に対し、教育に関する指導を行います。	・公立幼稚園に対し、指導主事等による訪問指導を行います。	○	派遣依頼のあった幼稚園及び認定こども園に訪問指導を計26回実施することができた。	公開保育、実践発表等の指導・助言を行った。	幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容、学級経営の内容、幼小接続や「松江市幼児教育こどもまんなかビジョン」に関する内容等について、継続して訪問指導を行う。	こども政策課

			・松江市幼稚園教育研究会が行う初任者研修、実践発表会を支援します。	○	依頼のあった幼稚園及び認定こども園に訪問し、個別指導等を行った。	初任者研修にて指導を行った。年間を通して継続した実践研究についての指導を行った。	園長会、市幼研等と連携しながら、研修の内容や計画などを検討し実施する。	こども政策課
57	地域等との連携による質の向上	・児童や保護者と地域住民や異校種との交流を行い、こどもの経験を広げます。	・こどもたちが松江の文化や伝統を身近に経験しながら育つことができるよう、各幼児教育・保育施設が行う地域住民との交流を支援します。	○	子育て家庭の父母、家族等を対象に子どもの生活リズム作りや、食育、命の大切さ等の講習会、講演会を実施。	地域交流活動事業・子育て講座実施施設 公立幼稚園：14園 公立幼保園：7園 公立保育所：8園 私立保育所等：47園	令和8年度も引き続き実施する。 ※「しまねすくすく子育て支援事業」による補助事業	保育所幼稚園課
58	教育・保育に係る各地域の人的資源の活用 【再掲：2-A-(1)-②】	・公民館を中心に、子育て支援に係る人材や企業・団体と幼児教育・保育施設がつながる体制をつくります。	・公民館区を中心に教育・保育に協力できる個人・団体を募集の上、リスト化し活用方法を検討します。	△	人材のリスト化や体制づくりに向けて、関係機関との調整を進めた。	人材リスト作成や体制づくりについて、関係機関と情報共有を行い連携を図った。	人材リストの作成や体制づくりについて、引き続き関係機関との連携を図りつつ、今後の進め方についても協議を行う。	こども政策課
59	各幼児教育・保育施設における人権教育の推進 【再掲：1-(1)-①】	・保育所保育指針、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、人権教育を推進し、こどもと職員の人権意識の向上を図ります。	・教育・保育活動全体を通じてこどもに対して日常的に人権教育の推進に取り組みます。	○	各園所からこどもの人権に配慮した保育の取組の実態を聞き取ったり、実際の所園の様子を把握したりし、人権教育の推進を図った。また、人権に特化した内容の研修以外でも幼児教育・保育は人権教育が基盤となることを伝えていった。	訪問指導や研修会等の機会を通して、職員への人権意識を高める指導や助言を行った。	今後も、継続した訪問指導や研修の機会をもつことが必要である。様々な保育・教育現場での課題を踏まえた研修や指導助言の場で幼児教育・保育の基盤は人権教育であるということを伝え職員の意識付けを行うことで、職員の人権意識の向上を図り、こどもや保護者の人権意識の向上にもつなげていく。	こども政策課
			・各幼児教育・保育施設の訪問指導を実施し、職員の資質向上を図ります。	○	保育所・幼稚園・認定こども園の訪問指導は概ね予定どおり実施した。	申請訪問等：23回（参加者数：280人）	訪問指導により、保育における人権意識の向上と保育者同士の人権感覚や協力的体制づくりの指導をしていくことが必要である。	人権男女共同参画課
			・各幼児教育・保育施設の職員を対象に、人権に関する研修を実施し、「子どもの権利条約」について理解を深めます。	○	人権男女共同参画課と連携を取りながら、各園所に対して人権教育出前講座の周知を行ったり、訪問指導の際に人権について触れながら指導助言を行い、人権への意識付けを行ったりした。	訪問指導において人権の観点を含めた指導・助言や人権に関する研修を行った。	今後も継続した研修の機会や訪問指導での人権を基盤とした助言・指導の場をもつことが必要である。研修等の中で人権教育を関連づけ、職員の人権意識が高まるようにする。	こども政策課
					保育所・幼稚園・認定こども園等教職員人権教育研修は、令和6年度から公立保育所及び民間の保育所・幼稚園・認定こども園も対象に拡げ実施した。	研修：2回（参加者数：74人）	幼稚園・保育所・認定こども園等職員人権教育研修により、人権教育を推進するための研修を実施する。	人権男女共同参画課
60	松江市幼児教育こどもまんなかビジョンの推進	・各幼児教育・保育施設の職員を対象とした、具体的な実施に向けた取組を進めます。	・市内の各幼児教育・保育施設の職員を対象とした研修会を開催し、ビジョンについてのより深い知識の浸透を図ります。	○	松江市幼児教育こどもまんなかビジョン推進事業に基づき、研修会を年2回実施した。	第1回研修会では「松江市幼児教育こどもまんなかビジョン」について理解を深めると共に幼児教育・保育における活用の仕方についての研修、第2回研修会では計3回の実践推進園の保育実践を総括する研修を実施した。	引き続き、第1回研修会では「松江市幼児教育こどもまんなかビジョン」の内容や活用について、また、前年度の松江市幼児教育こどもまんなかビジョン推進事業を踏まえた当該年度の方向性についての研修を実施し、第2回研修会では計3回の実践推進園の保育実践を総括する内容の研修を実施し、「松江市幼児教育こどもまんなかビジョン」の浸透を図っていく。	こども政策課
			・研究園を指定し、各幼児教育・保育施設の全ての職員の保育の質を高めるために効果的な発表を行います。	○	松江市幼児教育こどもまんなかビジョン推進事業計画に基づき、6つの実践推進園の研究発表会を計3回実施した。	6つの実践推進園がそれぞれの園所の特色や課題に基づく視点をもって保育に取り組み、その成果や課題等をまとめて計3回の研究発表会において発表し、実践推進園以外の園所の教育・保育の充実を図った。	引き続き、6つの実践推進園が保育実践を計3回の研究発表会で発表し、実践推進園の取組を聞いた実践推進園以外の職員が日々の保育の振り返りを行い、様々な気づきを得ることで保育の質の向上が図られるようにする。また、各小学校へ研究発表会の周知をし、幼児教育について理解を深めてもらう機会とし、幼小連続にもつなげていく。	
			・各幼児教育・保育施設での取組をまとめた実践事例集の作成を行います。	○	松江市幼児教育こどもまんなかビジョン推進事業に基づき、令和7年度版の保育実践事例集を作成した。	松江市幼児教育こどもまんなかビジョン推進事業に基づき、22園所の研究事例と6つの実践推進園の保育実践をまとめた冊子を作成した。	引き続き次年度も、35園所の研究事例と実践推進園の6つの保育実践をまとめた保育実践事例集を作成する。	

④就学前教育から小学校教育への円滑な接続の促進								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
61	学びの基礎力の育成	・松江市内の各幼児教育・保育施設で育ったこどもを同じ視点で育て、学びの基礎力をもって小学校へ入学できるよう取組を進めます。 ・各幼児教育・保育施設の職員が、年齢に応じたこどもの教育上の課題を共有できる取組を進めます。	・各幼児教育・保育施設の職員及び小学校の教職員を対象に、「松江市保幼小接続カリキュラム（平成25年12月作成）」を実践するための研修を行います。	○	「松江市保幼小接続カリキュラム」に特化した研修は行えなかったが、「松江市幼児教育こどもまんなかビジョン」の周知や活用の際に引用した。	幼児教育施設と小学校との接続の礎となるように作成した「松江市幼児教育こどもまんなかビジョン」を活用する中で、「松江市保幼小接続カリキュラム」の内容も包含して研究事例を行う等した。	教育委員会と連携し、引き続き「松江市保幼小連携カリキュラム」を研修において引用したり、「松江市幼児教育こどもまんなかビジョン」の活用時に引用したりする。	こども政策課
			・小学校教育への円滑な接続促進のために各幼児教育・保育施設と小学校が共通の認識のもとに架け橋期カリキュラムを作成されるよう取組を進めます。	○	令和8年3月に松江市の幼小接続を円滑に進めるために「松江市こどもまんなか幼小架け橋プログラムの手引き」を作成することができた。	幼小連携推進連絡協議会や松江市こどもまんなか幼小架け橋プログラムの手引き検討会において、松江市の幼小接続を円滑に進めるための手引きとなる「松江市こどもまんなか幼小架け橋プログラムの手引き」の作成に向けた内容の検討を行い、令和8年3月に「松江市こどもまんなか幼小架け橋プログラムの手引き」を作成した。	今後、作成した「松江市こどもまんなか幼小架け橋プログラムの手引き」を市内の幼児教育施設に冊子として配付し、研修等で内容の周知をしたり、幼小職員の研修や職員同士の交流・学びの場において活用したりしていく。そして、職員同士の対話が進んだ結果として、カリキュラムの作成へとつながっていくための伴走支援を行っていく。	こども政策課
			・同一小学校区内の各幼児教育・保育施設で「学び力」をつなげていくための場を設け、各小学校区内での一年間の過ごし方についての情報共有や連携を図ります。	○	「架け橋期カリキュラム」の作成を第一目標にせず、まずは幼児教育施設と小学校の関係者との対話・人間関係づくりを大切に幼小接続を進めた。	幼児教育施設と小学校との接続を円滑に進めるための指針として、「松江市こどもまんなか幼小架け橋プログラムの手引き」を作成した。	こども政策課と連携し「松江市こどもまんなか幼小架け橋プログラムの手引き」の普及・活用を進め、引き続き「架け橋プログラム」の推進に伴走支援を行う。	学校教育課
			・同一小学校区内の各幼児教育・保育施設で「学び力」をつなげていくための場を設け、各小学校区内での一年間の過ごし方についての情報共有や連携を図ります。	○	松江市のこどもに育てたい3つの力「かしこい体」「生活する力」「学び力」をつなげていくための情報共有や連携を図ることができた。	幼小接続担当者研修会では、各小学校区で架け橋期のかしこい体づくりについて話し合うとともに、幼小の情報交換を行った。 幼小接続管理職研修会では、川上洋子先生、池田哲也先生の講義を聴講し、架け橋期の重要性について理解を深めた。	保幼小の架け橋プログラムの取組を進め、保幼小の連携をより一層推進し、情報共有や連携を行いやすい環境を整える。	学校教育課
62	一人ひとりのこどもの情報の共有化促進	・各幼児教育・保育施設の職員の連携により、一人ひとりのこどもの個性を生かせるよう情報の共有化を進めます。	・研修会を保幼小合同で実施し、職員の連携促進を図ります。	○	幼小接続の管理職研修と担当者研修を各1回開催し、直接話し合う場づくりができた。	幼小接続管理職研修及び担当者研修を行い、幼小接続の基本的な考え方について学びを深めたり、カリキュラムの作成に向けて意見交換を行ったり、あるいは、体づくりに視点をおいたカリキュラムの一部作成を行った。また、各園所に小学校との接続に関するアンケートを行い、実態把握を行った。	各小学校区により幼小接続の段階やあり方には差があるため、再度接続に関する実態把握をしたり、持続可能な幼小の接続方法について助言等をしたりする。	こども政策課
			・就学に向けて、また就学後においても保幼小が連携しこどもの育ちを支えます。	○	配慮が必要なこどもに対応した「移行支援会議」、小学校の園所訪問及び保幼小連携シート活用等により、こどもの育ちの情報を共有した。	・移行支援会議、小学校の園所訪問、保幼小連携シートを実施した。	感染症等の拡大状況に応じて、研修形態を工夫する。	学校教育課
					保幼小連絡会は、小学校区の実態に応じ、ほぼすべての学校で実施。		こどもたちのより良い育ちに向けて、今後もこどもの情報の共有化について工夫していく。	学校教育課
63	各幼児教育・保育施設の交流活動の推進	・就学前児童と小学校児童との交流活動等を推進し、小学校への円滑な就学を進めます。	・各幼児教育・保育施設・小学校等で就学前児童と小学校児童との交流を継続して行います。	○	園児と児童の交流は少しずつ行われ始めているが、小学校や幼児教育施設により差が見られる。	園児と児童の交流に関する話し合いが研修会等の機会をきっかけとしてでき、少しずつ園児と児童の交流が行われ始めている。	今後、小学校と幼児教育施設が「松江市こどもまんなか幼小架け橋プログラムの手引き」を活用しながら同じ認識をもち、ねらいをもった園児と児童の交流が行われるよう伴走支援を行う必要がある。	こども政策課
					新型コロナウイルス感染症前の状態までには至っていないが、保幼小の交流活動が少しずつ再開されてきている。	小学校区の保幼小の担当者が実態に応じて、めざすこども像や育てたい力を話し合った。	保幼小の連携を進めるために、職員間の対話を大切にしていく。	学校教育課
64	学園（中学校区）での連携推進	・学園（中学校区）の各幼児教育・保育施設及び地域との連携を推進します。	・各学園の学園教育推進会議等への各幼児教育・保育施設の代表者の委員参加を進めます。	○	各学園ごとに、委員として幼稚園、幼保園、保育所代表を選出していた。いた。	各学園において、各1～3名の委員の参加があった。	協議内容として、保幼小の連携等の視点等も取り入れていく。 委員の選出については、継続して幼稚園、保育所等の代表を推薦していただく。	学校教育課
65	円滑な接続に向けた家庭の支援	・保護者に向けて小学校生活の手がかりとなるような情報提供を行います。	・各幼児教育・保育施設と家庭が連携して「生活する力」を育み小学校生活の見通しを立てることができるよう、情報共有の冊子等を保護者に提供します。	◎	5歳児クラスの園児に配布する就学前の手帳「5歳児のご家庭もいっしょにステップ！」に幼小接続についての内容を盛り込んだ改訂版（R8年度用）を作成し、配布を行った。	保護者アンケートを基に、5歳児クラスの園児に配布する就学前の手帳「5歳児のご家庭もいっしょにステップ！」の大幅な内容の改訂を行い、入学に向けた保護者にとってより有用性の高い情報を掲載すると共に、松江市で力を入れている幼小接続の内容を盛り込んだ冊子の作成を行った。	関係機関や保護者からのフィードバックをもらい、毎年更新していく。	こども政策課

2生まれる前からおとなになるまで～ライフステージに応じた切れ目ない支援～

B 学童期・思春期

- ・小中一貫教育を基軸に、各中学校区で共同した学力向上の取組をすすめると共に、発達段階に応じた系統的なふるさと教育を行い、松江に愛着をもつ人材を育成します。
- ・電子メディアの急激な普及により、こどもたちの生活にもより身近なものとなり影響を与えていることから、電子メディアとの望ましい付き合い方や正しい生活習慣の形成に取り組みます。
- ・いじめや不登校など、こどもたちを取り巻く様々な課題に対し、人権意識の向上を図るとともに、学校の組織的な取組の推進やスクールソーシャルワーカーの派遣により、きめ細やかな支援を行う体制の充実を図ります。
- ・遊び場の充実に加え、学校外において安心してこどもを預けられるよう、放課後児童クラブの整備や放課後こども教室の活動を支援します。

（１）学校における学びの充実								
①地域の教育力を活かした学校教育の充実								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
66	小中一貫教育（学園教育）の推進	・こどもたちの健やかな成長を図るために地域の教育力を生かし、幼児期から義務教育9年間の発達を見すえて、一貫した指導体制を構築します。	・学園（中学校区）ごとに、地域や児童・生徒の実態を踏まえ、それぞれの校区の特色を生かし、地域・保護者と協働して小中一貫教育を推進します。	○	多くの学園において、学園の実態に応じて活動を見直し改善を図りながら小中交流や小小交流活動を実施した。 異学年交流活動は各校が工夫をして実施した。	学園（中学校区）で一貫した指導・支援すべき内容を明確化・重点化し、学園の特色ある教育を推進した。 幼小接続を円滑に進め、架け橋期にこどもが安心して力を発揮し学びや生活を楽しめるような指針として「松江市こどもまんなか幼小架け橋プログラムの手引き」を作成した。	引き続き、幼児期から小中学校まで一貫した「たての一貫教育」と、学校・家庭・地域が協働した「よこの一貫（環）教育」を柱とし、さらなる「学園教育」の推進と充実を図る。 幼小の連携を推進するための「幼小接続研修」を継続して実施する。	学校教育課
			・各学校で工夫した授業づくりを進めるため、指導主事による学校訪問指導を行います。	○	複数の指導主事、教育指導講師で分担をして、計画通り訪問指導を実施した。	授業づくり支援（新任講師対象）訪問（計3人：中3人） ほっとライン訪問指導（計14人：小7人、中6人、義1人） 研修訪問指導（計3校：小2校、中1校）	若手教員の増加、ICT環境の整備等に伴う小中一貫教育を基軸とした指導力向上を目指した訪問指導を実施する。	学校教育課
67	児童生徒の学力向上への取組	・小中一貫教育を基軸に各学園（中学校区）で共同した学力向上の取組を進めます。	・国・県等の学力調査事業を分析し、授業改善等対策に生かします。	○	計画通り完了したため。	4月に全国学力・学習状況調査実施。調査結果は7月に公表。 12月に松江市学力調査をCBT方式で実施。松江市全体の平均正答率の公表。	引き続き学力調査結果の分析を実施し、「偏差値」を活用した分析方法を活用し、授業改善等対策に取り組む。	学校教育課
			・ICTを活用した授業が行えるよう環境整備を行うとともに、情報活用能力の系統的な指導を行います。	○	計画通り完了したため。	市内で統一的に整備したクラウドを利用したアプリケーション「GoogleWorkspace」の活用を進めるため、教員研修や訪問支援等を実施した。 各校の実情や学年、発達段階を踏まえたICTの活用計画をたて、実践した。	児童生徒用1人1台端末といったICT機器を効果的に授業で活用するため、研修や好事例の共有などを実施し、指導者のスキルを向上していく必要がある。 児童生徒の情報活用能力や情報モラルなどのスキルを高めていくための仕掛けを工夫する必要がある。	
	情報・グローバル社会に対応できるこどもを育てる取組	・こどもたちの学習意欲を高め、主体的に伝え合い学び合う力を身に付けさせるために、教育の情報化を進めます。	・情報リテラシー及びコミュニケーション能力の育成を推進します。	○	計画通り完了したため。	松江市学校図書館運営説明会や各種研修会を通して、情報リテラシー等の育成の必要性を周知した。 小学校教科書採択に伴って改訂した、本市作成の「学び方指導体系表～子どもたちの情報リテラシーを育てる」（第6版）の見方や使い方について「図書館担当者スキルアップ研修」（オンデマンド研修）を開き、市内各校へ周知した。	引き続き松江市学校図書館運営説明会を、管理職・司書教諭・学校司書を対象に開き、学校図書館活用教育の必要性や取組について周知していく。	学校教育課
			・学校司書を全小・中・義務教育学校に配置し、読書、学習、情報のセンター機能の充実を図ります。	○	概ね従来通りの図書館運営を行い、3つのセンター機能の充実を図ることができた。	学校司書を全小・中・義務教育学校に配置。週27時間勤務25名。週23時間勤務23名。	学校司書の全校配置の継続を引き続き要望し、3つのセンター機能の充実を図る。	
			・公立図書館と学校図書館などのネットワークを構築し、蔵書の共有化を進めます。	○	計画通り完了したため。	学校図書館資料資源共有実績（物流システム）公立図書館424箱、学校図書館330箱。 共有フォルダを活用し、学校図書館活用教育に関する指導案、授業資料等の共有化を図った。	物流システムを稼働させるための予算の増額。 物流システムの継続と学校図書館活用教育を推進するための学校図書館支援センター事業の充実を図る。	

68		・キャリア教育を実施し、グローバル社会の中で自立した生活ができる人材を育成します。	・小・中・義務教育学校が連携した系統的キャリア教育を推進するため、「まつえ『こども夢☆未来』塾」の開催、職場体験学習などを行います。	○	職場体験は全市立中・義務教育学校で実施した。「まつえ『こども夢☆未来』塾」は計画通り実施した。	全市立中・義務教育学校が職場体験を実施。「まつえ『こども夢☆未来』塾」として、20小学校、15中学校で職業人出前授業を実施。	小・中・義務教育学校を対象とした「まつえ『こども夢☆未来』塾」を継続して実施する。各中・義務教育学校における「職場体験学習」の取組を引き続き支援する。
		・「ふるさと松江」に誇りと愛着をもつ人材を育成するために、小中一貫教育による発達段階に応じた系統的なふるさと教育を行い、社会人になるための基礎的な力を育成します。	・小・中・義務教育学校でふるさとに関する学習を年間20時間以上実施します。	○	全小・中・義務教育学校の全学級で年間20時間以上の実施計画を作成し、体験的な学習を組むことができた。	各校のできる範囲内で総合的な学習の時間等において、地域にある教育資源（ひと・もの・こと）に関する体験活動等を取り入れた学習を行った。	各校のできる形で、できることを実施するなど活動の展開を工夫する。
			・各校区の特色のある歴史文化、産業や特産物、環境などについて、体験を通して総合的に学べるよう取り組みます。	○	全小・中・義務教育学校の全学級で年間20時間以上の実施計画を作成した、体験的な学習を組むことができた。	松江城授業プロジェクトとして、市内全小・義務教育学校6年生を対象とした松江城・歴史館見学を全学校で行った。	こどもたちにとって身近な「ひと・もの・こと」に出会う学習を展開し、ICT機器も効果的に活用する。松江城授業プロジェクトでの事前・事後学習の充実を図る。松江城授業プロジェクトに関する教師用・児童用ハンドブックの活用を推進する。
			・発達段階に応じて地域に貢献する活動を実施します。	○	全小・中・義務教育学校の全学級で年間20時間以上の実施計画を作成し、体験的な学習を組むことができた。	総合的な学習の時間等において、各校のできる範囲内で地域に貢献できる活動を行った。	各校の学習活動を支援するための「総合的・体験的な学習充実事業」を継続する。
		・外国語教育により、児童生徒の英語における聞く力や話す力を伸ばし、英語への興味関心やコミュニケーション能力を高めます。	・小・中・義務教育学校及び皆美が丘女子高等学校に外国語指導助手（ALT）を配置します。	△	現在ALT16名を配置。令和2年度小学校学習指導要領の改訂により授業数が増加したが、ALT数は平成22年度から増加していない。小学校において担任が行う外国語・外国語活動の授業支援を行う。授業数の増加に対応した派遣回数が十分確保できていない。	ALT16名を全市立学校へ配置 学級数に応じて訪問日数を決定 外国語教育における小中学校の接続に配慮し、同一学園内に原則同じALTを配置 原則専科加配教員の配置がなかった小学校に、外国語教育指導協力員を派遣（計947回）	新学習指導要領、女子高校の国際コミュニケーション学科に対応したALT数の配置及びより効果的な活用のための研修等を実施する。外国語指導協力員の派遣回数の増加を要望し、指導体制の充実を図る。
69	体育・健康教育の充実	・「かしこい体づくり」と「体力の向上」を推進します。	・体育の指導主事による、研修会の開催や学校訪問による体育授業の指導を行います。	○	研修の充実を図った訪問指導を行い、体力向上や授業・保育改善等行った。学校訪問で「体力向上」「かしこい体づくり」の視点について指導助言をした。	指導主事による訪問指導9回（小3、中1、保・幼6） 幼稚園・こども園教員実践発表会1回	こどもの「体力の向上」「運動への関心・意欲の向上」に結びつく体力向上推進計画の策定。 授業や保育改善を促す取組の推進。
		・健康的な生活習慣の育成を目指します。	・各校での保健学習や保健指導を通し生活習慣病予防や正しい食習慣の定着の推進に努めます。	○	各教科、特別活動の時間等教育活動全体で計画的に実施した。	各校の年間指導計画に沿って実施した。	今後も各教科及び教育活動全体を通して実施。
		・電子メディアがこどもに及ぼす影響を踏まえ、正しい生活習慣と情報を正しく活用する能力を身に付けるよう支援します。	・児童生徒が自身の生活習慣や電子メディアとの望ましい付き合い方を考え、見直すことができるよう発達段階に応じた取組を実施します。（メディア学習推進員の派遣、メディア教育研修会・講演会の開催）	○	計画通り完了したため。	・メディア学習推進員派遣授業179回開催 ・教職員、保護者対象研修会2回実施	メディア学習推進員の派遣、研修会・講演会を今後も継続し、児童生徒及び、保護者・教職員に向けた啓発の充実を図る。
70	きめ細やかな児童生徒への指導と支援	・不登校の児童生徒や保護者への支援を充実します。	・小・中・義務教育学校にサポートワーカー等を配置し、個別の児童生徒の学校生活や学習の支援を充実します。	○	校内の生徒指導体制に位置づけ、個別の児童生徒の学校生活や学習の支援を行った。	23名（小学校11人、中学校9人、小学校兼務1人、小中学校兼務1人、義務教育学校1人）のサポートワーカーを配置した。	学校における生徒指導の状況や他事業の配置支援員を勘案し、適正なサポートワーカー等の配置を推進する。
			・青少年相談室での相談活動や学習・体験活動を充実させ、不登校児童生徒の社会的自立を支援します。	○	青少年相談室における相談活動や学習支援を計画的に実施した。	学習支援や体験活動を通し、相談員等との人間関係づくりを進め、社会的自立に向けた支援・育成を図った。	多様化することも及び保護者の実態に合わせた柔軟な支援体制づくり。 施設の老朽化に伴う移転等の協議。
			・オンラインによる支援事業やアウトリーチ型支援を充実させ、ニーズに合った支援を行います。	○	オンラインによる支援事業「ボタンねっと」やアウトリーチ型支援「こねくと」を実施した。	「ボタンねっと」では、72名の児童生徒が登録し、ライブ配信による教科学習や事業所訪問に参加した。「こねくと」では、支援員としての大学生ボランティア登録が16名で、派遣希望のあった児童生徒17名が支援を受けた。	「ボタンねっと」においては、登録した児童生徒が継続して参加できる体制をより一層充実させる。「こねくと」においては、学生による支援のため遠方に在住する児童生徒への支援が届きにくい。
			・保護者の交流会の開催や各種相談窓口について情報提供を行います。	○	学校に通いづらいお子さんのことについて、保護者同士で意見交換を行った。	年間3回「こどもを語る会」を実施し、延べ25名の保護者の参加があった。	保護者からの要望を取り入れながら、より充実した会の内容に繋げていく。
			・学校外の支援の場として、フリースクール等についての情報提供を松江市ホームページ等で行います。	○	学校以外の場所で、学習活動や体験活動などを行っている民間施設の情報や、市のホームページ等で周知を図った。	10箇所の民間施設を市のホームページに掲載し、周知を図った。	多様化することの学びを支援するために、三者間（学校、民間施設、市教委）で連携を図っていく。
		・誰もが居心地がよい学校・学級づくりを進め、いじめの未然防止を図ります。	・アンケートQUを活用してこどもの学級に対する満足度を確認しながら、親和的な学級集団づくりを進めます。	○	6月、10月を基準に年2回の実施により学級や児童生徒の状況を把握し、親和的な学級集団づくりを進めた。校内研修会に指導主事が出かけて説明するなど、アンケートQUの活用方法について周知を図った。	・小学校3～6年生、中学校1～3年生、女子高1～2年生に年2回実施。	アンケートQUの有効活用や学級集団づくりのための具体的な支援と取組、日頃の児童生徒との関係づくりや個別の相談体制の充実。学校における校内研修実施の促進。
		・いじめの防止と、迅速な対応のための学校の組織的な取組を進めます。	・学校いじめ防止基本方針に基づいた計画的、組織的な取組を推進します。	○	松江市いじめ防止基本方針改定に基づき、各校の学校いじめ防止基本方針を点検・修正した。学校いじめ対策組織による会議を積極的に開催し、適切な初期対応と組織的な対応の推進を図った。	松江市いじめ問題対策連絡協議会（年2回）は、オンラインと参集のハイブリッド型で開催した。	学校いじめ対策組織への外部関係者の参画と、学校からの取組の発信。 迅速で適切な初期対応の徹底と校内組織体制の充実。

71	小・中・義務教育学校における特別支援教育の充実	・小・中・義務教育学校における特別支援教育の充実を図ります。	・通常の学級に在籍する児童生徒のうち、発達障がい等、学習や行動上特別な支援を必要とするこどもたちの支援を行う特別支援教育支援員を配置します。	○	講座型・参加型の研修を通して、支援員としての心得や校内体制の在り方が再検討され、児童生徒への支援の充実につながった。 集合研修を3回行った。	小学校20人、中学校7人、義務教育学校1人。計28人配置	特別な支援を必要とする児童生徒数は増加しており、特別支援教育支援員の配置を含め、人的な対応が必要なケースも多い。特別支援教育支援員の必要性やその効果について把握し、増員も含め、児童生徒への支援の充実を図る。	発達・教育相談支援センター
			・特別支援学級に在籍する児童生徒の安全確保や必要な介助を行う特別支援学級介助員を配置します。	○	訪問による相談や講義・グループ協議による研修会を年3回実施し、児童生徒の学校生活の適応や学習活動の充実を図ることができた。	小学校15校18人、中学校6校10人、計28人配置	障がいの程度が重度であっても、地域の学校で育てたい保護者が増えていること、通常の学級での交流及び共同学習を必要とする児童生徒が増えていること等から特別支援学級介助員のニーズが高まってきている。	
			・指導主事等による小・中・義務教育学校の訪問指導や相談を行います。	○	関係機関との連携をさらに進め、保護者や所属に対して相談や助言を行うことにより、保護者の安心や所属の支援力の向上が図られた。	小学校相談件数 1,020件 中学校相談件数 216件	困難なケースの増加に対応するため、教育、保健、福祉、医療等との連携強化を図り支援にあたる。教職員の指導力の向上を図るとともに、学校全体の特別支援教育に対する理解を深める。	
			・教職員を対象とした研修会を開催します。	○	目的に応じてYouTube配信によるオンデマンド研修や集合研修等の形態を工夫し、計画通り、研修会を実施した。	学校教育課等と連携し、計画的に研修を進めた。 小中教職員を対象とした研修を6講座開催した。	現場のニーズと働き方改革とを鑑みながら、研修内容や方法をさらに検討する必要がある。 日常の指導や支援力の向上につながる質の高い研修の実施に向け、学校教育課等とのさらなる連携や情報共有を図っていく。	

②学校教育等における人権教育								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
72	学校教育における人権教育の推進 【再掲：1-(1)-①】	・学校における人権教育を推進することにより、こどもと教職員の人権意識の向上を図ります。	・様々な人権課題について、教科や道徳科などを通じて、こどもの人権意識を高め、差別をなくす実践力を培う教育を推進します。	○	訪問指導は概ね予定どおり実施できた。	学校訪問等：19回（参加者数：417人）	各種人権教育研修等での研修内容と学校訪問指導時の指導を連動させた取組が必要である。	人権男女共同参画課
			・学校訪問指導を実施し、教員の資質向上を図るとともに、教職員人権教育研修会の中で「こどもの権利条約」について理解を深めます。	○	教職員研修は概ね予定どおり実施した。	研修：8回（参加者数：177人）	各種人権教育研修等において、人権課題の最新の状況をふまえ、児童生徒の自尊感情を育てる内容の件数や、教職員の人権意識を高める研修が必要である。	人権男女共同参画課

（２）健康な体と心を育む環境づくり								
①学童期の健康づくり								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
73	学童期の健康づくり	・生活習慣の確立、心身の成長発達を促す取組を推進します。	・心やからだの健康に関する課題について学校や関係機関との連携を強化します。	○	必要に応じて児童の心身の不調に関する相談に対応した。	生活リズムに関する助言を行うとともに、精神的不調については必要に応じて医療機関へのつなぎを行った。	引き続き、SSW等関係者との連携を強化しながら個別の相談に応じる。	こども家庭支援課
				○	学校保健委員会に出席し、課題の共有や食生活や生活習慣の確立を促す啓発を行ったため。	将来を見据えた学童期の課題を地域の支援者とも共有し、関係機関と連携して取り組みを行った。	引き続き地域の支援者と連携し、各地区の特色を生かしながら学童の健康づくりが推進されるよう支援する。	健康推進課

②「給食」を活用した食育の推進、歯育の推進

No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
74	「給食」を活用した食育推進	・地場農産品の使用割合の向上に取り組むとともに、「給食」そのものを教育媒体とした食育を推進します。	・地域の伝統食材や季節の伝承料理を給食に活用することで、地場農産品の消費拡大、及び食文化の継承を進めます。	○	概ね計画どおりの実施であったため。	地場産物の活用を図る取組として、「しまね・ふるさと給食月間（6月・11月）」や「全国学校給食週間（1月）」では、市内で収穫された野菜やしじみ、あご野焼き、板わかめなど、地域の食材を多く使った献立を提供した。	生産者や調理場など関係者が連携し、地場産物の使用拡大に努め、児童生徒に地域食材のよさや食文化を伝えていく。	学校給食課
			食材の物価高騰や天候不良等のため、給食食材が品薄または価格が高騰し、計画通り納入ができないことがあったため。		納入業者には、可能な限り地場産物の納入や食育活動の一環として施設への訪問を依頼した。また職員が給食の時間等に食材や伝統食の話をしたり、掲示物の作成、給食だよりでの情報提供等を実施し、啓発を行った。	地場産物の継続的な使用と納入。 松江ならではの献立の提供。（毎月24日茶の湯の日に抹茶を使った料理・おやつ：魚の不味公焼き、不味公蒸しパン等） 「和食の日」を通して、日本の食文化を知り、興味をもつ機会を作る。 日本の味めぐりとして、47都道府県の伝統料理を給食で提供し、食だけでなくその地域にも興味を持ってもらえるよう情報発信をしていく。		
			・学校では、学校給食を活用した取組として、親子料理教室や学校訪問、セレクト給食を実施します。	○	新型コロナウイルス感染症対策により中止となった事業を再開、計画どおり行ったため。	料理教室は4回、学校訪問は47回実施。 小学6年生及び中学校3年生に対し、卒業お祝い献立給食を提供するセレクト給食は50回実施した。	引き続き、計画どおり事業を実施していく。	

75	「食育」「歯育」活動の展開	・行政、ヘルスボランティア協議会、健康まつえ21推進隊、学校などが連携し、関係機関の協力を得ながら、食育と歯育を行います。	・食育・歯育の課題を共有し、地域、学校等において、一貫性のある取組を行います。	○	地域で親子が集まる場等において、地域の実情に合わせた食育歯育に関する取組を行ったため。	関係団体等と連携し、様々な手法を用いながら食育・歯育の取り組みを行った。	引き続き関係機関・団体と連携しながら食育・歯育の取り組みを継続していく。	健康推進課
----	---------------	---	---	---	---	--------------------------------------	--------------------------------------	-------

③小児医療体制の充実

No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
76	こどもの急病に対応できる環境の整備 【再掲:2-A-(1)-①】	・こどもの急病に関する知識の普及や相談先の紹介を行うとともに、急病に対応できる医療体制をつくります。	・こどもの急病時の不安解消や対処方法の参考となる情報をホームページで周知します。	○	計画どおり進捗している。	ホームページにより周知を行った。	引き続き救急医療の適正利用についての啓発が必要であり、ホームページでの周知を行う。	保健衛生課
			・休日・夜間のこどもの急病で心配なときに電話で相談ができる＃8000（島根県こども医療電話相談）を周知します。	○	計画どおり進捗している。	ホームページ、こそだて手帳への掲載により周知を行った。	引き続き救急医療の適正利用についての啓発が必要であり、ホームページその他の媒体での周知を行う。	保健衛生課
			・市立病院において、平日夜間や土・日・祝日に小児科の医師による診療を継続して実施します。	○	平日の17:30-19:00及び土日祝日の10:00-17:00は小児科医が病院に待機し、専門の医師が迅速に対応できる体制を取っている。	小児科全救急患者数（24時間366日）2,060人 うち平日夜間（17:30-21:00）322人 うち土日祝日（10:00-17:00）836人	現行の体制維持に努める。	市立病院

④性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援

No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
77	性と健康に関する教育の推進	・学習指導要領に基づき、学校での性と健康に関する教育を推進していきます。	・保健授業を中心に性と健康に関する教育を行うとともに、関係機関などの出前講座の活用を進めることで、普及啓発にも努めていきます。	○	各校において実施できた。	・各校の年間指導計画に基づき、性と健康に関する教育を実施した。 ・外部講師を活用した出前授業、講演会を行い、専門的な学びの機会を設けた。	各学年においての学びを継続して行う。	学校教育課
78	プレコンセプションケアの推進	・女性やカップルが将来の妊娠のために健康管理を促す取組を推進します。	・各地区において、健康教育や健康相談を通して若い世代からの健康づくりの大切さを周知・啓発する取組を進めます。	○	プレコン推進に向けた実施内容について検討した。	啓発チラシの配布、プレコンサポーター養成講座について情報提供した。	健康管理や生活改善について正しい知識の普及が必要なため、プレコンサポーターの養成、出前講座、HPの作成等体制を整える。	こども家庭支援課
					各地区で開催される各種イベントや教室の場において、親子で取り組む健康づくりについて周知啓発を行った。	こども食堂や学校保健委員会等の場で、学童期など早期からの適切な食生活や生活習慣の確立に関する啓発を実施した。	関係機関及び地域スタッフと連携し、学童期にアプローチできる場を捉えながら、早期から取り組む健康づくりを推進する。	健康推進課

⑤青少年の育成

No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
79	体験学習の充実 【再掲：1-(2)-①】	・各地区の行事、体験学習やボランティア活動にこどもたちの参加を促進します。	・各地区において、学習教室や伝統行事などを開催し、こどもたちと地域との交流を推進します。	○	各地区において、こどもたちが地域と交流することができる研修会や発表会などの取り組みを行うことができた。	松江てらこや事業、夏休みこども居場所事業、そば打ち・もちつき体験、灯ろうづくり、モルック体験、いきいき体験教室、田植え・稲刈り体験等を実施した。	どのように行事や体験活動を実施していくのか、検討をしていく必要がある。また、各地区（公民館区）の青少協に対しての支援や情報共有などの働きかけを継続して行う。	生涯学習課
80	青少年健全育成の推進 【再掲：1-(2)-①】	・青少年健全育成活動を推進します。	・地区青少年育成協議会を中心に、各地区での異世代交流や体験活動を促進します。	○	研修会や発表会などの取り組みを行うことができた。	ジュニアリーダー研修、世代間交流事業「寿世代別対決～寿会VS中学生～」 「七夕会」、グランドゴルフ大会、市民憲章かるた大会等を実施した。	どのように行事や体験活動を実施していくのか、検討をしていく必要がある。また、各地区（公民館区）の青少協に対しての支援や情報共有などの働きかけを継続して行う。	生涯学習課
81	青少年支援センターの充実	・困難を抱える青少年の支援、関係機関のネットワーク強化に取り組めます。	・困難を抱える青少年や家族などから相談を受け一人ひとりの状況に応じた支援により、社会的自立を促します。	○	一人ひとりの状況に応じた支援により、社会的自立を促すため、学校教育課等との連携や情報共有を図うことができた。	○相談活動 相談対象者 145人 ○各種支援活動 ・学習支援 8人 ・居場所支援 69人 ・就労等支援 4人 ○社会体験事業 参加者延べ人数128人 ○関係機関との連携強化 ・青少年支援連絡会、実務者研修会2回及び事例検討会開催（延べ参加人数121人）	こども・若者の支援に携わる人材の養成のため、関係機関の実務者向けの研修会を実施する。 困難を抱える若者の雇用や就労体験に協力してもらえよう、協力事業所として登録いただいた事業所(者)との関係を維持するとともに、支援対象者の要望に応じて協力事業所(者)を開拓していく。	青少年支援室
			・関係機関のネットワークを強化することで、切れ目のない相談支援体制の構築を進めます。	○	相談内容によって、関連機関等より適した相談窓口や利用できるサービスを紹介することができた。	松江市(生徒指導推進課、こども家庭支援課、生活福祉課等)や、しまね東部若者サポートステーション等、関連機関と連携強化した。	相談者及び支援対象者の要望等を踏まえながら関係機関と必要に応じて連絡・協議を重ね、ネットワークを強化し、切れ目のない支援体制の構築を行っていく。	

①遊び場・生活環境の充実								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
82	公園などの施設の利用促進	・身近な遊び場の情報を提供します。 ・公園整備を計画的に進めます。	・「おでかけマップ」やアプリ、ホームページを通じた情報発信の充実により、身近な遊び場の利用を促進します。	○	随時更新し、計画通り進めた。	ホームページ更新やSNSで情報発信。	新規遊具の更新情報や既存の魅力あふれる公園の情報発信の方法	公園緑地課
			・遊具をはじめとした公園施設の更新・新設などの機能強化に繋がる環境改善を行い、「使いやすい」「使いこなせる」公園づくりを進めます。	○	修繕の必要な遊具は計画に基づき順次更新を行った。	【対応数】 令和7年度：修繕21基、更新1基、撤去11基、新設2基	市内には設置後20年以上経過した公園が多数あり、老朽化に加え、法律の改正などにより、設置基準を満たしていない遊具が存在している。そのため予算内で順次更新・修繕・撤去を行う計画だが、工事までの間に応急対応を行う件数が増加している。 【修繕・更新・撤去予定数】 令和8年度：25基（予定）	
			・児童遊園地整備事業補助金制度を継続し、町内会等が維持管理する児童遊園地の整備を支援します。	○	計画通り児童遊園地に対し補助金交付を行った。	老朽化した遊具やフェンスの修繕等に要する経費の一部について、補助を行った。 （遊具・フェンスの修繕 5件）	・児童遊園地整備事業補助金制度の利用促進のため、前年度の補助事業の紹介	
83	児童館による遊び場の提供 【再掲：2-A-(2)-①】	・こどもに健全な遊びを提供して健康を増進し、また、情操を豊かにするため児童館を運営します。	・東津田児童館、八雲児童センターにおいて、親子、友達、地域の方と関わりを持ちながら遊び・体験ができる場所を提供するとともに、年間を通して楽しみながら活動できる行事を実施します。	○	毎月、未就学児とその保護者を対象としたイベントを開催した。	●年間延べ利用者数 東津田児童館10,290人（対前年比92％） 八雲児童センター4,164人（対前年比79％） 各施設のホームページや児童館だより等にて、施設、イベント等の情報の周知を行った。	引き続き積極的な広報活動や魅力的な事業を行い、子どもの健全な遊び場を提供していく。 引き続き、親子で参加できる魅力的な事業を計画するとともに、ホームページやAIコンシェルジュを活用して情報提供していく。	保育所幼稚園課

②安全・安心に過ごせる放課後等の対策								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
84	放課後児童対策パッケージに基づく事業の実施 【再掲：1-(2)-②】	・全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように児童クラブと放課後こども教室推進事業を実施します。	・一体型の児童クラブ及び放課後こども教室を令和11年度までに22箇所設置します。	○	こども教室が未開設の2校区において、新たに開設するには至らなかったが、開設している鹿島東子ども広場と令和8年度新規開設する鹿島東児童クラブで、校内交流型で実施できるよう準備を行った。	前年度同様に小学校33校区中31校区でこども教室を開設し、21箇所は児童クラブとの校内交流型で実施した。 家庭の状況や学年に関わらず児童の放課後の居場所の一つとして利用された。 鹿島東児童クラブの令和8年度新規開設に向け、指定管理者の指定や施設整備を行った。	多くのこども教室ではスタッフの確保が難しく、受け入れ態勢が整わない地域が生じている。そのため、次年度に向けてスタッフ確保に向けた対応を進める。 児童クラブと開設場所が離れているところでは、校内交流型での開設が環境的に難しいが、実質的な連携を深めていきたい。 令和8年度から鹿島東児童クラブの運営を行う。	生涯学習課
			・職員の質の向上と両事業の連携促進のため、スタッフの合同研修会を年10回程度開催します。	○		スタッフ向け研修「こどものための学びあい・支えあい講座」10講座実施 延べ受講者数 549人	各研修で両事業の連携を深めるために積極的に情報交換や交流の時間を設けており、大いに盛り上がる時間となっている。今後もさらなる関係の向上とより良い連携のために有意義な活動にしていきたい。	
			・事業実施にあたり、学校施設の活用が一層促進されるように学校や地域に理解と協力が得られるよう働きかけます。	○	少人数学級制の導入や特別支援学級の増加等により、学校内に余裕教室等がほとんどない。	放課後こども教室の活動を各小学校の教室等で利用できるか検討をした。	児童クラブと学校の活動が両立できるよう、学校施設等の活用方法について学校やクラブ等と情報共有を図りながら引き続き検討していく。	
85	放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の実施 【再掲：1-(2)-②】	・公設児童クラブを安定的に運営していくため、地元の運営委員会から民間事業者等へ運営主体を移行することについて、賛同いただいた公設児童クラブから実施していきます。また、待機児童対策や利用者のニーズに応じた選択肢を増やすため、民設民営児童クラブへの運営支援を継続して行い、松江市域の児童クラブ環境を整えます。	・多様化するニーズに対応するため、的確な利用者ニーズの把握に努め、必要なサービスを提供していきます。	○	利用者がクラブを選択しやすい環境を整えた。	・入会児童数 公設1,646人、民設1,723人 ・箇所数 公設58箇所、民設44箇所 民設児童クラブを2箇所新規開設による受け入れがあり、利用者ニーズに応えることができた。 引き続き巡回指導員を1名配置し学校・エスコ等関係機関との連携を図りながら、継続した児童観察や相談に対する専門的なアドバイスを行った。	引き続き市域全体で利用しやすい環境を整えていく。 ニーズ調査、入会状況、児童推計を基に市全体での児童クラブの必要量の見込みを算出し、整備方針を確定させる。	生涯学習課
			・公設児童クラブの入会要件等の緩和を検討します。	◎	前年度同様に地域性を考慮した要件の緩和を実施することができた。	民設児童クラブの選択肢がないなどの地域性やその他様々な状況により4年生以上の児童預かりが必要な場合について、柔軟に受け入れた。	引き続き、入会要件について柔軟な対応を行う。	
			・公設児童クラブの時間延長支援事業費補助金の活用により、地域のニーズに応じた預かり時間延長の取組が促進されように支援していきます。	○	各児童クラブでニーズを聞き取り、新たに時間延長を実施する児童クラブもあった。	時間延長補助金申請数 22クラブ 各地区における、ニーズに応じた時間延長に対し、補助金による支援を行った。	指導員の人員確保 各地区のニーズ等を考慮し、自主事業として実施しているため、地区によって実態が異なっている。	

86	放課後こども教室の実施 【再掲：1-(2)-②】	・放課後や週末等に、地域の方々の参画を得て様々な活動を実施することにより、こどもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	・スタッフの各種研修の実施や情報交換の場の設定、情報誌の発行など、継続運営及び内容の充実に向けた支援をしていきます。	○	講座を10回実施した。活動の様子を観察し、スタッフの悩みや課題を把握するため、各こども教室を訪問した。	スタッフ向け研修「こどものための学びあい・支えあい講座」10講座実施 延べ受講者数 549人 参加できない関係者に対してYouTube配信を行った。 昨年度に実施できなかった講座を含め、新たな内容の講義を3回実施した。 こども教室を訪問し状況確認が行うことができた。	多くのこども教室ではスタッフの確保が難しく、受け入れ態勢が整わない地域が生じている。そのため、次年度に向けてスタッフ確保に向けた対応を進める。 訪問できていない団体への聞き取りを進めるとともに、こども教室のあり方についても再度検証していく。	生涯学習課
87	学習スペースに関する情報の充実 【再掲：1-(2)-②】	・学校や家庭以外で学習できるスペースを探している中高生に対して、学習スペース開設の情報が行き届くよう、情報発信に努めます。また、市内民間事業者に働きかけ、学習スペースに関する情報量を増やしていきます。	・中高生にとって身近なツールを活用し、目に触れやすい情報発信のあり方について工夫を行います。 ・公共施設以外で開設されている学習スペースの情報収集や、新規で協力可能な民間事業者の発掘により、情報量の充実に図ります。	○	ホームページへ学習スペース一覧とマップの掲載を行った。	【ホームページへの掲載施設】 27施設（うち公民館19施設）	ホームページ以外の情報発信について検討を行う。	生涯学習課
				○	民間事業者発掘のために、情報収集を行った。	民間事業者から直接情報収集を行った。	引き続き情報収集を行い、新規の学習スペースを発掘する。	
88	地域と連携した放課後づくり 【再掲：1-(2)-③】	・こどもの放課後の過ごし方について考える場の設置を検討します。	・こどもたちの放課後の実態把握を行ったうえで、地域において、こどもに関わる活動団体・組織が連携して、こどもの放課後の過ごし方について考える場の設置の検討をします。	○	児童クラブやこども教室での取組を紹介する講座を開催し、その後スタッフ同士の情報交換会を行うことができた。	「実践に学ぶ 児童クラブ・こども教室の取組紹介」を開催 参加者52名：児童クラブ、こども教室スタッフ	・引き続き情報交換会を開催し、放課後支援者の情報共有や資質向上に努める。 ・放課後の活動について、様々な媒体を活用して周知を図る。	生涯学習課

（４）いじめ防止等、心のケアの充実								
①いじめ防止								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
89	きめ細やかな児童生徒への指導と支援 【再掲：2-B-(1)-①】	・誰もが居心地がよい学校・学級づくりを進め、いじめの未然防止を図ります。	・アンケートQUを活用してこどもの学級に対する満足度を確認しながら、親和的な学級集団づくりを進めます。	○	6月、10月を基準に年2回の実施により学級や児童生徒の状況を把握し、親和的な学級集団づくりを進めた。 校内研修会に指導主事が出かけて説明するなど、アンケートQUの活用方法について周知を図った。	・小学校3～6年生、中学校1～3年生、女子高1～2年生に年2回実施。	アンケートQUの有効活用や学級集団づくりのための具体的な支援と取組、日頃の児童生徒との関係づくりや個別の相談体制の充実。 学校における校内研修実施の促進。	生徒指導推進室
		・いじめの防止と、迅速な対応のための学校の組織的な取組を進めます。	・学校いじめ防止基本方針に基づいた計画的、組織的な取組を推進します。	○	松江市いじめ防止基本方針改定に基づき、各校の学校いじめ防止基本方針を点検・修正した。 学校いじめ対策組織による会議を積極的に開催し、適切な初期対応と組織的な対応の推進を図った。	松江市いじめ問題対策連絡協議会（年2回）は、オンラインと参集のハイブリッド型で開催した。	学校いじめ対策組織への外部関係者の参画と、学校からの取組の発信。 迅速で適切な初期対応の徹底と校内組織体制の充実。	
90	いじめ相談電話ホットラインの設置	・こどもや保護者が相談できる直通の電話を設置します。	・いじめに関する相談だけでなく、友人関係、学校生活、家庭生活、子育ての悩みなど広く相談に応じます。	○	平日は常時、電話を受ける態勢を取りながら相談に対応した。	電話相談：3件 こどもが不安定になりやすい2・3学期の始業式前後の期間は時間を延長して開設。	開設時間の延長や電話以外での受信方法について検討。	生徒指導推進室

②不登校のこどもへの支援								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
91	スクールソーシャルワーカーを活用した支援	・学校と関係機関との連携を福祉的な側面から支援するスクールソーシャルワーカー（SSW）を活用します。	・不登校をはじめとする生徒指導上の課題をもつ学校に、スクールソーシャルワーカー（SSW）を派遣して保護者支援や福祉等との連携を図り、児童生徒を取り巻く環境へ働きかけて支援します。	○	ケースに応じてSSWを派遣し、当該児童生徒を取り巻く環境へ働きかけることで改善や解決を図った。	ケース会議（関係者での情報共有・解決策等の協議）への参加による助言 家庭訪問等による直接の支援 関係機関との情報連携、つなぎ	配置中学校区（7校区）内の小学校へのケース対応の充実 配置のない学校への適切なSSWの派遣	生徒指導推進室
92	きめ細やかな児童生徒への指導と支援 【再掲：2-B-(1)-①】	・不登校の児童生徒や保護者への支援を充実します。	・小・中・義務教育学校にサポートワーカー等を配置し、個別の児童生徒の学校生活や学習の支援を充実します。	○	校内の生徒指導体制に位置づけ、個別の児童生徒の学校生活や学習の支援を行った。	23名（小学校11人、中学校9人、小学校兼務1人、小中学校兼務1人、義務教育学校1人）のサポートワーカーを配置した。	学校における生徒指導の状況や他事業の配置支援員を勘案し、適正なサポートワーカー等の配置を推進する。	生徒指導推進室
			・青少年相談室での相談活動や学習・体験活動を充実させ、不登校児童生徒の社会的自立を支援します。	○	青少年相談室における相談活動や学習支援を計画的に実施した。	学習支援や体験活動を通し、相談員等との人間関係づくりを進め、社会的自立に向けた支援・育成を図った。	多様化することも及び保護者の実態に合わせた柔軟な支援体制づくり。 施設の老朽化に伴う移転等の協議。	
			・オンラインによる支援事業やアウトリーチ型支援を充実させ、ニーズに合った支援を行います。	○	オンラインによる支援事業「ボタンねっと」やアウトリーチ型支援「こねくと」を実施した。	「ボタンねっと」では、72名の児童生徒が登録し、ライブ配信による教科学習や事業所訪問に参加した。「こねくと」では、支援員としての大学生ボランティア登録が16名で、派遣希望のあった児童生徒17名が支援を受けた。	「ボタンねっと」においては、登録した児童生徒が継続して参加できる体制をより一層充実させる。「こねくと」においては、学生による支援のため遠方に在住する児童生徒への支援が届きにくい。	
			・保護者の交流会の開催や各種相談窓口について情報提供を行います。 ・学校外の支援の場として、フリースクール等についての情報提供を松江市ホームページ等で行います。	○	学校に通いづらいお子さんのことについて、保護者同士で意見交換を行った。 学校以外の場所で、学習活動や体験活動などを行っている民間施設の情報を、市のホームページ等で周知を図った。	年間3回「こどもを語る会」を実施し、延べ25名の保護者の参加があった。 10箇所の民間施設を市のホームページに掲載し、周知を図った。	保護者からの要望を取り入れながら、より充実した会の内容に繋げていく。 多様化することもの学びを支援するために、三者間（学校、民間施設、市教委）で連携を図っていく。	

③体罰や不適切な指導の防止								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
93	教職員を対象にした不祥事防止のための校内研修の充実	・体罰や不適切な指導を含めた不祥事を防止するために、各学校・園が定期的に校内研修を実施し、教職員の資質向上や意識強化を図ります。	・各学校・園が実施する不祥事防止のための校内研修の状況を把握するために、報告書の提出を年に2回求めます。	○	報告書の提出を求め、各校で計画的に研修を行うことにつなげた。	報告書の提出は9月と3月に求め、年間を通して各校が確実に研修を行い、教職員の意識や知識の向上を図った。	市教委から各校の担当者に研修の実施や資料の提供を行い、充実した校内研修になるよう努める。	教育総務課

2生まれる前からおとなになるまで～ライフステージに応じた切れ目ない支援～

C 青年期

- ・家庭への経済的支援や市内専修学校への支援を通して、教育の機会均等および高等教育の充実を図ります。また、困難を抱える青少年への相談支援体制の強化に取り組みます。
- ・若者に対する地域や地元企業の魅力について情報提供や就業支援によって、雇用の安定化および定住人口増を図ります。
- ・多様な価値観が尊重されることを大前提とし、結婚を望む人への出会いの場の提供や関係団体との連携を進めます。

(1) 若者の雇用と経済的自立に向けた高等教育・就労支援の充実
①高等教育の修学支援、高等教育の充実

No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
94	奨学金の貸与・給付	・経済的な理由により修学が困難な学生生徒を支援するための奨学金（貸与型・給付型）事業を行います。	・松江市ふるさと奨学金（貸与型）事業によって奨学金を貸与します。	○	概ね予定採用人数どおりの奨学生を決定し、当該奨学生に対して修学を支援するための奨学金の貸与を行った。	令和7年度ふるさと奨学生募集2回実施 ・募集期間①1～2月、②4～5月 ・申請人数①39人、②17人 令和7年度計56人 ・採用人数①10人、②10人 令和7年度計20人 ※②10人のうち1人辞退 ・貸与月額：高等学校23,000円、高等専門学校24,000円、大学（自宅通学）43,000円、大学（自宅外通学）47,000円、専修学校47,000円	今後の制度の在り方を検討するため、本奨学金制度における申請者数の推移や国の修学支援制度の動向に留意する。	教育総務課
			・松江市高井奨学金（給付型）事業によって奨学金を給付します。	○	・予定採用人数どおりの奨学生を決定し、当該奨学生に対して修学を支援するための奨学金の給付を行った。	令和7年度高井奨学生募集 ・募集期間4～5月 ・申請人数2人 ・採用人数1人 ・給付月額：大学・高等専門学校（4、5年及び専攻科）（自宅通学）17,000円、大学・高等専門学校（4、5年及び専攻科）（自宅外通学）19,000円	・今後の制度の在り方を検討するため、本奨学金制度における申請者数の推移や松江市ふるさと奨学金制度の状況および国の修学支援制度の動向に留意する。 ・対象の学生を申請につなげていくため、募集期間を前倒ししたり、高校等に通知のみならず直接連絡をするなど周知方法を検討する。	
95	専修学校の支援、高等教育の振興・充実	・市内専修学校の経営を支援し、もって松江市における高等教育の振興及び充実を図ります。	・専修学校における教育・研究に係る経費を補助します。	○	私立専修学校の教育・研究に係る経費助成により、私学教育の振興・充実を図り、松江市の教育レベル向上に寄与した。	松江市専門学校協議会に属する以下の市内専門学校を対象に補助金を交付 ・松江栄養調理製菓専門学校 ・松江理容美容専門学校 ・専門学校坪内総合ビジネスカレッジ ・松江総合医療専門学校	引き続き、松江市専門学校協議会との連携の下、松江市における高等教育の振興及び充実を図るため、高校の進路指導担当者を対象とする専門学校見学会の開催など、専門学校の魅力を発信するために有効な方策をともに検討する。	教育総務課

②就労支援と早期離職に対する支援								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
96	高校生に対する地元就職支援	・地元企業への優秀な人材確保と高校生の円滑な就職を支援するとともに就職におけるミスマッチの防止や定着率の向上などを図り、雇用の長期安定化を目指します。	・松江市、安来市、雲南雇用対策協議会、公共職業安定所の主催により、高校等の進路指導担当者と企業採用担当者の就職に関する情報交換会を開催します。	○	部あたりの企業数と学校数を同数にすることで、学校側も企業側も休憩がなく時間を無駄にすることがなく高い満足度となった。	「学校と企業との就職情報交換会」の開催 R7. 6. 11(水)くにびきメッセ 多目的ホール 参加 30校、89社	1部あたりの企業数と学校校数は同数にするのは継続し、参加企業数を増やせるよう検討する。	定住企業立地推進課
		・地域や地元企業の魅力を知る機会を提供します。	・市内高校、島根県と協力し、「地元企業ガイダンス」を各学校において開催します。	○	各学校において開催を行った。	■松徳学院高等学校 令和7年12月10日（水）1,2年生 ■皆美が丘女子高等学校 令和8年3月12日（木）2年生 など	企業へ生徒の感想などのフィードバックを行い、参加者側の意欲向上や、今後の改善に生かしていく。	
97	中海圏域4市の連携による就業	・中海4市（松江市・米子市・安来市・境港市）で学生等を対象とした広域連携による就業支援事業を実施し、圏域内の雇用促進によって定住人口増を図ります。	・中海4市で「中海圏域就業支援連携事業推進協議会」を組織し、新規雇用の開拓、就業相談や学生等の就業支援に資するイベントを開催します。	○	令和6年度をもって、中海圏域就業支援連携事業推進協議会は終了。	出身学生定住促進事業、市内就職促進事業及びまっえIT就業体験プログラム事業において、ハッカソンイベント、企業見学バスツアー、就職活動に関する寄り添い支援、地域理解促進イベントを実施。 ■イベント参加者数：82名 ■寄り添い支援における個別相談延べ70件	引き続き、地元企業との接点づくりや就職活動への寄り添い支援を行うことで、学生の市内企業への理解促進及び市内就職意識の向上を図る。	定住企業立地推進課

（２）結婚支援の充実								
①結婚を応援する環境を整える								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
98	結婚対策の充実	・独身男女が互いに出会う機会を創出します。	・中海・宍道湖・大山圏域の市町村等が一体となった実行委員会を組織し、出会い創出イベントを島根、鳥取両県で開催します。	○	令和7年度は鳥取県側でイベントを開催出来なかったが、島根県側でイベントを開催出来たため。	島根スサノオマジックのホームゲーム現地観戦をメインに、トークタイム等は結婚式場でイベントを開催し、市内外から39名の参加があり、13組のカップルが成立した。	多様なニーズをもった参加者に対し、もっとも効果的な企画とは何かを引き続き検討し、イベントを通じ地域への愛着を深めるとともに、参加者の交流を図っていく。	定住企業立地推進課
		・関係団体が連携し、結婚への機運醸成を図ります。	・県やボランティア団体等と連携し、情報の共有と連携を図ります。	○	担当を中心に市民への情報提供や団体間のコーディネートを行ったため。	ホームページでの周知、チラシ配布、婚活について相談にお越しになった方への情報提供などを通じて、しまね縁結びサポートセンターの、市内会員の登録者の増加を目指すとともに、センターと連携し相談業務を実施した。 婚活支援総合相談窓口 相談者数：のべ23名	今後とも関係機関と連携しながら相談業務を実施していく。	

（３）悩みや不安を抱える若者や家族への相談支援の充実								
①自立相談支援								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
99	自立相談支援事業の実施	・「松江市くらし相談支援センター」において生活や就労についての相談支援を行います。	・生活困窮者に対する総合相談窓口として、相談者の個別ニーズを把握し、必要な支援を実施します。	○	対象の方に必要に応じて相談支援を行った。	リーフレットや広報誌等を活用し、市民や関係団体、関係機関に対して生活困窮者に向けた支援の周知を図った。	継続して実施する。	生活福祉課

②就労準備支援								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
100	就労準備支援事業の実施	・「松江市くらし相談支援センター」において生活や就労についての相談支援を行います。	・直ちに一般就労が困難な方に対して、必要な知識、能力の向上が図れるよう、「生活自立」「社会自立」「就労自立」の段階別に就労支援プログラムを実施します。	○	適正に実施できた。	就労支援準備講座を3回開催した。 フリースペースAssist!!を8回開催した。 制度利用延件数：86件	継続して実施する。	生活福祉課

③ニートやひきこもりに対する相談体制の充実								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
101	ひきこもり対策の推進	・ひきこもり専門相談として、公認心理師による相談支援を行います。	・ひきこもりに悩む本人や家族の気持ちをうかがい、今後について一緒に考え、必要な対応を行います。	○	公認心理師による専門相談を実施した。	本人や家族へひきこもり相談を実施した。 実相談人数　80人	本人・家族の思いに寄り添い、ひとり一人の状況に応じた相談支援を行う。	家庭相談課
		・ひきこもりに関する正しい知識の普及・啓発を行います。	・ひきこもりに関する正しい知識の普及を図るための広報や出前講座を実施します。	○	市報への掲載、出前講座を実施した。	出前講座を1回実施 参加人数　20人	継続して実施する。	
		・ひきこもりの方の社会参加を後押しします。	・家以外でも安心して過ごせる居場所の充実を図ります。	○	当事者の居場所として交流会を実施した。	当事者交流会開催回数　2回	民間の居場所等と連携し、様々な居場所の充実を図る。	
102	青少年支援センターの充実 【再掲：2-B-(2)-⑤】	・困難を抱える青少年の支援、関係機関のネットワーク強化に取り組みます。	・困難を抱える青少年や家族などから相談を受け一人ひとりの状況に応じた支援により、社会的自立を促します。	○	一人ひとりの状況に応じた支援により、社会的自立を促すため、学校教育課等との連携や情報共有を図うことができた。	○相談活動 相談対象者　145人 ○各種支援活動 ・学習支援　8人 ・居場所支援　69人 ・就労等支援　4人 ○社会体験事業 参加者延べ人数128人 ○関係機関との連携強化 ・青少年支援連絡会、実務者研修会2回及び事例検討会開催（延べ参加人数121人）	こども・若者の支援に携わる人材の養成のため、関係機関の実務者向けの研修会を実施する。 困難を抱える若者の雇用や就労体験に協力してもらえるよう、協力事業所として登録いただいた事業所(者)との関係を維持するとともに、支援対象者の要望に応じて協力事業所(者)を開拓していく。	青少年支援室
			・関係機関のネットワークを強化することで、切れ目のない相談支援体制の構築を進めます。	○	相談内容によって、関連機関等より適した相談窓口や利用できるサービスを紹介することができた。	松江市(生徒指導推進課、こども家庭支援課、生活福祉課等)や、しまね東部若者サポートステーション等、関連機関と連携強化した。	相談者及び支援対象者の要望等を踏まえながら関係機関と必要に応じて連絡・協議を重ね、ネットワークを強化し、切れ目のない支援体制の構築を行っていく。	

2生まれる前からおとなになるまで～ライフステージに応じた切れ目ない支援～

子育て当事者への支援

- ・核家族やひとり親家庭が増加し、就労形態も多様化する現代において、子育て当事者の望むキャリア形成と子育てを両立できるよう、様々な保育ニーズに対応できる子育て支援事業を充実させます。
- ・また、こどもの養育は家庭を基本として行われることから、各種講座や学習会を通して家庭の子育て力の向上を図ります。
- ・地域との連携・協働の体制づくりや企業への働きかけを通して、子育て当事者にやさしい社会づくりを推進します。

（１）子育てや教育に関する経済的負担の軽減								
①子育てに関する経済的負担の軽減								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
103	経済的支援	・子育て世帯に対し経済的な支援を行います。	・児童手当の給付を行います。	○	適正に実施できた。	受給者数 14,232人（2月末） 児童数 25,418人 支給額 4,071,880千円	継続して実施する。	子育て給付課
		・妊娠届出や出生届を行った妊婦等に対し、経済的な支援を行います。	・妊娠届出時に5万円、出産後等に妊娠していたこどもの人数×5万円を給付します。	○	適正に実施できた。	受給者数 妊娠届出時 1,141人 出産後 1,120人 給付額 126,250千円	継続して実施する。	こども家庭支援課
		・ひとり親家庭に対し経済的な支援を行います。	・児童扶養手当の給付を行います。	○	適正に実施できた。	受給者数 1,260人（3月分手当受給者数） 支給額 688,345千円	継続して実施する。	子育て給付課
		・児童が高等学校等に通学するための費用を助成します。 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付事業を実施します。	○	適正に実施できた。	助成件数 260件 助成額 7,174千円	継続して実施する。	子育て給付課	
			○	適正に実施できた。	貸付件数 164件 （内訳）修学資金 115件 就学支度資金 39件 その他 10件 貸付金額 82,087千円	・必要な方が情報を入手できるよう、市内中学校・義務教育学校・高等学校・高等専門学校へ案内文書を送付し、継続して制度の周知を図る。 ・制度上、低所得者層に対する貸付であることや、子が卒業後就職できない、親が失業・病気などの事情により償還が困難となるケースが多く、貸付償還金が滞納となるケースが多い。		
				○	適正に実施できた。	受給者数 100人（3月分手当受給者数） 支給額 20,629千円	継続して実施する。	障がい者福祉課
		・障がいのあるこどもがいる家庭に対し経済的な支援を行います。 ・生活保護世帯、市県民税非課税世帯の子育て世帯に対し、経済的な負担の軽減を行います。	○	適正に実施できた。	令和7年度についても市が定める保育料の額を国基準の6割程度に維持した。 （病児保育の減免は子ども子育て支援交付金に規定あり）	継続して実施する。	保育所幼稚園課	
○	子育て短期支援事業、訪問型子育てサポート事業、ファミリーサポート事業において、生活保護世帯、市民税非課税世帯に対し、経済的な負担の軽減を行った。		利用者の保護者負担金について、生活保護世帯、市民税非課税世帯に対し、経済的な負担の軽減を行った。	継続して実施する。	こども家庭支援課			
104	こどもの医療費負担の軽減	・医療費助成を継続して実施し、経済的な負担を軽減します。	・中学3年生までの医療費を無償化するとともに、高校生年代については月の負担限度額を入院2,000円、入院外1,000円とし、経済的な負担の軽減を行います。	○	適正に実施できた。	受給者数 30,184人（3月末） 助成額 956,495千円	継続して実施する。	子育て給付課
			・小児慢性特定疾病医療費、未熟児養育医療費の助成により経済的な負担の軽減を行います。	○	適正に実施できた。	・小児慢性特定疾病医療費助成 給付延件数 2,586件 給付金額 51,660千円 ・未熟児養育医療費助成 給付延件数 94件 給付金額 9,051千円	継続して実施する。	
			・自立支援医療（育成医療）制度の医療費助成により経済的な負担の軽減を行います。	○	適正に実施できた。	受給者数 9人 助成額 666千円		障がい者福祉課
			・医療費が1割負担となる福祉医療助成（ひとり親、重度障がい）について、市県民税非課税世帯には、月の負担限度額を入院2,000円、入院外1,000円とし、経済的な負担の軽減を行います。	○	適正に実施できた。	県制度要件（所得税非課税）を拡充し、児童扶養手当所得制限内であれば対象としている。 【ひとり親分】 受給者数 3,049人 助成額 61,123千円	継続して実施する。	子育て給付課
			○	適正に実施できた。	【重度障がい】 受給者数 4,109人 助成額 436,895千円	継続して実施する。	障がい者福祉課	
②就学前の教育・保育施設の利用者負担の軽減								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
105	就学前の教育・保育施設の利用者負担の軽減	・利用者負担の軽減により、経済的支援を行います。	・保育料軽減を継続して実施します。	◎	計画どおり完了したため。	令和7年度についても市が定める保育料の額を国基準の6割程度に維持した。	継続して実施する。	保育所幼稚園課
			・保護者が扶養している兄弟がいる世帯のうち第3子以降のこどもの保育料・副食費を無料にします。	◎	計画を超えて完了したため。	令和2年9月から保育料無償化の対象を拡大したことに伴い、3歳児クラス以上に進級したときの逆転現象（保育料の無償化に併せて副食費の徴収が開始する。）を防ぐため副食費も同様に対象を拡大した。	継続して実施する。	

③就学・修学に伴う経済的支援								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
106	就学援助制度	・経済的な理由により就学が困難な児童生徒を支援するための経費援助事業を行います。	・給食費や学用品費など学校で必要な経費の支払にお困りの保護者の方に、これらの経費の全部又は一部を援助します。	○	計画通り完了したため。	制度の案内文および申請書について理解しやすいように簡素化したり、案内文に認定の目安となる収入の目安を記載した。また年度途中に全校宛てに申請書の配布を依頼した。	必要な方に援助が行き届くよう、制度の周知のための情報発信を行う。	学校教育課
107	奨学金の貸与・給付 【再掲2-C-(1)-①】	・経済的な理由により修学が困難な学生生徒を支援するための奨学金（貸与型・給付型）事業を行います。	・松江市ふるさと奨学金（貸与型）事業によって奨学金を貸与します。	○	概ね予定採用人数どおりの奨学生を決定し、当該奨学生に対して修学を支援するための奨学金の貸与を行った。	令和7年度ふるさと奨学生募集2回実施 ・募集期間①1～2月、②4～5月 ・申請人数①39人、②17人 令和7年度計56人 ・採用人数①10人、②10人 令和7年度計20人 ※②10人のうち1人辞退 ・貸与月額：高等学校23,000円、高等専門学校24,000円、大学（自宅通学）43,000円、大学（自宅外通学）47,000円、専修学校47,000円	今後の制度の在り方を検討するため、本奨学金制度における申請者数の推移や国の修学支援制度の動向に留意する。	教育総務課
			・松江市高井奨学金（給付型）事業によって奨学金を給付します。	○	・予定採用人数どおりの奨学生を決定し、当該奨学生に対して修学を支援するための奨学金の給付を行った。	令和7年度高井奨学生募集 ・募集期間4～5月 ・申請人数2人 ・採用人数1人 ・給付月額：大学・高等専門学校（4、5年及び専攻科）（自宅通学）17,000円、大学・高等専門学校（4、5年及び専攻科）（自宅外通学）19,000円	・今後の制度の在り方を検討するため、本奨学金制度における申請者数の推移や松江市ふるさと奨学金制度の状況および国の修学支援制度の動向に留意する。 ・対象の学生を申請につなげていくため、募集期間を前倒ししたり、高校等に通知のみならず直接連絡をするなど周知方法を検討する。	
108	ひとり親家庭への福祉資金貸付	・ひとり親家庭のこどもの就学・修学に必要な資金の貸付を行います。	・母子父子寡婦福祉資金貸付事業によって、こどもの就学支度金や修学資金を貸付します。	○	適正に実施できた。	貸付件数 164件 （内訳）修学資金 115件 就学支度資金 39件 その他 10件 貸付金額 82,087千円	・必要な方が情報を入手できるよう、市内中学校・義務教育学校・高等学校・高等専門学校へ案内文書を送付し、継続して制度の周知を図る。 ・制度上、低所得者層に対する貸付であることや、子が卒業後就職できない、親が失業・病気などの事情により償還が困難となるケースが多く、貸付償還金が滞納となるケースが多い。	子育て給付課
109	生活困窮世帯への学習支援	・生活困窮世帯の中学2年生、3年生に対する学習支援を行います。	・生活困窮世帯（要保護世帯及び準要保護世帯）の中学2年生、3年生を対象に、高校進学に向けた学習支援（居場所の提供や進路相談等を含む）を行います。	○	本事業を利用した生徒全員が志望校へ合格したため。	定 員：150名 利用者：148名（中学2年生65名、中学3年生83名） 合格者：68名（中学3年生のうちアンケートで回答が得られた利用者のみ）	利用生徒のプライバシー保護に万全を期し、安心して利用できる学習支援を継続して行う。	生活福祉課

（2）地域における子育て支援、家庭教育の支援								
①地域子ども・子育て支援事業の充実【再掲:2-A-(1)-②】								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
110	利用者支援事業の実施による相談体制の充実	・保護者が子育て支援事業や各幼児教育・保育施設の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。 ・保護者の困りごとに応じた適切な関係機関につながるよう支援を行います。	・子育てや子育て支援事業、各幼児教育・保育施設の利用について総合的に相談に応じる窓口を設置し、市民への周知を行います。	○	子育て支援コーディネーターが各種相談に応じ、必要に応じて関係機関につないだ。	【実施施設】1カ所 【相談件数】月平均111件 子育て支援コーディネーターが各種相談に応じた。必要に応じて、地区担当保健師、エスコなど関係機関につないだ。	引き続き、子育て支援員研修の受講、各種研修への参加などを通して、子育て支援コーディネーターの支援力の向上を図る。	こども家庭支援課
111	子育て支援情報の提供の充実	・ホームページやX、新聞、TV などを含め、子育てに関する情報を提供するとともに、気軽に育児相談ができる環境をつくります。	・「母子手帳アプリ」「こそだて手帳（旧赤ちゃん手帳）」「子育て支援センターだより」やホームページ、Xなどの充実に引き続き努めます。	○	母子手帳アプリ「母子モ」をR5.3月に導入し、子育てに関する情報の発信や、事業の予約等ができるようにした。 市内9カ所の子育て支援センターの事業をわかりやすく周知するために、ホームページの掲載内容やXの発信内容の見直しを行った。	【ホームページ更新回数】月10回程度 【母子モ登録者数】4,022件（R8.3.31） 【Xフォロー数】1,980件（R8.3.31） 【各子育て支援センター情報誌の発行】毎月 ホームページに子育て支援センター9カ所の情報等を月毎のカレンダー方式で情報提供を行った。 ホームページの他に、X（旧ツイッター）、母子手帳アプリ「母子モ」、まっえナビを活用し、イベントや相談事業の周知を行った。 専門相談事業や、保育士への来所・電話・メールでの相談の周知を、各子育て支援センター発行の情報誌等で周知した。	市報やホームページ等を利用し、子育て支援センターの周知を引き続き行う。また、来所できない方へも、子育て支援情報を提供するため、ホームページやXなどのSNSを活用する。 地域の子育て支援情報の周知、民間や個人で活動している支援者の活動支援のため、子育て支援センターへの広告物の設置を広く受け入れる。	こども家庭支援課
112	子育て支援拠点事業の充実	・利用者ニーズに応じた子育て支援拠点事業の充実を図ります。	・あいあいを中核として、各サテライトと地域（公民館等）と連携し、子育てに関する相談、親子の交流の場や情報の提供、子育てサークルなどの支援を行います。	○	参加者同士が子育てについて気軽におしゃべりする「あいあいぼくす」や父親を対象にした「お父さんと一緒に遊ぼう」、3～5歳向けの遊び場「わいわいルーム」等、保護者のニーズを踏まえた事業に取り組んだ。	【施設数】9カ所 【利用総数】75,849人（対前年度比101.06%） ・子育てに関する悩みの相談のワンストップ・早期対応ができるよう、相談内容により関係機関に繋ぎ、子育て支援センターが気軽に相談しやすい場となるよう努めた。 ・「あいあい」で保育所入所の受付を行った。 ・職員のスキルアップのため、子育て支援センター間で職員の相互研修を実施した。	・多岐にわたる相談内容を適切に関係機関に繋ぐため、引き続き子育て支援の情報把握と個々にあったサービスを案内できるようにスキルアップを図っていく。 ・つどい・学習会等を企画するにあたり、引き続き利用者の年齢層や需要に応じた柔軟な企画となるよう心がける。	こども家庭支援課
113	訪問型子育てサポート事業の利用促進	・子育てホームサポーターが子育て家庭等を訪問し、一時的に家事や育児のサポートを行います。	・「子育て支援センターだより」「ポケット版パンフレット」やちらし、ホームページなどを活用し、事業の周知を図ります。	○	おおむね計画通り実施できた。	【利用延件数】568件（前年度+33件） 【委託事業所】3事業所 ・3事業所に委託して、訪問型子育てサポート事業を実施した。 市報やチラシ等で事業を周知し、利用者やサポーターを募集した。 ・赤ちゃん訪問時等に保健師から事業を紹介し、子育て世帯への周知を行った。	引き続き、支援の担い手である子育てサポーターの増員と事業の周知に努める。	こども家庭支援課
			・低所得世帯及びひとり親世帯に対して利用料金の補助を行います。	○	おおむね計画通り実施できた。	・低所得世帯及びひとり親世帯に対して利用料金の補助制度を実施した。	引き続き、継続して実施する。	

114	多胎児養育家庭サポートによる家事・育児支援	・特有の育児負担感が強い傾向にある多胎児養育家庭へサポーターを派遣し、育児支援を行います。	・訪問型子育てサポート事業の受託事業所から多胎児を妊娠・育児している家庭へサポーターを派遣し、家事・育児・外出支援を行います。(48 時間/年、みつごは96 時間/年)利用料は無料です。	○	利用者のニーズに応じサービスの提供を行った。	【利用延件数】延253件、延487時間 【委託事業所】3事業所	多胎児を妊娠した妊婦とその家庭向けのチラシを妊娠届出時に配布するとともに地区担当保健師から事業を紹介する等、周知の強化を図る。	こども家庭支援課
115	ファミリーサポートセンター事業の利用促進	・子育ての援助を行いたい人と受けたい人のネットワークによる相互援助の事業を継続します。	・「子育て支援センターだより」「ポケット版パンフレット」「まっえファミリーサポートセンター通信」やホームページ、Xなどを活用し、事業の周知を図ります。	○	おおむね計画通り実施できた。	【利用件数】2,583件（昨年度-284件） 【おねがい会員】785人 【まかせて会員】224人 【どっちも会員】45人 ファミリーサポートセンターが事務局となり、会員の入退会手続及び支援の調整を行った。 会員を対象に講習会を実施し、会員のスキルアップにつなげた。	特定のまかせて会員にサポートが集中することを防ぐため、特に会員の少ない地域の増員を図る。 安心・安全な支援をするために、会員の研修を子育て支援センターの子育て学習会等と連携して計画し、引き続き会員の支援力の向上に務める。	こども家庭支援課
			・兄弟姉妹で同時利用した場合や低所得世帯及びひとり親世帯に対して利用料金の補助を行います。	○	・兄弟姉妹同時利用 利用時に申し出のあった対象のサポートについては全て利用料を半額とした。 ・利用支援補助金 申請のあった全てのサポートについて、年度内40時間を上限として、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯は利用料の全額、ひとり親世帯については半額の補助を行った。	・R7兄弟姉妹利用報酬補助金 36件 ・R7利用支援補助金 15件	・引き続き、継続して実施する。	
116	子育て自主サークル等への支援	・子育てサークルや子育てボランティア等の支援団体の育成と自主運営の支援を行います。	・自主サークルの活動に対して、場の提供や情報提供を積極的に行い支援していきます。	○	子育て自主サークルネットワーク会を予定通り行った。あいあいとの共催で保護者のおしゃべりの場を提供する「あいあいぼっくす」を開始した。	【全団体数】22団体（R8.3.31） 【新規】4団体 ・サポートサークルと支援センター事業での共創・協働を図り、活動の場（サポートを行う機会）の提供を行った。 ・サークルネットワーク会は5回開催した。	・引き続き自主サークルの支援を行い、地域の子育ての輪が広がっていくよう努める。 ・自主サークルの立ち上げや自主運営の支援を行い、サテライトも含め、支援センター事業との共創・協働を図る。	こども家庭支援課
117	公民館の乳幼児学級への支援	・公民館で開催される乳幼児学級を支援します。	・公民館で開催される乳幼児学級へ保健師等が参画し協力するなどの支援を行います。	○	地区の実状に応じて保健師が参画し、健康教育や親子の健康づくりに関する活動を行ったため。	地区担当保健師と公民館や子育て支援関係者として連携し、教室運営に関する検討や来所者の健康相談、健康に関する啓発などを行った。	ひき続き、公民館を拠点に地域の子育て支援関係者と参加につながる取組み及び子育て支援ネットワークの構築をはかる。	健康推進課
118	地域との連携	・地域の子育て支援者・団体や他領域の団体等との関係づくりを行い、地域の中で多様なつながりをつくります。	・地域の子育て支援者や団体等との連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成に努めます。	○	松江市ボランティアセンターと連携し、子育て支援センターのイベント事業等をまめなかポイントの対象活動とした。	子育て支援者リスト登録数 【子育て支援者】個人12人、団体8団体 【子育てサポート保育士】4人 【子育てボランティア】38人 支援要請件数 【子育て支援者】11名50件、3団体3件 【子育てサポート保育士・子育てボランティア】102件 子育て支援にかかる多様な資源を有効活用し、支援の充実や活性化を図った。	子育て支援者の高齢化に伴い、継続登録が減少している。新たな人材確保のため、市報や子育て支援センター発行の情報誌などを利用して周知を図る。 引き続き、市内保育所や公民館等子育て支援団体に向けて、「子育て支援者リスト」に登録の子育て支援者の紹介の周知をしていき、子育て支援者の活躍の機会を提供する。 引き続き、他のボランティア事業との連携などにより、地域の子育て資源の育成に繋げる。	こども家庭支援課
		・地域に開かれた保育を実施します。	・各幼児教育・保育施設が行う子育て講座開催や世代間交流、異年代・異校種交流、地域の子育て家庭との交流などの取組を支援します。	○	子育て家庭の父母、家族等を対象に子どもの生活リズム作りや、食育、命の大切さ等の講習会、講演会を実施。	地域交流活動事業・子育て講座実施施設 公立幼稚園：14園 公立幼保園：7園 公立保育所：8園 私立保育所等：47園	令和8年度も引き続き実施する。 ※「しまねすくすく子育て支援事業」による補助事業	保育所幼稚園課
119	教育・保育に係る各地域の人的資源の活用	・公民館を中心に、子育て支援に係る人材や企業・団体と幼児教育・保育施設がつながる体制をつくります。	・公民館区を中心に子育て支援に携わる個人・団体を募集の上、リスト化し活用方法を検討します。	△	人材のリスト化や体制づくりに向けて、関係機関との調整を進めた。	人材リスト作成や体制づくりについて、関係機関と情報共有を行い連携を図った。	人材リストの作成や体制づくりについて、引き続き関係機関との連携を図りつつ、今後の進め方についても協議を行う。	こども政策課

②地域全体で子育てを支える取組								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
120	教育・保育に係る各地域の人的資源の活用 【再掲:2-A-(1)~②】	・公民館を中心に、子育て支援に係る人材や企業・団体と幼児教育・保育施設がつながる体制をつくります。	・公民館区を中心に教育・保育に協力できる個人・団体を募集のうえ、リスト化し活用方法を検討します。	△	人材のリスト化や体制づくりに向けて、関係機関との調整を進めた。	人材リスト作成や体制づくりについて、関係機関と情報共有を行い連携を図った。	人材リストの作成や体制づくりについて、引き続き関係機関との連携を図りつつ、今後の進め方についても協議を行う。	こども政策課
121	小中一貫教育（学園教育）を地域で支える取組の推進	・学園（中学校区）ごとに、各幼児教育・保育施設・小・中・義務教育学校が地域・保護者と協働して小中一貫教育を推進します。	・各学園の学園教育推進会議において連携を促進します。	○	学園教育推進会議において、16学園全てにおいて小中一貫教育の推進を行った。	各学園で、学校、保護者、地域が協働して小中一貫教育を推進するために必要な事項について年2～3回の協議を実施する。	協議会の進め方・内容等について、各学園の実態に応じて改善していく。	学校教育課
			・学園教育推進会議への各幼児教育・保育施設の代表者の委員参加を進めます。	○	各学園ごとに、委員として幼稚園、幼保園、保育所代表を選出していただいた。	16学園中14学園で1~4名の委員の参加。 全体では24名の参加	協議内容として、幼小の連携接続等の視点等も取り入れていく。 委員の選出については、継続して幼稚園、保育所等の代表を推薦していただく。	学校教育課
122	各幼児教育・保育施設における地域等との連携による教育・保育の質の向上の促進	・児童や保護者と地域住民や異校種との交流を行い、こどもの経験を広げます。	・こどもたちが松江の文化や伝統を身近に経験しながら育つことができるよう、各幼児教育・保育施設が行う地域住民との交流を支援します。	○	子育て家庭の父母、家族等を対象に子どもの生活リズム作りや、食育、命の大切さ等の講習会、講演会を実施。	地域交流活動事業・子育て講座実施施設 公立幼稚園：14園 公立幼保園：7園 公立保育所：8園 私立保育所等：47園	令和8年度も引き続き実施する。 ※「しまねすくすく子育て支援事業」による補助事業	保育所幼稚園課
123	健康に関する地域団体と行う乳幼児の健康づくり【再掲:2-A-(1)~③】	・母子保健推進員や食生活改善推進員と、地域の現状に基づく健康づくりを推進します。	・生活習慣の確立、むし歯予防事業、地域交流の事業を、母子保健推進員、食生活改善推進員と協働して実施します。	○	関係課や関係団体等と連携しながら取組みを行った。	離乳食と歯の教室 34回/半日、703人 乳幼児健康相談(わいわいサロン)：来所者数2,529人	母子保健推進員や食生活改善推進員と協力しながら、各地区の特性・食環境・生活環境等に配慮し健康づくりの推進を行う。	こども家庭支援課
			・子育て支援ネットワーク等を通じて、地域の現状・課題を共有し、子育てしやすい地域づくりを推進します。	○	各地区子育て支援ネットワーク会議等を地区の実情に合わせて開催し、課題共有を行いながら健康づくり活動を行った。	子育て支援者ネットワーク会議【実施回数】8回 母子保健推進員ブロック連絡会参加ブロック：5ブロック	各地区の課題に基づいた活動が実施できるよう、会議等の開催や子育て支援の場においてネットワークの構築を図る。	健康推進課

			・健康に関する地域団体と実施する地域における育児相談支援を推進します。	○	わいわいサロン（乳幼児健康相談）、子育てサロン等、各地区の実情に合わせ、回数や日程など工夫しながら開催できたため。	子育て支援関係者と地区担当保健師が地区の実態や母子の課題を共有し、母子支援について検討しながら実施した。	地域での母子相談体制について、引き続き子育て支援関係者と連携し、地区の母子の現状や課題に応じた活動を展開する。	健康推進課
124	健康に関する地域団体と行う「食育」「歯育」活動の展開【再掲：2-A-(1)-④】	・行政、ヘルスボランティア協議会、健康まつえ21推進隊、各幼児教育・保育施設、学校など、情報交換や連携を推進し、食と歯の地区活動を展開していきます。	・地区活動を主軸とし、関係団体等との活動を通して身近な場で、食と歯の連動した意識啓発を行います。	○	概ね通常通り実施。課題共有や取り組み検討の機会を持つことができた。	市の公式ガイドラインとして、「食事と歯の手帳」を作成。成長過程に沿った流れが俯瞰できる一冊とした。 関係課と随時情報共有を行った。	R8.5月から赤ちゃん訪問で配布開始。指導者にも配布し、意識の統一を図る。 関係課や関係団体と食育・歯育についての課題や最新情報をこまめに共有し、一貫した支援が出来るよう取り組む。	こども家庭支援課
125	子育て自主サークル等への支援【再掲：2-A-(1)-②】	・子育てサークルや子育てボランティア等の支援団体の育成と自主運営の支援を行います。	・自主サークルの活動に対して、場の提供や情報提供を積極的に行います。	○	子育て自主サークルネットワーク会を予定通り行った。あいあいとの共催で保護者のおしゃべりの場を提供する「あいあいぼくす」を開始した。	【全団体数】22団体（R8.3.31） 【新規】4団体 ・サポートサークルと支援センター事業での共創・協働を図り、活動の場（サポートを行う機会）の提供を行った。 ・サークルネットワーク会は5回開催した。	・引き続き自主サークルの支援を行い、地域の子育ての輪が広がっていくよう努める。 ・自主サークルの立ち上げや自主運営の支援を行い、サテライトも含め、支援センター事業との共創・協働を図る。	こども家庭支援課
126	子育て支援事業における地域との連携【再掲：2-A-(1)-②】	・地域の子育て支援者・団体や他領域の団体等との関係づくりを行い、地域の中で多様なつながりをつくります。	・地域の子育て支援者や団体等との連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成に努めます。	○	松江市ボランティアセンターと連携し、子育て支援センターのイベント事業等をまめなかポイントの対象活動とした。	子育て支援者リスト登録数 【子育て支援者】個人12人、団体8団体 【子育てサポート保育士】4人 【子育てボランティア】38人 支援要請件数 【子育て支援者】11名50件、3団体3件 【子育てサポート保育士・子育てボランティア】102件 子育て支援にかかる多様な資源を有効活用し、支援の充実や活性化を図った。	子育て支援者の高齢化に伴い、継続登録が減少している。新たな人材確保のため、市報や子育て支援センター発行の情報誌などを利用して周知を図る。 引き続き、市内保育所や公民館等子育て支援団体に向けて、「子育て支援者リスト」に登録の子育て支援者の紹介の周知をしていき、子育て支援者の活躍の機会を提供する。 引き続き、他のボランティア事業との連携などにより、地域の子育て資源の育成に繋げる。	こども家庭支援課
127	地域と連携した放課後づくり【再掲：1-(2)-③】	・こどもの放課後の過ごし方について考える場の設置を検討します。	・こどもたちの放課後の実態把握を行ったうえで、地域において、こどもに関わる活動団体・組織が連携して、こどもの放課後の過ごし方について考える場の設置の検討をします。	○	子育て家庭の父母、家族等を対象に子どもの生活リズム作りや、食育、命の大切さ等の講習会、講演会を実施。	地域交流活動事業・子育て講座実施施設 公立幼稚園：14園 公立幼保園：7園 公立保育所：8園 私立保育所等：47園	令和8年度も引き続き実施する。 ※「しまねすくすく子育て支援事業」による補助事業	保育所幼稚園課
128	家庭や地域の子育て力向上の推進	・子育てに関する学習機会や情報提供を行い、家庭や地域の子育て力の向上を図ります。	・子育て中の家庭や子育て支援者を対象に、子育て及び子育て支援に関する学習会や講座を開催します。	○	当初の計画どおり開催できた。	【子育て学習会・講座実施回数】全9施設108回（計画のうち10割実施） 【参加人数】2,485人（前年度の115%） ・前年度までのアンケート等から、利用者の要望を把握し、また保護者の子育て力の向上を図る内容等を取り入れて実施した。	・利用者の年齢層や需要に応じて柔軟に企画をし、ねらいを明確にして実施する。 ・子育て支援者やファミサボのまかせて会員など地域で子育て支援に携わる方へ周知していく。	こども家庭支援課
		・親楽プログラムを活用した講座の開催を支援することにより、家庭教育支援の普及と推進に取り組めます。	・PTAや保護者会等に親楽ファシリテーターを派遣し、親としての役割やこどものかかわり方について参加者同士が交流を通して楽しく学んだり、気づいたりすることができる講座の開催を支援します。	○	学年ごと、クラスごとなど、複数回親楽プログラムを実施した団体が増えたため、昨年度に比べ開催数や受講者数が増えた。	・開催講座数 23回 ・講座受講者数 641人 ・親楽ファシリテーター登録者数 79人 ・幼稚園、保育園、幼保園、小学校において、保護者を対象とした親楽プログラムを実施した。 ・子育てについて悩みや不安の軽減や、保護者同士のつながりづくりにつながった。	教頭会、市P連総会、児童クラブ、子ども広場、幼稚園長会、保育所会での親楽プログラムのPR活動とホームページの活用を継続する他、SNSを活用し親楽プログラムの開催時の様子や親楽ファシリテーターの活動の様子を随時公開する。 親楽ファシリテーターを増やすために養成講座を土曜日と日曜日に2回開催。 親楽ファシリテーター認定書交付式の継続実施。	生涯学習課
129	地域と連携して行うこどもの安全対策	・こどもに対する防犯教育や交通安全教育を徹底し、被害防止を図るとともに、各幼児教育・保育施設・学校などに対して地域の安全情報が積極的に提供されるよう働きかけます。	・交通安全教育指導員や交通指導員による交通安全教室や警察などと連携した防犯教室を開催します。	○	児童や生徒、高齢者等を対象に交通安全教室を開催した。 各地区交通安全対策協議会を中心に、交通安全教育指導員、交通指導員、警察等と連携した活動を進めている。	各地区交通安全教室 224回開催 延べ8,075人参加	引き続き各種交通安全イベントを継続して実施することで、市民の交通安全意識の向上を図る。	総務課

		・関係機関との連携のもと、各地域において犯罪の抑止につながる見守り活動、パトロール活動などを促進します。	・青色回転灯装備パトロール車によるパトロール活動などを推進します。	○	児童の登下校時の時間帯、また、年末年始等犯罪が多発する時期を中心に見回りを行った。	団体数：33団体 台数：243台	継続して実施する。	総務課
			・登下校時の見守り活動などを推進します。	○	児童の登下校時を中心に通学路に立ち、見守り活動を行った。	地域安全推進委員：316人 警察との協働による地域安全活動延べ1,272人参加	この取り組みを契機に「地域の子供は地域が守る」という地域住民への意識付けが図られることから、継続して実施する。	
130	防犯灯・道路照明灯などの整備	・地域や学校などと調整しながら安全設備を整備し、安全な環境をつくります。	・町内会・自治会が設置する防犯灯の設置費用や電気料に対し補助を行います。	—	地域要望にもとづき事業実施できた。	【防犯灯設置】 犯罪を防止するため町内会等が設置するLED防犯灯の設置費用を補助する。 ■15,282,200円（取替：553灯、新設：89灯、移設：6灯） 【電気料】 町内会等が維持管理する防犯灯の電気料を補助する。 ■64,389,508円	【防犯灯設置】 犯罪のない安全で、明るい街づくりを推進するために、防犯灯のLED化を進める必要がある。	市民生活相談課
			・自治会の要望や設置基準などを踏まえながら、必要な箇所に道路照明灯を設置します。	—	設置案件は発生しなかった。	特になし	特になし	道路課
			・PTAや学校と連携しながら、こどもたちが通学路にある「暗がり地域」など危険地帯を知るための活動を働きかけます。	○	PTAや学校において、通学路の安全点検や危険箇所をチェックすることにより安全な環境づくりに取り組んだ。	通学路安全対策プログラムにおいて通学路における危険箇所等への対応を検討した。	通学路改善箇所について、学校や保護者、地域がより一層連携して情報共有や対策協議が進むよう働きかける。	生徒指導推進室
			・防犯協会などと連携し、地域における防犯力の向上に向け取り組みます。	○	関係機関からの依頼等により実施した。	防犯チラシの配布による防犯意識の向上を図った。 （延べ6回） 《内訳》 ・島根県防犯連合会「防犯しまね」年2回 ・松江地区防犯協会「地域安全ニュース」年2回 ・島根県交通安全協会「交通しまね」年2回	継続して実施する。	総務課
132	妊婦・親子連れが出かけやすい環境整備 【再掲：2-A-(2)-①】	・「松江市ひとにやさしいまちづくり条例」などを踏まえた環境整備を進めます。	・公共施設などのバリアフリー化や優先駐車場の配置を適切に実施します。	—	建築確認申請や相談のつど対応するものであり、計画的に実施するものではないため。	建築確認申請等審査及び相談窓口において条例の説明を行い、目的に沿った施策推進を行った。	継続して実施する。	健康福祉総務課
			・公園をはじめとする市内公衆トイレにおいて、優先整備ゾーンや整備するトイレのランクを定めた「松江市公衆トイレの整備計画」を策定し、あらゆる方々が利用しやすいトイレ環境になるよう計画的に整備を進めます。	○	計画に基づき改修工事を行った。 緊急の改修が必要となった場合は臨機応変に対応した。	トイレ改修工事3件	予算の範囲内での執行となるため、執行状況を見ながら、計画を修正していく必要がある。 また、急を要する改修の発生する可能性がある。 【修繕・更新工事予定件数】 令和8年度：4件（予定）	公園緑地課

③家庭の子育て力向上の推進

No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
133	家庭や地域の子育て力向上の推進 【再掲：2-D-(2)-②】	・子育てに関する学習機会や情報提供を行い、家庭や地域の子育て力の向上を図ります。	・子育て中の家庭や子育て支援者を対象に、子育て及び子育て支援に関する学習会や講座を開催します。	○	当初の計画どおり開催できた。	【子育て学習会・講座実施回数】全9施設108回（計画のうち10割実施） 【参加人数】2,485人（前年度の115%） ・前年度までのアンケート等から、利用者の要望を把握し、また保護者の子育て力の向上を図る内容等を取り入れて実施した。	・利用者の年齢層や需要に応じて柔軟に企画をし、ねらいを明確にして実施する。 ・子育て支援者やファミサボのまかせて会員など地域で子育て支援に携わる方へ周知していく。	こども家庭支援課
			・各幼児教育・保育施設で行われる子育て講座開催を支援します。	○	子育て家庭の父母、家族等を対象に子どもの生活リズム作りや、食育、命の大切さ等の講習会、講演会を実施。	地域交流活動事業・子育て講座実施施設 公立幼稚園：14園 公立幼保園：7園 公立保育所：8園 私立保育所等：47園	令和8年度も引き続き実施する。 ※「しまねすくすく子育て支援事業」による補助事業	保育所幼稚園課
		・親楽プログラムを活用した講座の開催を支援することにより、家庭教育支援の普及と推進に取り組めます。	・PTAや保護者会等に親楽ファシリテーターを派遣し、親としての役割やこどもとの関わり方について参加者同士が交流を通して楽しく学んだり気づいたりすることができる講座の開催を支援します。	○	学年ごと、クラスごとなど、複数回親楽プログラムを実施した団体が増えたため、昨年度に比べ開催数や受講者数が増えた。	・開催講座数 23回 ・講座受講者数 641人 ・親楽ファシリテーター登録者数 79人 ・幼稚園、保育園、幼保園、小学校において、保護者を対象とした親楽プログラムを実施した。 ・子育てについて悩みや不安の軽減や、保護者同士のつながりづくりにつながった。	教頭会、市P連総会、児童クラブ、子ども広場、幼稚園長会、保育所会での親楽プログラムのPR活動とホームページの活用を継続する他、SNSを活用し親楽プログラムの開催時の様子や親楽ファシリテーターの活動の様子を随時公開する。 親楽ファシリテーターを増やすために養成講座を土曜日と日曜日に2回開催。 親楽ファシリテーター認定書交付式の継続実施。	生涯学習課
			・親楽ファシリテーターの養成をします。また、親楽ファシリテーターの交流及び研修として「親楽カフェ」等を開催します。さらに広報紙を発行し、活動の様子等を紹介します。	○	親楽プログラムの実施が増えたことに伴い、親楽ファシリテーターとの打ち合わせや情報交換の回数が増えた。	親楽カフェ 15回実施 40人参加 親楽広報誌 6回発行 親楽ファシリテーターの実践練習としてアイスブレイク演習を行った。 親楽広報誌は、実施した親楽の様子や参加者の感想を掲載し、実際の派遣に行く機会が少ない方とのつながりをもつために有効だった。	親楽ファシリテーターが主体となって取り組み、ファシリテーター同士が資質を向上できるように親楽カフェを運営していく。 親楽プログラムの経験が不足しているファシリテーターに対して、演習の機会を随時提供していく。 親楽広報誌の配布によって、親楽ファシリテーターとのつながりを継続して持ち、情報を共有する。	

134	保護者への電子メディア対策の推進	・電子メディアがこどもの成長や発達に及ぼす影響を踏まえ、保護者が望ましい活用方法を身に付けるよう支援します。	・母子健康手帳交付時や乳幼児健診時に、メディアに関するチラシ等を配布し保護者に対して意識啓発を行い、こどもの望ましい生活リズムづくりにつなげます。	○	ブックスタート事業に合わせ、メディアとの付き合い方等について啓発を行った。	母子健康手帳交付時配布の「こそだて手帳」にメディアに関する内容を掲載。 健診時に配布するチラシにメディアに関する内容も記載している。	母子健康手帳交付時配布の「こそだて手帳」に、引き続きメディアに関する内容を掲載するとともに、健診の際にチラシを配布し周知を図る。 教育委員会主催のメディアに関する会議に参画し、母子保健分野でのさらなる取組を検討する。	こども家庭支援課
			・各幼児教育・保育施設、小・中・義務教育学校で行われる保護者を対象とした研修会に、講師を派遣する等の支援を行います。	△	受け入れ可能回数の25回に対して18回の実施回数に留まった。	島根のこどもとメディアを考える会の専門講師による研修会の実施 18回開催（18施設、延べ参加者数572人） 内容：乳幼児期の子どもの身体や脳の発達などメディアの及ぼす影響やメディアとの正しいつきあい方など 対称：保護者、職員、幼児	令和7年度は派遣実績が18回となり上限の25回に達することができなかった。今後、改めてメディアが乳幼児に与える影響についての周知を行い、また、特にこれまで研修会を実施していない施設への周知方法を考え、実績があがるようにしていく。	こども政策課
			・各校及び学園（中学校区）一斉のメディアコントロールウィークの実施、学習公開日におけるメディア学習等を通して、保護者への啓発を図るとともにこどもの自己コントロール能力を育成します。	○	・保護者対象のメディア教育講演会を実施した。	・各校や学園単位で定期的にメディアコントロールウィークを設定し、校区ごとのメディア対策に取り組んだ。 ・授業公開日にメディア教育の授業を公開し、保護者も共に学習する機会を作った。 ・小学5年生から中学3年生および小中学生の保護者（該当する義務教育学校のこどもと保護者）への電子メディア機器等に関するアンケートを実施。	・電子メディア接触が低年齢化している。 ・実施したアンケートの詳細な分析を行い、今後の取り組みや啓発活動に活用する。	学校教育課

（３）安心して子育てや仕事に取り組むことができる環境づくり								
①多様なニーズに対応した子育て支援事業の実施								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
135	保育サービスの充実	・働き方に応じた保育サービスを提供し、子育てと仕事の両立支援や在家庭での子育て支援を行います。	・延長保育、休日保育、夜間保育、一時預かり保育等地域子育て支援事業の拡充に努めます。	○	保護者の就労等により、通常の保育時間の前後に利用できる延長保育を実施。 日曜、祝日に、保護者の仕事や病気等で日中保育が必要な場合に休日保育を実施。 普段、保育所等の保育を利用していない児童が保護者の仕事や病気等により昼間一時的に保育できない時に利用できる一時預かりを実施。	・延長保育実施施設数 公立幼保園：7箇所、公立保育所：4箇所 私立保育所等：70箇所、公設民営：5箇所 年間実利用児童数：3,660人 ・休日保育事業実施施設数 私立保育所：1箇所 実施日数：66日 延べ利用児童数：437人 ・一時預かり事業実施施設数 公立幼保園：2箇所、私立保育所等：28箇所 公設民営：3箇所 年間延べ利用児童数：10,139人	・延長保育事業及び一時預かり事業においては、国・県による補助事業を活用し、令和8年度も引き続き実施する。 ・休日保育事業は松江市単独の補助事業として、令和8年度も引き続き実施。 ・一時預かり事業は、きょうだい同日利用時の2人目以降の半額免除により、サービスの充実を行う。	保育所幼稚園課
			・すべての公立・私立幼稚園で、在園児を対象に教育時間の前後や長期休業期間中の一時預かり保育を実施します。	○	幼稚園又は認定こども園において、幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児を対象に、教育時間の前後又は長期休業日等に幼稚園等において一時預かり事業を実施。	・幼稚園型一時預かり事業実施園数 私立幼稚園等：20箇所 公立幼稚園等：22箇所 延べ利用児童数：56,361人	国、県による補助事業を活用し、令和8年度も継続して実施する。	
136	特別支援学級在籍児童の長期休業中の預かりの実施	・市立小学校の特別支援学級に在籍し、児童クラブに在籍していない児童を夏休み期間中に預かり、児童の健全育成並びに保護者の就労支援や育児負担軽減を図ります。	・2校程度の小学校で実施します。	○	前年度からのリポート利用がみられ、事業後のアンケートでも前年度同様に高評価を得た。 指導員の人員不足について、課題であると捉えている。	実施小学校：2校（母衣・中央） 実施日数：母衣23日 中央24日 参加児童：16人	年々参加人数が減少しているため、放課後等デイサービス等との役割分担など本事業の必要性、あり方について確認した上での事業継続を行う。	生涯学習課
137	病児・病後児保育の実施	・集団保育が困難な病気療養中及び回復期の児童を預かります。	・病児・病後児保育を継続して実施します。	○	実施事業所と連携しながら、継続して病児・病後児保育を実施することができた。	延べ利用者数 5,209人 市立病院 327人 松江赤十字乳児院 429人 つわぶきこども園のぎ 1,546人 融合乳児園 408人 つわぶきこども園やましろ 2,499人	対象年齢の拡大、きょうだい同日利用時の2子以降の利用料半額により、サービスの充実を行った。引き続き事業所と連携し、事業を継続する。	保育所幼稚園課
138	子育て短期支援事業の実施	保護者のさまざまな事情により、家庭において養育できないこどもを一時的に預かります。	保護者の仕事などのため夜間にこどもを養育することができない場合、夜間にこどもを預かる「トワイライトステイ」を実施します。	◎	頻回利用者の終了などにより、令和6年度に比べると利用件数は減少したが、必要な方には支援を提供することができた。	生後4ヶ月までのbabyショートの新設 baby：延べ 1人 里親：延べ 24人 施設：延べ 14人	頻回利用者の終了などにより利用件数は減少したが、引き続き受入先の拡充について検討しながら事業を継続する。	こども家庭支援課
			保護者の疾病や育児疲れ、出張などのためこどもの養育ができない場合、一時的にこどもを預かる「ショートステイ」を実施します。	◎	令和6年度に比べると利用件数は増加しており、必要な方に支援を提供することができた。	生後4ヶ月までのbabyショートを新設 baby：延べ 26人 延べ 55日 里親：延べ 48人 延べ 106日 施設：延べ 56人 延べ126日	利用件数が増加しているが、乳児の受入先を拡充したことで、調整がしやすくなっている。引き続き受入先等の拡充について検討しながら事業を継続する。	
139	認可外保育施設利用に対する支援	・認可外保育施設を利用する児童・保護者に対して支援を行います。	・保護者が円滑に認可外保育施設を利用できるよう、認可外保育施設に関する情報提供を行います。	○	市役所窓口、市ホームページで紹介した。保育所入所不承諾通知にチラシを同封した。	特になし	継続して実施する	保育所幼稚園課
			・国・県の制度を活用して支援を行います。	○	12月をもって、実施施設が閉所となったが、新たな事業者により、継続して夜間保育事業を実施することができた。	児童の健康診断 3人 職員の健康診断 2人 乳児担当職員の検便 2人 夜間保育料の利用者数 15人	継続して実施する	保育所幼稚園課

140	放課後児童対策パッケージに基づく事業の実施 【再掲：1-(2)-②】	・全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように児童クラブと放課後こども教室推進事業を実施します。	・一体型の児童クラブ及び放課後こども教室を令和11年度までに22箇所設置します。	○	こども教室が未開設の2校区において、新たに開設するには至らなかったが、開設している鹿島東子ども広場と令和8年度新規開設する鹿島東児童クラブで、校内交流型で実施できるよう準備を行った。	前年度同様に小学校33校区中31校区でこども教室を開設し、21箇所は児童クラブとの校内交流型で実施した。 家庭の状況や学年に関わらず児童の放課後の居場所の一つとして利用された。 鹿島東児童クラブの令和8年度新規開設に向け、指定管理者の指定や施設整備を行った。	多くのこども教室ではスタッフの確保が難しく、受け入れ態勢が整わない地域が生じている。そのため、次年度に向けてスタッフ確保に向けた対応を進める。 児童クラブと開設場所が離れているところでは、校内交流型での開設が環境的に難しいが、実質的な連携を深めていきたい。 令和8年度から鹿島東児童クラブの運営を行う。	生涯学習課
			・職員の質の向上と両事業の連携促進のため、スタッフの合同研修会を年10回程度開催します。	○	予定通り講座を10回実施したが、昨年度と比べて延べ受講者数が減少した。	スタッフ向け研修「こどものための学びあい・支えあい講座」10講座実施 延べ受講者数 549人	各研修で両事業の連携を深めるために積極的に情報交換や交流の時間を設けており、大いに盛り上がる時間となっている。今後もさらなる関係の向上とより良い連携のために有意義な活動にしていきたい。	
			・事業実施にあたり、学校施設の活用が一層促進されるように学校や地域に理解と協力が得られるよう働きかけます。	○	少人数学級制の導入や特別支援学級の増加等により、学校内に余裕教室等がほとんどない。	放課後こども教室の活動を各小学校の教室等で利用できるか検討をした。	児童クラブと学校の活動が両立できるよう、学校施設等の活用方法について学校やクラブ等と情報共有を図りながら引き続き検討していく。	
141	放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の実施 【再掲：1-(2)-②】	・公設児童クラブを安定的に運営していくため、地元の運営委員会から民間事業者等へ運営主体を移行することについて、賛同いただいた公設児童クラブから実施していきます。また、待機児童対策や利用者のニーズに応じた選択肢を増やすため、民設民営児童クラブへの運営支援を継続して行い、松江市域の児童クラブ環境を整えます。	・多様化するニーズに対応するため、的確な利用者ニーズの把握に努め、必要なサービスを提供していきます。	○	利用者がクラブを選択しやすい環境を整えた。	・入会児童数 公設1,646人、民設1,723人 ・箇所数 公設58箇所、民設44箇所 民設児童クラブを2箇所新規開設による受け入れがあり、利用者ニーズに応えることができた。 引き続き巡回指導員を1名配置し学校・エスコ等関係機関との連携を図りながら、継続した児童観察や相談に対する専門的なアドバイスを行った。	引続き市域全体で利用しやすい環境を整えていく。 ニーズ調査、入会状況、児童推計を基に市全体での児童クラブの必要量の見込みを算出し、整備方針を確定させる。	生涯学習課
			・公設児童クラブの入会要件等の緩和を検討します。	◎	前年度同様に地域性を考慮した要件の緩和を実施することができた。	民設児童クラブの選択肢がないなどの地域性やその他様々な状況により4年生以上の児童預かりが必要な場合について、柔軟に受け入れた。	引き続き、入会要件について柔軟な対応を行う。	
			・公設児童クラブの時間延長支援事業費補助金の活用により、地域のニーズに応じた預かり時間延長の取組が促進されよう支援していきます。	○	各児童クラブでニーズを聞き取り、新たに時間延長を実施する児童クラブもあった。	時間延長補助金申請数 22クラブ 各地区における、ニーズに応じた時間延長に対し、補助金による支援を行った。	指導員の人員確保 各地区のニーズ等を考慮し、自主事業として実施しているため、地区によって実態が異なっている。	
142	放課後こども教室の実施 【再掲：1-(2)-②】	・放課後や週末等に、地域の方々の参画を得て様々な活動を実施することにより、こどもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	・スタッフの各種研修の実施や情報交換の場の設定、情報誌の発行など、継続運営及び内容の充実に向けた支援をしていきます。	○	講座を10回実施した。 活動の様子を観察し、スタッフの悩みや課題を把握するため、各こども教室を訪問した。	スタッフ向け研修「こどものための学びあい・支えあい講座」10講座実施 延べ受講者数 549人 参加できない関係者に対してYouTube配信を行った。 昨年度に実施できなかった講座を含め、新たな内容の講義を3回実施した。 こども教室を訪問し状況確認が行うことができた。	多くのこども教室ではスタッフの確保が難しく、受け入れ態勢が整わない地域が生じている。そのため、次年度に向けてスタッフ確保に向けた対応を進める。 訪問できていない団体への聞き取りを進めるとともに、こども教室のあり方についても再度検証していく。	生涯学習課

②企業における仕事と子育ての両立支援								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
143	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	・安心して仕事と子育てが両立できる環境づくりを推進します。	・まつえワーク・ライフ・バランス推進ネットワークの活動を通じて、仕事と育児・介護などの家庭生活との両立が図れるよう、職場環境づくりを進めます。	○	年間加入事業所数の目標（9事業所）に対し、新規加入は3事業所であり、ネットワークへの加入促進を行う必要があった。仕事と介護の両立をテーマにしたセミナーでは、VRによる一人称の疑似体験や介護に関する制度、利用するための実務の流れ、介護予防について学ぶことができた。意識・実務の両面について今後の備えができる有意義なセミナーとなり、参加者アンケートの満足度も高かった。	●「まつえワーク・ライフ・バランス推進ネットワーク」の取り組み ・ワーク・ライフ・バランス推進に関するパネル展示（イオン松江ショッピングセンター） ・市内企業に勤務している人向けに、仕事と介護の両立をテーマに㈱シルバークと松江市社会福祉協議会よりを講師に迎えて、介護に直面した際の心構えと実務について学ぶセミナーを開催した。（参加者：26名） ・情報誌「プリエール」特別号を発行(2,500部)、特別な休暇制度の導入について市内企業の取組事例を紹介した。 ・市役所玄関前及び総合体育館前交差点に「働き方を見直そう」の懸垂幕や横断幕を設置した。 ・ネットワーク加入事業所数 185事業所（令和8年3月末時点）	近年のセミナーでは、参加者率が低い傾向にあるため、引き続きワーク・ライフ・バランスへの機運の醸成に向けた取組を進めていく。 引き続き、ネットワークの推進団体はもとより、島根県や関係各課と連携して、会員企業が関心を持つセミナー内容を検討していくとともに、ワーク・ライフ・バランス推進における市内事業所の課題把握に努めていく。 引き続き、多くの市民に参加いただけるように、幅広い世代に向けて講座開催の呼びかけを行っていく。	人権男女共同参画課

144	「子育ての日」啓発キャンペーンの推進	・11月19日の子育ての日を含む前一週間を「子育ての日キャンペーン週間」と定め、子育てを応援するきっかけづくりを推進します。	・松江市を中心とした企業・団体に対し、「子育ての日キャンペーン週間」にノー残業デーやノー残業ウィーク、休暇取得推進、時間外労働縮減、家族向けサービスなどを実施するよう、広く呼びかけを行います。	△	キャンペーンの参画事業所数が目標に達しなかったため。	市内約2,700社の事業所に対して、ワーク・ライフ・バランス意識向上を呼びかけるチラシ配布するなどの取り組みを行った。	キャンペーンへの参画事業所数が目標を下回ったため、今後は早期から取り組みの呼びかけを強化し、より多くの事業所に参加していただけるよう努める。 また、キャンペーン実施による事業所側のメリットが不明瞭であった点も、参加が少なかった原因の一つと考えられる。取り組みが優れている事業所を表彰するなど、企業のイメージアップにつながるよう工夫する。	こども政策課
-----	--------------------	--	--	---	----------------------------	---	---	--------

③男性の家事育児参画促進

No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
145	男性の家事育児参画促進	・男性や経営者等を対象とした男女共同参画学習を実施します。	・男性を対象とした男性の働き方、生き方に関する講座を実施します。	○	こども家庭支援課と共催で男女共同参画の視点を取り入れた男性の家事育児参画を促す講座を実施した。 また、男性の家事・育児参加促進セミナーを開催した。	・「お父さんと一緒に遊ぼう」 5回開催（定員15組／回） 延べ56組参加 ・男性限定料理教室　6人参加 ・産後夫婦のコミュニケーション講座 16人参加	男女共同参画の意識啓発につながる講座テーマと市民ニーズの両立が課題。 多くの男性に参加いただけるよう工夫をしながら継続して講座を開催し、男性の意識改革を促していく。	人権男女共同参画課
			・職場内における男性の家事・育児等参画に対する理解を促進するため、経営者等に対し、家事、育児、介護などに関する学習の場への参加を促します。	○	まつえワーク・ライフ・バランス推進ネットワーク加入事務所や松江商工会議所会員事業等へ参加を募った。	講座のお知らせを市報・情報誌に掲載、また子育て支援センターや産婦人科医院等において講座のチラシを配布、事業所等に積極的に呼びかけた。 まつえ子育てAIコンシェルジュを活用した。 ・仕事と介護の両立支援VR体験セミナー　28人参加（うち経営者・役員3人、管理職4人）	引き続き、経営者等に参加いただけるように、幅広く講座の呼びかけを行っていく。	

（4）ひとり親家庭への自立支援

①子育て・生活支援

No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
146	子育て・生活に関する支援体制の充実	・ひとり親家庭からの相談に対応するとともに、活用できる制度などについての情報提供を行います。	・母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の相談を受け、家庭の状況に応じた支援を行います。	○	適正に実施できた。	相談件数　3,591件	継続して実施する。	子育て給付課
			・各種支援制度などの情報提供を行うとともに、関係機関と連携して支援をつなげます。	○	適正に実施できた。	相談を受けた際、受けることのできる支援制度や関係する機関などの情報提供を行った。	継続して実施する。	
		・離婚を考える父母等に対し、離婚後もこどもが心身ともに健やかに育成されるよう、こどもの養育等について考える機会を提供します。	・離婚前相談等において、離婚がこどもに与える影響や親の責務について啓発を行うとともに、離婚後の取り決めや支援制度に関する情報提供を行います。	○	適正に実施できた。	相談を受けた際、受けることのできる支援制度や関係する機関などの情報提供を行った。	継続して実施する。	子育て給付課

②経済的支援

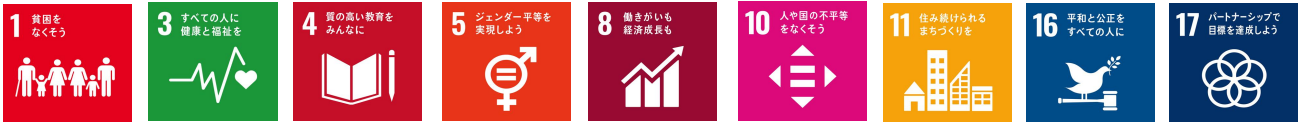
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
147	経済的支援や負担軽減	・ひとり親家庭に対し経済的な支援を行います。【再掲2-D-(1)-①】	・児童扶養手当の給付を行います。	○	適正に実施できた。	受給者数　1,260人（3月分手当受給者数） 支給額　688,345千円	継続して実施する。	子育て給付課
			・児童が高等学校等に通学するための費用を助成します。	○	適正に実施できた。	助成件数　260件 助成額　7,174千円	継続して実施する。	
			・母子父子寡婦福祉資金の貸付事業を実施します。	○	適正に実施できた。	貸付件数　164件（内訳） 修学資金　115件 就学支度資金　39件 その他　10件 貸付金額　82,087千円	・必要な方が情報を入手できるよう、市内中学校・義務教育学校・高等学校・高等専門学校へ案内文書を送付し、継続して制度の周知を図る。 ・制度上、低所得者層に対する貸付であることや、子が卒業後就職できない、親が失業・病気などの事情により償還が困難となるケースが多く、貸付償還金が滞納となるケースが多い。	
		・生活保護世帯、市県民税非課税世帯の子育て世帯に対し、経済的な負担の軽減を行います。	・保育所保育料、病児保育利用料、子育て短期支援事業利用料金、訪問型子育てサポート事業利用料金、ファミリーサポートセンター利用料金などについて、経済的な負担の軽減を行います。【再掲2-D-(1)-①】	○	適正に実施できた。	令和7年度についても市が定める保育料の額を国基準の6割程度に維持した。 （病児保育の減免は子ども子育て支援交付金に規定あり）	継続して実施する。	保育所幼稚園課
				○	子育て短期支援事業、訪問型子育てサポート事業、ファミリーサポート事業において、生活保護世帯、市民税非課税世帯に対し、経済的な負担の軽減を行った。	利用者の保護者負担金について、生活保護世帯、市民税非課税世帯に対し、経済的な負担の軽減を行った。	継続して実施する。	こども家庭支援課
			・医療費が1割負担となる福祉医療助成（ひとり親、重度障がい）について、市県民税非課税世帯には、月の負担限度額を入院2,000円、入院外1,000円とし、経済的な負担の軽減を行います。【再掲2-D-(1)-①】	○	適正に実施できた。	県制度要件（所得税非課税）を拡充し、児童扶養手当所得制限内であれば対象としている。 【ひとり親分】 受給者数　3,049人 助成額　　61,123千円	継続して実施する。	子育て給付課
				○	適正に実施できた。	【重度障がい】 受給者数　4,109人 助成額　436,895千円	継続して実施する。	障がい者福祉課

③就業支援								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
148	就業支援の推進	・「ひとり親家庭総合相談」を核として就業支援を行います。	・ひとり親家庭の保護者に対し、「ハローワークプラス」やその他の関係機関と連携しながら就業支援を行います。	○	適正に実施できた。	就労支援相談件数 83件	継続して実施する。	子育て給付課
			・個々のケースに応じて、自立目標や支援内容について母子・父子自立支援プログラムを策定し、継続的な支援を行います。	○	個々のニーズに応じた生活支援・就業支援メニューの策定を実施した。	自立支援プログラム策定件数 14件	継続して実施する。	
			・就労に有利な資格の取得や技能習得等を支援するため、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金事業を実施します。	○	適正に実施できた。	高等職業訓練促進給付金 給付件数：12件 給付金額：13,755千円 高等職業訓練修了支援給付金 給付件数：3件 給付金額：125千円 自立支援教育訓練給付金 給付件数：5件 給付金額：1,761千円	継続して実施する。	

④養育費の確保及び親子交流の推進								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
149	養育費の確保及び親子交流の推進	・離婚後の親とこどものつながりを保ち、父母双方がこどもを養育する責任を果たすための支援を行います。	・養育費の取り決めや支払いの確保について、法テラスやブリエールが実施する法律相談や専門機関が実施する相談事業に関する情報を提供します。また、公正証書作成費用等の補助を行います。	○	適正に実施できた。	パンフレットを用いて養育費の取り決めなどについて説明するとともに、法テラスの法律相談や養育費等相談支援センターの専門相談窓口等を案内した。また、こどもの健全な成長に必要な養育費の取り決めを促進し、養育費の継続した支払いの確保を図ることを目的とする「養育費にかかる公正証書作成等支援補助金」を実施した。 補助件数：15件 助成金額：313千円	継続して実施する。	子育て給付課
			・親子交流について、こどもの健やかな育ちを確保するとともに、養育費の支払い意欲につなげるため、関係機関と連携しながら啓発パンフレット等の配布や情報提供を行います。	○	適正に実施できた。	相談を受けた際に、養育費も含めパンフレットにより説明を行うとともに、専門機関での相談を案内した。また、親権・養育費・親子交流などに関する民法改正のポイントをまとめたこども家庭庁作成のリーフレット「こどもの未来のための新しいルール」を、市内保育所・園、認定こども園、幼稚園に配布し、周知した。	継続して実施する。	子育て給付課

⑤こどもの修学・学習支援								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
150	生活困窮世帯・ひとり親家庭への修学・学習支援	・ひとり親家庭のこどもの就学・修学に必要な資金の貸付を行います。【再掲：2-D-(1)-③】	・母子父子寡婦福祉資金貸付事業によって、こどもの就学支度金や修学資金を貸付します。	○	適正に実施できた。	貸付件数 164件 （内訳）修学資金 115件 就学支度資金 39件 その他 10件 貸付金額 82,087千円	・必要な方が情報を入手できるよう、市内中学校・義務教育学校・高等学校・高等専門学校へ案内文書を送付し、継続して制度の周知を図る。 ・制度上、低所得者層に対する貸付であることや、子が卒業後就職できない、親が失業・病気などの事情により償還が困難となるケースが多く、貸付償還金が滞納となるケースが多い。	子育て給付課
			・経済的な理由により就学が困難な児童生徒を支援するための経費援助事業を行います。【再掲：2-D-(1)-③】	○	計画通り完了したため。	制度の案内文および申請書について理解しやすいように簡素化したり、案内文に認定の目安となる収入の目安を記載した。また年度途中に全校宛てに申請書の配布を依頼した。	必要な方に援助が行き届くよう、制度の周知のための情報発信を行う。	学校教育課
			・生活困窮世帯の中学2年生、3年生に対する学習支援を行います。【再掲：2-D-(1)-③】	○	本事業を利用した生徒全員が志望校へ合格したため。	定 員：150名 利用者：148名（中学2年生65名、中学3年生83名） 合格者：68名（中学3年生のうちアンケートで回答が得られた利用者のみ）	利用生徒のプライバシー保護に万全を期し、安心して利用できる学習支援を継続して行う。	生活福祉課

3誰ひとり取り残さない ～個別のニーズに応じたきめ細かい支援～



- ・ 困難な状況にあるこども・若者や家庭には複合的な要素を抱えている場合も多いため、個々のケースに応じて横断的で適切な支援、サービスにつなげます。
- ・ 障がい、疾病のあるこども・若者や、外国にルーツをもつこども・若者などへの理解促進や共生できる環境づくりを図るとともに、一人ひとりのニーズに応じた支援を充実させていきます。
- ・ こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るとともに、虐待の早期発見やヤングケアラーへの支援につなげ、心身ともに健全に成長できる環境づくりを行います。
- ・ こども・若者にとってより身近なものになっているネットトラブル、性犯罪や性暴力および自死など、こども・若者を取り巻く様々な課題から守るための取組を推進するとともに、関係機関の連携や相談体制を整えます。

（１）こどもの貧困対策								
①相談支援体制の充実								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
151	相談体制の充実	・全ての世代、全ての方を対象とした相談体制を充実させていきます。	・全ての世代、全ての方を対象とした身近な相談窓口として設置している「ふくしなんでも相談窓口（サテライト）」の設置を進め、地域のさまざまな相談をワンストップで受け止め、支援につなげます。	△	ふくしなんでも相談所として提携していた薬局のうち、閉鎖した3か所において設置が解除となり、設置数が減少した。	市民の方から寄せられるあらゆる相談を「ふくしなんでも相談所」で受け止めて、単独の相談支援機関では対応が難しい複合的で複雑な事例については、重層的支援会議などを通じ個別の支援プランを作成し、多機関と連携して対応した。	市内の社会福祉法人や薬局に対し、「ふくしなんでも相談所」のサテライト窓口を設置いただけるよう積極的な働きかけを行い、住民がより身近な地域で相談できる「ふくしなんでも相談所」を拡充するとともに、多機関で連携して対応する体制の充実を図る。	健康福祉総務課
152	地域の相談機関の充実	・各幼児教育・保育施設が地域の子育て相談機能を担います。	・妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できるよう、各幼児教育・保育施設など子育て支援を行う施設が相談機能の役割を担い、かつ、行政と密接な連携を図ることで、様々な支援メニューにつなぐ方策について検討します。	○	日頃よりそれぞれの各園・所で工夫をしながら、保護者等からの相談や地域の親子が参加する園開放時における相談についての受付体制をとっている。 保育所、認定こども園、幼稚園などへ寄せられる相談に対して、関係課等と連携しながら支援を行った。	各園・所等において保護者からの相談対応を行い、必要に応じて関係機関との連携を図った。 保育所、認定こども園、幼稚園などへ寄せられる相談に対して、関係課等と連携しながら支援を行った。	各園・所等において保護者等からの相談体制を継続し、更なる充実を図る。 令和5年4月にこども家庭センターを開設し幅広い相談に対応できるようになったため、引き続き関係部署と連携しながら、相談・支援を行う。	こども政策課 こども家庭支援課
153	子育て支援情報の提供の充実【再掲：2-A-(1)-②】	・ホームページやX、新聞、TVなどを含め、子育てに関する情報を提供するとともに、気軽に育児相談ができる環境をつくります。	・「母子手帳アプリ」「こそだて手帳（旧赤ちゃん手帳）」「子育て支援センターだより」やホームページ、Xなどの充実に引き続き努めます。	○	母子手帳アプリ「母子モ」をR5.3月に導入し、子育てに関する情報の発信や、事業の予約等ができるようにした。 市内9カ所の子育て支援センターの事業をわかりやすく周知するために、ホームページの掲載内容やXの発信内容の見直しを行った。	【ホームページ更新回数】月10回程度 【母子モ登録者数】4,022件（R8.3.31） 【Xフォロワー数】1,980件（R8.3.31） 【各子育て支援センター情報誌の発行】毎月 ホームページに子育て支援センター9カ所の情報等を毎月のカレンダー方式で情報提供を行った。 ホームページの他に、X（旧ツイッター）、母子手帳アプリ「母子モ」、まつえナビを活用し、イベントや相談事業の周知を行った。 専門相談事業や、保育士への来所・電話・メールでの相談の周知を、各子育て支援センター発行の情報誌等で周知した。	市報やホームページ等を利用し、子育て支援センターの周知を引き続き行う。また、来所できない方へも、子育て支援情報を提供するため、ホームページやXなどのSNSを活用する。 地域の子育て支援情報の周知、民間や個人で活動している支援者の活動支援のため、子育て支援センターへの広告物の設置を広く受け入れる。	こども家庭支援課
154	利用者支援事業の実施による相談体制の充実【再掲：2-A-(1)-②】	・保護者が子育て支援事業や各幼児教育・保育施設の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。 ・保護者の困りごとに応じた適切な関係機関につながるよう支援を行います。	・子育てや子育て支援事業、各幼児教育・保育施設の利用について総合的に相談に応じる窓口を設置し、市民への周知を行います。	○	子育て支援コーディネーターが各種相談に応じ、必要に応じて関係機関につないだ。	【実施施設】1カ所 【相談件数】月平均111件 子育て支援コーディネーターが各種相談に応じた。必要に応じて、地区担当保健師、エスコなど関係機関につないだ。	引き続き、子育て支援員研修の受講、各種研修への参加などを通して、子育て支援コーディネーターの支援力の向上を図る。	こども家庭支援課
155	こどもからの相談対応	・学校、各幼児教育・保育施設におけるこどもからの相談対応	・貧困等、こどもの困りごとについて、学校や各幼児教育・保育施設で相談しやすい環境の整備に努め、こどもの声に耳を傾けながら、早期発見により必要な支援につなげます。	○	児童生徒に対して相談窓口を周知し、校内における組織的対応につなげた。	各校において、年度当初に相談窓口（担任以外）を伝えることで、日常的に気兼ねなく相談できる体制を整えた。	相談内容の共有方法や適切な対応・支援についてのスキルアップを図る。	生徒指導推進室
				○	担任を基盤として、こどもとの信頼関係を築き、各園・所等の職員間でのこどもの情報を共有している。	日頃から各園、所等それぞれの施設での相談体制を整えた。こどもへの支援等の相談については必要に応じてエスコ等へ協力依頼をし、連携を図った。	相談内容を共有し、適切な支援や対応を図る。	こども政策課
				○	学校や保育所等などへ寄せられる相談に対して、関係機関と連携しながら支援を行った。	学校や保育所等などへ寄せられる相談に対して、関係機関と連携しながら支援を行った。	令和5年4月にこども家庭センターを開設し幅広い相談に対応できるようになったため、引き続き関係部署と連携しながら、相談・支援を行う。	こども家庭支援課
156	ひとり親家庭の総合相談	・ひとり親家庭からの相談に対応するとともに、受け、家庭の状況に応じた支援を行います。	・母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の相談を受け、家庭の状況に応じた支援につなげます。 【再掲：2-D-(4)-①】	○	適正に実施できた。	相談件数 3,591件	継続して実施する。	子育て給付課

157	乳幼児の健康づくり 【再掲:2-A-(1)-①】	・生活習慣の確立、心身の成長発達を促す取組を推進します。	・生後4か月までの乳児のいる家庭に訪問し、乳児と保護者の健康状態等の把握を行い、養育についての相談に応じます。	○	地区担当保健師や助産師が対象家庭を訪問し、養育等の相談を行った。	生後4か月までの児がいる家庭について、保健師・助産師が訪問し必要な情報を提供した。乳児全戸訪問件数：1,146件（100%）	訪問未実施者については、関係機関と連携を取り、乳児全数の状況把握を行う。	こども家庭支援課
			・健康や養育上の問題を抱える家庭に訪問し、相談・支援を行います。	◎	地区担当保健師が対象家庭を訪問し、養育等の相談・支援を行った。	医療機関、その他関係機関からの紹介があったケースについて訪問し、相談支援を実施した。養育支援訪問 128件	タイムリーな支援を実施できるよう、引き続き関係機関との連携・調整を図る。	
			・基本的な生活習慣確立のため、生活状況に応じ、保健師や栄養士等が個別の相談に応じます。	◎	計画通り事業を実施できたため。	乳幼児健診にて、こどもの成長発達確認・育児情報を提供するとともに、保健師・管理栄養士、歯科衛生士による個別相談を実施した。 【受診者数】4か月児健診:1,116人、1歳6か月児健診1,154人、3歳児健診1,308人	生活背景が多様化している中でニーズに合った支援を行うため、個々の相談に細やかに対応していく。	
158	子育て支援拠点事業の充実 【再掲:2-A-1-②】	・利用者ニーズに応じた子育て支援拠点事業の充実を図ります。	・あいあいを中核として、各地域のサテライトと地域（公民館等）と連携し、子育てに関する相談、親子の交流の場や情報の提供、子育てサークルなどの支援を行います。	○	参加者同士が子育てについて気軽にしゃべりする「あいあいばっくす」や父親を対象にした「お父さんと一緒に遊ぼう」、3～5歳向けの遊び場「わいわいルーム」等、保護者のニーズを踏まえた事業に取り組んだ。	【施設数】9か所 【利用総数】75,849人（対前年度比101.06%） ・子育てに関する悩みの相談のワンストップ・早期対応ができるよう、相談内容により関係機関に繋ぎ、子育て支援センターが気軽に相談しやすい場となるよう努めた。 ・「あいあい」で保育所入所の受付を行った。 ・職員のスキルアップのため、子育て支援センター間で職員の相互研修を実施した。	・多岐にわたる相談内容を適切に関係機関に繋ぐため、引き続き子育て支援の情報把握と個々にあったサービスを案内できるようにスキルアップを図っていく。 ・つどい・学習会等を企画するにあたり、引き続き利用者の年齢層や需要に応じた柔軟な企画となるよう心がける。	こども家庭支援課
159	訪問型子育てサポート事業の利用促進【再掲:2-A-(1)-②】	・子育てホームサポーターが子育て家庭等を訪問し、一時的に家事や育児のサポートを行います。	・低所得世帯及びひとり親世帯に対して利用料金の補助を行います。	○	おおむね計画通り実施できた。	・低所得世帯及びひとり親世帯に対して利用料金の補助制度を実施した。	引き続き、継続して実施する。	こども家庭支援課
160	多胎児養育家庭サポート事業による家事・育児支援 【再掲:2-A-(1)-②】	・特有の育児負担感が強い傾向にある多胎児養育家庭へサポーターを派遣し、育児支援を行います。	・訪問型子育てサポート事業の受託事業所から多胎児を妊娠・育児している家庭へサポーターを派遣し、家事・育児・外出支援を行います。（48時間/年、みつごは96時間/年）利用料は無料です。	○	利用者のニーズに応じサービスの提供を行った。	【利用延件数】延253件、延487時間 【委託事業所】3事業所	多胎児を妊娠した妊婦とその家庭向けのチラシを妊娠届出時に配布するとともに地区担当保健師から事業を紹介する等、周知の強化を図る。	こども家庭支援課
161	子育て世帯・ヤングケアラー等訪問支援事業による家事・育児支援	・訪問支援員（ヘルパー）による家事・育児の支援を行います。	・家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員（ヘルパー）が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行うことにより、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	○	令和5年9月から開始した「松江市子育て世帯・ヤングケアラー等訪問支援事業」について、早期に支援を開始するとともに、家庭が抱える問題に対して必要な支援制度につなげる取り組みを行った。	実施事業所 11事業所（9事業者） 利用世帯数 11世帯 利用回数 151回 利用時間 198時間 ・受託事業所の訪問支援員については、支援が必要な対象者への理解と、児童の権利や利益を尊重した対応について学び、支援に活かすことを目的とした研修会を実施した。	・事業を通じて潜在的なニーズを把握し、必要な支援につなげる。 ・児童や保護者にとって、事業の利用が効果的である場合は積極的な利用勧奨を行う。 ・より多くのニーズに対応するため、受け皿となる事業所の拡充を図る。	こども家庭支援課
162	ヤングケアラー・コーディネーターを活用した施策の実施	・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー（SSW）をはじめ、あらゆる関係機関、関係者と連携し、適切な福祉サービスにつなぐ機能の強化を図るため、関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置します。	・ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、関係機関と連携して相談対応を行うとともに、実態把握、啓発活動等に取り組めます。	○	令和5年4月にヤングケアラーの相談窓口としてヤングケアラー・コーディネーターを1名配置した。	こども家庭センターの機能と一体的にヤングケアラーに対する支援に取り組んだ。 民生委員・児童委員等を対象とした実態調査を実施した。該当世帯については、関係機関と調整の上で支援内容を検討し、必要な支援につなげた。本市のヤングケアラー支援に関するリーフレットを作成し、実態調査を行った学校を中心に配布した。	ヤングケアラー・コーディネーターを中心に、相談対応、実態調査等を継続して実施し、必要な支援につなげる。 民生児童委員や地域のこども食堂等を実施する団体との意見交換を積極的に行い、対象者の把握や支援内容の検討を進める。	こども家庭支援課
163	自立相談支援事業の実施 【再掲:2-C-(3)-①】	・「松江市くらし相談支援センター」において生活や就労についての相談支援を行います。	・生活困窮者に対する総合相談窓口として、相談者の個別ニーズを把握し、必要な支援を実施します。	○	対象の方が必要に応じて相談支援を行った。	リーフレットや広報誌等を活用し、市民や関係団体、関係機関に対して生活困窮者に向けた支援の周知を図った。	継続して実施する。	生活福祉課
164	児童虐待予防対策の充実	・妊娠届などから出産後に養育の困難が予想される妊婦に、妊娠中から必要な支援を行います。	・妊娠中から身体的・精神的な不調が続く場合は、保健師や助産師が訪問し相談に対応します。	◎	周産期医療機関が把握した、支援が必要な妊娠婦等の情報を市へ提供する「連絡票」を活用して早期支援を行った。	「妊婦連絡票」を用いて早期からの支援を実施した。 多岐に渡る相談内容に対応できるよう訪問従事者に対し研修会を実施した。	医療機関からの「妊婦連絡票」の内容は、生活環境、経済面不安、支援者無、心理的不安など多岐にわたり、相談支援体制の強化が必要。	こども家庭支援課
			・出産後「こんにちは赤ちゃん訪問」（保健師や助産師の全戸訪問）による支援を行います。	◎	生後4か月までの児がいる家庭について、保健師・助産師による訪問支援を実施した。	保健師、助産師が家庭を訪問し、母の体調や乳児の発育・発達等の確認、育児相談等を行った。 家庭訪問未実施者については、電話や面談等で状況把握を行った。	生後、医療機関入院中や受診中の乳児も増え、家庭訪問が実施できないケースがある。 家庭訪問未実施者について、全数状況把握ができるよう関係機関と連携し、引き続き支援を行う。	
			・養育が困難な家庭に、妊娠中からヘルパーを派遣し、家事・育児の支援を行います。	○	養育が困難な家庭に対して、保健師による訪問支援やヘルパーによる育児及び家事援助を実施した。	養育が困難な家庭に対して、保健師による訪問支援やヘルパーによる育児及び家事援助を実施した。	必要に応じ、迅速にサービスが提供できるよう、子育て家庭だけでなく、関係機関へ事業の周知の強化を図る。	

②居場所づくり								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
165	居場所づくりにかかる相談支援 【再掲：1-(2)-②】	・こどもの居場所づくりを行う団体に対し、情報提供を行うとともに、適切な関係機関につながるよう支援を行います。	・活用可能な補助金等の情報収集を行い、リストを作成します。	○	相談のあった個人・団体に対し、情報提供を行った。	こどもの居場所づくりに関する相談について、松江市社会福祉協議会等の専門機関へつないだ。	R8も引き続きリストの更新及び情報提供を行う。	こども政策課
		・養育環境等に課題を抱えるこどもに対して居場所となる場を提供し、必要な支援を行います。	・こどもの居場所の提供体制の整備に向けた準備を図ります。	○	提供体制の整備に向けて、情報収集を行った。	国の補助メニューの調査や、民間運営の既存の居場所について、松江市社会福祉協議会とも情報共有を行い、情報収集を行った。	教育委員会や健康福祉部とも、情報共有を行い、本市としての居場所提供や民間事業者への必要な支援について、検討を行う。	
166	児童館による遊び場の提供 【再掲：2-A-(2)-①】	・こどもに健全な遊びを提供して健康を増進し、また、情操を豊かにするため児童館を運営します。	・東津田児童館、八雲児童センターにおいて、親子、友達、地域の方と関わりを持ちながら遊び・体験ができる場所を提供するとともに、年間を通して楽しみながら活動できる行事を実施します。	○	毎月、未就学児とその保護者を対象としたイベントを開催した。	●年間延べ利用者数 東津田児童館10,290人（対前年比92%） 八雲児童センター4,164人（対前年比79%） 各施設のホームページや児童館だより等にて、施設、イベント等の情報の周知を行った。	引き続き積極的な広報活動や魅力的な事業を行い、子どもの健全な遊び場を提供していく。 引き続き、親子で参加できる魅力的な事業を計画するとともに、ホームページやAIコンシェルジュを活用して情報提供していく。	保育所幼稚園課
167	子育て支援拠点事業の充実 【再掲：2-A-(1)-②】	・利用者ニーズに応じた子育て支援拠点事業の充実を図ります。	・あいあいを中核として、各地域のサテライトと地域（公民館等）と連携し、子育てに関する相談、親子の交流の場や情報の提供、子育てサークルなどの支援を行います。	○	参加者同士が子育てについて気軽にしゃべりする「あいあいほくす」や父親を対象にした「お父さんと一緒に遊ぼう」、3～5歳向けの遊び場「わいわいルーム」等、保護者のニーズを踏まえた事業に取り組んだ。	【施設数】9か所 【利用総数】75,849人（対前年度比101.06%） ・子育てに関する悩みの相談のワンストップ・早期対応ができるよう、相談内容により関係機関に繋ぎ、子育て支援センターが気軽に相談しやすい場となるよう努めた。 ・「あいあい」で保育所入所の受付を行った。 ・職員のスキルアップのため、子育て支援センター間で職員の相互研修を実施した。	・多岐にわたる相談内容を適切に関係機関に繋ぐため、引き続き子育て支援の情報把握と個々にあったサービスを案内できるようにスキルアップを図っていく。 ・つどい・学習会等を企画するにあたり、引き続き利用者の年齢層や需要に応じた柔軟な企画となるよう心がける。	こども家庭支援課

③教育の支援								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
168	生活困窮世帯への学習支援 【再掲：2-D-(1)-③】	・生活困窮世帯の中学2年生、3年生に対する学習支援を行います。	・生活困窮世帯（要保護世帯及び準要保護世帯）の中学2年生、3年生を対象に、高校進学に向けた学習支援（居場所の提供や進路相談等を含む）を行います。	○	本事業を利用した生徒全員が志望校へ合格したため。	定 員：150名 利用者：148名（中学2年生65名、中学3年生83名） 合格者：68名（中学3年生のうちアンケートで回答が得られた利用者のみ）	利用生徒のプライバシー保護に万全を期し、安心して利用できる学習支援を継続して行う。	生活福祉課
169	就学援助制度 【再掲：2-D-(1)-③】	・経済的な理由により就学が困難な児童生徒を支援するための経費援助事業を行います。	・給食費や学用品費など学校で必要な経費の支払にお困りの保護者の方に、これらの経費の全部又は一部を援助します。	○	計画通り完了したため。	制度の案内文および申請書について理解しやすいように簡素化したり、案内文に認定の目安となる収入の目安を記載した。また年度途中に全校宛てに申請書の配布を依頼した。	必要な方に援助が行き届くよう、制度の周知のための情報発信を行う。	学校教育課
170	奨学金の貸与・給付 【再掲：2-C-(1)-①】	・経済的な理由により修学が困難な学生生徒を支援するための奨学金（貸与型・給付型）事業を行います。	・松江市ふるさと奨学金（貸与型）事業によって奨学金を貸与します。	○	概ね予定採用人数どおりの奨学生を決定し、当該奨学生に対して修学を支援するための奨学金の貸与を行った。	令和7年度ふるさと奨学生募集2回実施 ・募集期間①1～2月、②4～5月 ・申請人数①39人、②17人 令和7年度計56人 ・採用人数①10人、②10人 令和7年度計20人 ※②10人のうち1人辞退 ・貸与月額：高等学校23,000円、高等専門学校24,000円、大学（自宅通学）43,000円、大学（自宅外通学）47,000円、専修学校47,000円	今後の制度の在り方を検討するため、本奨学金制度における申請者数の推移や国の修学支援制度の動向に留意する。	教育総務課
			・松江市高井奨学金（給付型）事業によって奨学金を給付します。	○	・予定採用人数どおりの奨学生を決定し、当該奨学生に対して修学を支援するための奨学金の給付を行った。	令和7年度高井奨学生募集 ・募集期間4～5月 ・申請人数2人 ・採用人数1人 ・給付月額：大学・高等専門学校（4、5年及び専攻科）（自宅通学）17,000円、大学・高等専門学校（4、5年及び専攻科）（自宅外通学）19,000円	・今後の制度の在り方を検討するため、本奨学金制度における申請者数の推移や松江市ふるさと奨学金制度の状況および国の修学支援制度の動向に留意する。 ・対象の学生を申請につなげていくため、募集期間を前倒ししたり、高校等に通知のみならず直接連絡をするなど周知方法を検討する。	
171	スクールソーシャルワーカーを活用した支援【再掲：2-B-(4)-②】	・学校と関係機関との連携を福祉的な側面から支援するスクールソーシャルワーカー（SSW）を活用します。	・不登校をはじめとする生徒指導上の課題をもつ学校に、スクールソーシャルワーカー（SSW）を派遣して保護者支援や福祉等との連携を図り、児童生徒を取り巻く環境へ働きかけて支援します。	○	ケースに応じてSSWを派遣し、当該児童生徒を取り巻く環境へ働きかけることで改善や解決を図った。	ケース会議（関係者での情報共有・解決策等の協議）への参加による助言 家庭訪問等による直接の支援 関係機関との情報連携、つなぎ	配置中学校区（7校区）内の小学校へのケース対応の充実 配置のない学校への適切なSSWの派遣	生徒指導推進室
172	サポートワーカー等を活用した支援	・不登校や問題行動など、多様な課題を抱えるこどもに対し、寄り添いながら適切な支援を行うサポートワーカー等を学校に配置して校内外の連携を図ります。	・サポートワーカー等が、関わるこどもや家庭について校内で情報共有し、ヤングケアラーなどの早期発見に努め、関係機関と連携して支援します。	○	課題を抱える児童生徒やその保護者に対し、校内外の関係者や関係機関と連携しながら日常的に適切な支援を行った。	23名のサポートワーカーを配置（小学校14校、中学校10校、義務教育学校1校） 8名の校内教育支援センター支援員を配置（小学校5校、中学校2校、義務教育学校1校）置	サポートワーカーや校内教育支援センター支援員等が配置されていない学校における校内支援体制の整備	生徒指導推進室

173	いじめ相談電話ホットラインの設置 【再掲:2-B-(4)-①】	・子どもや保護者が相談できる直通の電話を設置します。	・いじめに関する相談だけでなく、友人関係、学校生活、家庭生活、子育ての悩みなど広く相談に応じます。	○	平日は常時、電話を受ける態勢を取りながら相談に対応した。	電話相談：3件 こどもが不安定になりやすい2・3学期の始業式前後の期間は時間を延長して開設。	開設時間の延長や電話以外での受信方法について検討。	生徒指導推進室
174	ひとり親家庭への福祉資金貸付 【再掲:2-D-(1)-③】	・ひとり親家庭のこどもの就学・修学に必要な資金の貸付を行います。	・母子父子寡婦福祉資金貸付事業によって、子の就学支度金や修学資金を貸付します。	○	適正に実施できた。	貸付件数 164件 （内訳）修学資金 115件 就学支度資金 39件 その他 10件 貸付金額 82,087千円	・必要な方が情報を入手できるよう、市内中学校・義務教育学校・高等学校・高等専門学校へ案内文書を送付し、継続して制度の周知を図る。 ・制度上、低所得者層に対する貸付であることや、子が卒業後就職できない、親が失業・病気などの事情により償還が困難となるケースが多く、貸付償還金が滞納となるケースが多い。	子育て給付課

④経済的支援								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
175	ひとり親家庭への支援	・ひとり親家庭に対し経済的な支援を行います。 【再掲:2-D-(1)-①】	・児童扶養手当の給付を行います。	○	適正に実施できた。	受給者数 1,260人（3月分手当受給者数） 支給額 688,345千円	継続して実施する。	子育て給付課
			・児童が高等学校等に通学するための費用を助成します。	○	適正に実施できた。	助成件数 260件 助成額 7,174千円	継続して実施する。	
			・母子父子寡婦福祉資金の貸付事業を実施します。	○	適正に実施できた。	貸付件数 164件 （内訳）修学資金 115件 就学支度資金 39件 その他 10件 貸付金額 82,087千円	・必要な方が情報を入手できるよう、市内中学校・義務教育学校・高等学校・高等専門学校へ案内文書を送付し、継続して制度の周知を図る。 ・制度上、低所得者層に対する貸付であることや、子が卒業後就職できない、親が失業・病気などの事情により償還が困難となるケースが多く、貸付償還金が滞納となるケースが多い。	
176	低所得世帯への支援	・生活保護世帯、市県民税非課税世帯の子育て世帯に対し、経済的な負担の軽減を行います。	・保育所保育料、病児保育利用料、子育て短期支援事業利用料金、訪問型子育てサポート事業利用料金、ファミリーサポートセンター利用料金などについて、経済的な負担の軽減を行います。【再掲:2-D-(1)-①】	○	適正に実施できた。	令和7年度についても市が定める保育料の額を国基準の6割程度に維持した。 （病児保育の減免は子ども子育て支援交付金に規定あり）	継続して実施する。	保育所幼稚園課
				○	子育て短期支援事業、訪問型子育てサポート事業、ファミリーサポート事業において、生活保護世帯、市民税非課税世帯に対し、経済的な負担の軽減を行った。	利用者の保護者負担金について、生活保護世帯、市民税非課税世帯に対し、経済的な負担の軽減を行った。	継続して実施する。	こども家庭支援課
			・医療費が1割負担となる福祉医療助成（ひとり親、重度障がい）について、市県民税非課税世帯には、月の負担限度額を入院2,000円、入院外1,000円とし、経済的な負担の軽減を行います。【再掲:2-D-(1)-①】	○	適正に実施できた。	県制度要件（所得税非課税）を拡充し、児童扶養手当所得制限内であれば対象としている。 【ひとり親分】 受給者数 3,049人 助成額 61,123千円	継続して実施する。	子育て給付課
				○	適正に実施できた。	【重度障がい】 受給者数 4,109人 助成額 436,895千円	継続して実施する。	障がい者福祉課
177	住居確保給付金事業の実施	・「松江市くらし相談支援センター」において生活や就労についての相談支援を行います。	・離職等により住居を失い生活に困っている方、または住居を失う恐れのある方に対して、安心して就職活動ができるように一定期間、家賃補助を行います。（注）収入等の要件があります。	○	適正に実施できた。	令和7年度延支給件数：54件 令和7年度支給金額：1,806,500円	継続して実施する。	生活福祉課
178	家計改善支援		・家計に課題を抱える方に対して、家計に関するきめ細かい相談支援を行い、家計管理能力の向上を図るとともに、必要に応じて債務整理・滞納解消のための窓口同行や資金貸付のあっせんを行います。	○	適正に実施できた。	他制度と一体的に支援を行い、対象者の課題解決に取り組んだ。	継続して実施する。	生活福祉課

（２）障がい児等への支援・医療的ケア児等への支援								
①教育・保健・福祉・医療等が連携した早期発見・相談支援体制の充実								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
179	教育、保健、福祉、医療などが連携した乳幼児期からの相談支援体制の充実と特別支援教育の推進	・特別な支援を必要とするこどもに対して、教育・保健・福祉・医療等の各機関が連携した相談支援体制を充実します。	・関係機関が情報を共有し、乳幼児期からの一貫した早期発見・相談支援体制をつくります。	○	関係機関と連携しながら丁寧な相談対応を行った。	小学校相談件数 1,020件 中学校相談件数 216件 幼児相談件数 2,365 件	幼児版「家庭・学校・医療連携シート」を適切に使用することで、保護者、所属、医療がつながり、支援の充実につながるよう今後も周知に努める。 3歳児健診までの乳幼児の相談、3歳児健診・5歳児健診2次健診からの相談について、こども家庭支援課等と情報共有を行いながら切れ目のない丁寧な対応に努める。	発達・教育相談支援センター
			・保護者に寄り添い、各在籍幼児教育・保育施設と連携し丁寧な就学相談を行います。	○	在籍と連携し、学校見学や丁寧な情報提供を行った。	小・中就学相談件数 126 件 幼児就学相談件数 256 件	引き続き、子ども、保護者に寄り添った丁寧な就学相談を進めていく。	
			・サポートファイル「だんだん」の活用により、一貫した支援体制を推進します。	○	配布希望者に配布をした。また、翌年度、特別支援学校及び特別支援学級に就学する幼児・児童・生徒にサポートファイル「だんだん」の所持の有無を調査し、持っていない方全員に配布した。さらに、各種相談、乳幼児検診において、サポートファイル「だんだん」の周知と活用について啓発を継続して行った。	配布 122冊	サポートファイル「だんだん」をスムーズな支援の引継ぎに活かしてもらえるような周知が必要である。保護者が利用しやすいようサポートファイル「だんだん」のよりよい活用方法を検討する。	
		・各幼児教育・保育施設における特別支援教育の充実を図ります。	・指導主事等により、各幼児教育・保育施設の訪問指導や相談を行います。	○	在籍園所と連携して、丁寧な相談対応を行った。	幼児相談件数 2,365 件	専門巡回相談等を生かし、支援等について助言を行うなどして、園内の支援の充実を図る。	
		・各関係機関や団体等との連携を推進し、発達障がい等への対応を含めた特別支援教育の推進体制を強化します。	・関係機関連絡会議等を開催します。	○	定期的に島根県東部発達障害者支援センター「ウィッシュ」との連絡会議に参加した。	島根県東部発達障害者支援センター「ウィッシュ」との連絡会に参加し、情報交換と共有を行った。	相談内容の多様化や困難な相談ケースの増加から、今後も関係機関と連携しながら適切な対応を図る。	発達・教育相談支援センター
			・特別な支援が必要な幼児の療育「にこにこ教室」の充実を図ります。	○	概ね順調に実施した。	発達に配慮が必要な幼児に対して、専門的な個別及び小集団の療育を行った。 令和7年度は55人の利用者があった。（のべ812回の療育を行った。）	にこにこ教室の需要が高まっている中、療育を必要とする幼児が療育を受けることができるように療育回数について検討する必要がある。	
			・心身障害児地域小規模療育活動事業（「なかよし教室」）を引き続き実施します。	○	おおむね当初の計画通り事業を実施できた。	【実施日数】133日 【入級児】17名 【延参加児童数】631名 こどもが小集団の中で繰り返しの経験をする事でよりよい発達促進に繋がっている。 各専門機関と連携し7月に検討会議を行った。 ケース検討や個別相談時のカンファレンスを通して、支援の方法やこどもの見方、捉え方などを専門的に学ぶことができた。 発達・教育相談支援センター（エスコ）や健康推進課の保健師にも相談しながら支援を行った。 おやつタイムなど保護者の情報交換の場を設定。	次へのステップとしてスムーズに幼稚園や保育所に移行できるよう、引き続き、入所に各関係機関等と連携する。 保健師、発達・教育相談センター<エスコ>等、関係機関と連携をとり引続き実施する。 引き続き、参加するこどもの年齢、発達段階、人数等に応じた内容で実施する。	こども家庭支援課
			・各幼児教育・保育施設、小・中・義務教育学校の支援力向上のための研修の充実を図ります。	○	目的に応じてYouTube配信によるオンデマンド研修や集合研修等の形態を工夫し、計画通り、研修会を実施した。	学校教育課やこども政策課と連携し、計画的に研修を進めた。 幼保小中教員を対象とした10の研修会を開催した。	現場のニーズと働き方改革とを鑑みながら、研修内容や方法をさらに検討する必要がある。 日常の指導や支援力の向上につながる質の高い研修の実施に向け、学校教育課やこども政策課等とのさらなる連携や情報共有を図っていく。	発達・教育相談支援センター
			・保護者を対象とした子育て支援講座を開催します。	○	保護者の就労の増加により、近年受講者数は減少傾向にあるが、計画通り講座を実施できた。	年1グループとし、8回から5回の連続講座（月1回）にすることで参加しやすいようにした。10名の参加者があった。	月1回の連続5回講座にしたことで受講希望者は増えた。今後ニーズに応じるための工夫が必要である。	

180	母子保健事業における支援	・各種健診において、特別な支援を必要とするこどもが、適切な支援につながるよう取り組みます。	・4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、5歳児健診において、保護者にこどもの成長・発達の気づきを促し、発達健康相談やエスコの相談等の場で適切な支援につながります。	○	計画通り事業を実施できた。	健診において、こどもの成長・発達の気づきを促し、必要なケースについては発達健康相談へつないだ。	健診という限られた時間でも保護者にこどもの状況を伝え、必要な支援への理解が得られるよう働きかけの工夫を行う。	こども家庭支援課 発達・教育相談支援センター
			・子育てのポイント等をまとめた「すくすく！子育てリーフレット」を、3歳児健診時に保護者に配布し、子育てに関する理解と啓発を図ります。	○	3歳児健診時にリーフレットの配布と内容説明を行い、保護者に子育てに関する理解と早期支援に関する啓発を行うことができた。	内容説明とともに3歳児健診受診者(保護者)1,308人にリーフレットを配布した。	発達障がい等について更なる理解・啓発を図るため配布時の内容説明の仕方を工夫する必要がある。	

②障がいのあるこどもが地域で体験活動と交流ができる取組

No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
181	障がいのあるこどもが地域で体験活動と交流ができる取組	・障がいのあるこどもたちが、地域の人と交流できる環境づくりを継続して行います。	・障がい児の取組を知る機会として、特別支援学校などで制作された創作作品を公共施設等で展示します。	○	・イベントにおけるブース出展や、地区公民館のたよりを活用し、活動の案内や周知を行えたため。	・イベントにおけるブース出展や、地区公民館のたよりの活用し、活動内容の紹介や案内を行った。	市社会福祉協議会などと連携して、継続して周知を行う。	障がい者福祉課
			・地域での働く体験を支援する「しごとチャレンジ」事業を実施します。	○	協力事業所と連携を取って、事業実施できたため。	例年通りの事業を継続して実施	地域の要望に応じて、事業者へ協力依頼を行っていく。	
			・障がい理解や手話に係る出前講座を通じて、地域における障がいへの理解者の増を図ります。	○	例年より多くの方、団体に研修等を利用いただけたため。 あいサポーター研修の開催 34回 1,257人	(松江市ボランティアセンター)企業・団体等に対し、あいサポートメッセージャーを派遣し、研修を行った。 (松江市)障がい理解や差別解消の推進のため、出前講座を行った。	継続して研修・講座を継続する。(松江市ボランティアセンターとの連携)	

③福祉サービスによる障がいのあるこども・家庭への支援の充実

No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
182	福祉サービスによる障がいのあるこどもへの支援の充実	・障がいのあるこどもに関する相談支援体制の充実と、成長段階に応じた切れ目ない支援を行います。	・「松江市障がい者基幹相談支援センター絆」を中核として暮らしや福祉サービスなどの相談に対応し、エスコ(発達・教育相談支援センター)、学校、障がい福祉サービス事業所などの関係機関と連携して支援します。	○	連携会議での意見交換のほか、関係機関との連携をとって対応した。	障がい者基幹相談支援センター絆主催でエスコや特別支援学校を含む関係機関で連携会議を実施した。その他、障がい福祉施策の取組でも、エスコ、特別支援学校等と都度連携し実施した。	障がい者基幹相談支援センター絆を中核に、継続して関係機関との連携を行う。	障がい者福祉課
			・障がい児支援連携会議において、障がいのあるこどもに対する支援に係る課題などの情報共有を行っていくとともに、関係機関・組織の連携による課題解消に向けた取組の検討や対応の実施などを行います。	△	障がい児支援連携会議の実施はできたが、年1回のみの実施となった。	障がい者基幹相談支援センター絆主催でエスコや特別支援学校を含む関係機関で障がい児支援連携会議を開催した。その他、事務局会議を開催し、情報共有や今後の方針の協議を行った。	障がい児支援連携会議を開催し、関係者での情報共有、課題対応等の意見交換を行う。教育側、福祉側の合同研修を取り入れ、横の連携を強化を図る。	
			・各年度におけるサービス利用量の見込みや支給決定者数の推移等に基づき、障がい福祉サービスを提供する体制を確保します。	—	松江市障がい福祉施設等整備方針に沿って事前協議の受付を行ったが、該当がなかった。	実施なし	継続して松江市障がい福祉施設等整備方針に沿って対応する。	
			・福祉サービスや制度を必要な方が確実に利用していただけるように、本人・家族への制度周知及びコーディネートを行うとともに、研修等により、各福祉サービスの一層の質の向上を図ります。	○	例年の事業が実施できた。	障がい者基幹相談支援センター絆の連携会議、特別支援学校（あいワーク）の取組み、障がい関係団体との意見交換会などを通じて、福祉サービスに関する情報を提供した。	継続して、情報提供の充実を図っていく。	
			・保護者が病気等の際、障がいのあるこどもの一時的な預かりを行うレスパイト事業や日中一時支援・短期入所等のサービスを提供します。	○	計画どおり実施できた。	必要とする各種サービスを提供した。 短期入所（月平均93人、月平均延536日） 日中一時支援事業（年間延3,787日） 障がい児生活支援事業（レスパイト事業）（年間延1576時間）	継続してサービスの提供を行っていく。	
			・各種研修・講座を通じて、各福祉サービスについて、一層の質の向上を図ります。	○	障がい者福祉関係職員の質向上のため、各種研修、講座等を開催できた。	障がい者基幹相談支援センター絆による研修・講座の実施 福祉関連研修（3回）、公開講座（2回）、事例検討会（4回）	障がい者基幹相談支援センター絆において、継続して各種研修・講座を開催し、障がい福祉サービスの一層の質の向上を図る。	

④インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
183	インクルーシブ教育システム構築のための、相談支援体制の充実と特別支援教育の推進	・特別な支援を必要とするこどもに対して、教育・保健・福祉・医療等の各機関が連携した早期からの相談支援体制を充実します。 【再掲:3-(2)-①】	・関係機関が情報を共有し、乳幼児期からの一貫した早期発見・相談支援体制をつくります。【再掲:3-(2)-①】	○	関係機関と連携しながら丁寧な相談対応を行った。	小学校相談件数 1,020件 中学校相談件数 216件 幼児相談件数 2,365 件	幼児版「家庭・学校・医療連携シート」を適切に使用することで、保護者、所属、医療がつながり、支援の充実につながるよう今後も周知に努める。 3歳児健診までの乳幼児の相談、3歳児健診・5歳児健診2次健診からの相談について、こども家庭支援課等と情報共有を行いながら切れ目のない丁寧な対応に努める。	発達・教育相談支援センター
			・サポートファイル「だんだん」の活用により、一貫した支援体制を推進します。【再掲:3-(2)-①】	○	配布希望者に配布をした。また、翌年度、特別支援学校及び特別支援学級に就学する幼児・児童・生徒にサポートファイル「だんだん」の所持の有無を調査し、持っていない方全員に配布した。さらに、各種相談、乳幼児検診において、サポートファイル「だんだん」の周知と活用について啓発を継続して行った。	配布 122冊	サポートファイル「だんだん」をスムーズな支援の引継ぎに活かしてもらえるような周知が必要である。保護者が利用しやすいようサポートファイル「だんだん」のよりよい活用方法を検討する。	発達・教育相談支援センター
		・各関係機関や団体等との連携を推進し、発達障がい等への対応を含めた特別支援教育の推進体制を強化します。 【再掲:3-(2)-①】	・関係機関連絡会議等を開催します。【再掲:3-(2)-①】	○	定期的に島根県東部発達障害者支援センター「ウィッシュ」との連絡会に参加した。	島根県東部発達障害者支援センター「ウィッシュ」との連絡会に参加し、情報交換と共有を行った。	相談内容の多様化や困難な相談ケースの増加から、今後も関係機関と連携しながら適切な対応を図る。	発達・教育相談支援センター
			・特別な支援が必要な幼児の療育「にこにこ教室」の充実を図ります。 【再掲:3-(2)-①】	○	概ね順調に実施した。	発達に配慮が必要な幼児に対して、専門的な個別及び小集団の療育を行った。 令和7年度は55人の利用者があった。（のべ812回の療育を行った。）	にこにこ教室の需要が高まっている中、療育を必要とする幼児が療育を受けることができるように療育回数について検討する必要がある。	発達・教育相談支援センター
			・心身障害児地域小規模療育活動事業（「なかよし教室」）を引き続き実施します。【再掲:3-(2)-①】	○	おおむね当初の計画通り事業を実施できた。	【実施日数】133日 【入級児】17名 【延参加児童数】631名 こどもが小集団の中で繰り返しの経験をする事でよりよい発達促進に繋がっている。 各専門機関と連携し7月に検討会議を行った。 ケース検討や個別相談時のカンファレンスを通して、支援の方法やこどもの見方、捉え方などを専門的に学ぶことができた。 発達・教育相談支援センター（エスコ）や健康推進課の保健師にも相談しながら支援を行った。 おやつタイムなど保護者の情報交換の場を設定。	次へのステップとしてスムーズに幼稚園や保育所に移行できるよう、引き続き、入所前に各関係機関等と連携する。 保健師、発達・教育相談センター<エスコ>等、関係機関と連携をとり引き続き実施する。 引き続き、参加するこどもの年齢、発達段階、人数等に応じた内容で実施する。	こども家庭支援課
			・各幼児教育・保育施設、小・中・義務教育学校の支援力向上のための研修の充実を図ります。【再掲:3-(2)-①】	○	目的に応じてYouTube配信によるオンデマンド研修や集合研修等の形態を工夫し、計画通り、研修会を実施した。	学校教育課やこども政策課と連携し、計画的に研修を進めた。 幼保小中教員を対象とした10の研修会を開催した。	現場のニーズと働き方改革とを鑑みながら、研修内容や方法をさらに検討する必要がある。 日常の指導や支援力の向上につながる質の高い研修の実施に向け、学校教育課やこども政策課等とのさらなる連携や情報共有を図っていく。	発達・教育相談支援センター
		・各幼児教育・保育施設における特別支援教育の充実を図ります。【再掲:3-(2)-①】	・指導主事等により、各幼児教育・保育施設の訪問指導や相談を行います。 【再掲3-(2) - ①】	○	在籍園所と連携して、丁寧な相談対応を行った。	幼児相談件数 2,365 件	専門巡回相談等を生かし、支援等について助言を行うなどして、園内の支援の充実を図る。	発達・教育相談支援センター
		・小・中・義務教育学校における特別支援教育の充実を図ります。（多様な学びの場の整備、交流及び共同学習の推進等）	・インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を推進するため、拠点校(小学校)に推進指導員を配置します。	○	幼保小の架け橋期の支援の充実を図ることができた。	拠点校（小学校）に1名配置	配置校での取組を学校教育課と共有し、架け橋期の教育の充実を図る。	発達・教育相談支援センター
			・通常の学級に在籍する児童生徒のうち、発達障がい等、学習や行動上特別な支援を必要とするこどもたちの支援を行う特別支援教育支援員を配置します。 【再掲:2-B-(1)-①】	○	講座型・参加型の研修を通して、支援員としての心得や校内体制の在り方が再検討され、児童生徒への支援の充実につながった。 集合研修を3回行った。	小学校20人、中学校7人、義務教育学校1人。計28人配置	特別な支援を必要とする児童生徒数は増加しており、特別支援教育支援員の配置を含め、人的な対応が必要なケースも多い。 特別支援教育支援員の必要性やその効果について把握し、増員も含め、児童生徒への支援の充実を図る。	発達・教育相談支援センター
			・特別支援学級に在籍する児童生徒の安全確保や必要な介助を行う特別支援学級介助員を配置します。 【再掲:2-B-(1)-①】	○	訪問による相談や講義・グループ協議による研修会を年3回実施し、児童生徒の学校生活の適応や学習活動の充実を図ることができた。	小学校15校18人、中学校6校10人、計28人配置	障がいの程度が重度であっても、地域の学校で育てたい保護者が増えていること、通常の学級での交流及び共同学習を必要とする児童生徒が増えていること等から特別支援学級介助員のニーズが高まってきている。	発達・教育相談支援センター
			・指導主事等による小・中・義務教育学校の訪問指導や相談を行います。【再掲:2-B-(1)-①】	○	関係機関との連携をさらに進め、保護者や所属に対して相談や助言を行うことにより、保護者の安心や所属の支援力の向上が図られた。	小学校相談件数 1,020件 中学校相談件数 216件	困難なケースの増加に対応するため、教育、保健、福祉、医療等との連携強化を図り支援にあたる。 教職員の指導力の向上を図るとともに、学校全体の特別支援教育に対する理解を深める。	発達・教育相談支援センター

			・教職員を対象とした研修会を開催します。【再掲:2-B-(1)-①】	○	目的に応じてYouTube配信によるオンデマンド研修や集合研修等の形態を工夫し、計画通り、研修会を実施した。	学校教育課等と連携し、計画的に研修を進めた。小中教職員を対象とした研修を6講座開催した。	現場のニーズと働き方改革とを鑑みながら、研修内容や方法をさらに検討する必要がある。 日常の指導や支援力の向上につながる質の高い研修の実施に向け、学校教育課等とのさらなる連携や情報共有を図っていく。	発達・教育相談支援センター
			・子どもたちの実態や障がい特性に応じた教室等の環境整備を行います。	○	適正に実施できた。	各校へ7月調査を行い、年度末までのところで必要な整備（工事）を行った。	特別支援学級増加に伴う、校内での教室の確保が課題となる。	発達・教育相談支援センター
		・医療的ケア児とその家族に対する支援を行います。	・医療的ケア児の受け入れ体制を整えます。	○	保育所等入所希望に対し、受入ができた。	保護者、受入施設、関係機関等で協議を行い、受入を進めた。	ケアを行う看護師の確保が困難である。	保育所幼稚園課
				○	地区担当保健師や庁内関係課、関係機関と連携や調整を図りながら受け入れ体制を整えている。	年度途中の受け入れ希望に対し、受け入れ施設への説明や研修会、個別支援会議を開催し体制を整えた。	受け入れ施設が、医療的ケア児を安全・安心して預かれるよう、受け入れ施設への丁寧な説明や研修会を開催し体制を整えている。	こども家庭支援課
				○	看護師配置や状況に応じた環境整備を行った。	新年度に向けた折組をこども政策課と連携して体制を整えた。	継続的な看護師の確保が課題となる。	発達・教育相談支援センター

（３）外国人のこどもへの支援								
①多文化共生の地域づくり								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
184	多文化共生への理解促進	・国際理解促進のための講座等を開催します。	・学校や公民館などで国際交流員等による出前講座を実施します。	○	計画どおりに実施しているため	学校や公民館などで国際交流員による出前講座や自主講座を実施した。	今後も、小中学校への周知を行い、国際理解促進のため、国際交流員による講座を開催する。	国際観光課
185	日本人住民と外国人住民との交流促進	・日本人住民と外国人住民との交流の機会を創出します。	・多文化共生イベントを開催します。	○	計画どおりに実施しているため	外国人を対象とした防災訓練、交通安全教室、日本文化体験といった多文化共生イベントを実施し、87名の参加があった。	引き続き、日本人住民と外国人住民が交流できるイベントを積極的に実施していく。	国際観光課

②帰国・外国人児童生徒等、日本語指導が必要なこどもへの支援								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
186	日本語学習機会の充実	・日本語教室を拡充します。	・日本語教室と連携したイベントを開催します。	△	実施に向けて検討中である	日本語ボランティア向けの研修会をしまね国際センターが実施しており、本市では実施を検討している。	日本語教室のボランティア講師と開催の必要性について協議しながら検討していく。	国際観光課
		・日本語学習のための情報を周知します。	・日本語学習に関する情報をホームページやSNSで発信します。	○	計画どおりに実施しているため	市内に3カ所ある日本語教室に関する情報をホームページに掲載した。	今後も日本語学習のための情報を発信していく。	
187	帰国・外国人児童生徒等への支援	・帰国・外国人児童生徒への教育の機会確保のため、日本語学習を支援します。	・日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等へ、日本語指導協力員等を派遣し、該当児童生徒の日本語能力に合わせて日本語指導を行います。	○	協力員、指導員、(支援員)の配置により、日本語の初期指導や日本語と各教科との統合学習を図ることができ、支援の幅の拡充に効果があった。	日本語指導を必要とする外国人児童生徒等の在籍校に日本語指導協力員等を派遣し、日本語を用いて学校生活や学習に取り組むことができるように支援を行う。	日本語指導の研修等を受講した指導力のある協力員確保のため、人的な整備を引き続き進めていく。 年度途中に外国から編入学する場合もあり、年間を通して臨機応変に対応する。	学校教育課

③多様化・複雑化する外国人のこども・家庭への相談窓口の機能強化								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
188	公共施設のサインや行政・生活情報の多言語化	・庁舎等公共施設のサインの多言語化、行政・生活情報の多言語化を行います。	・庁舎等公共施設のサインや行政・生活情報についてやさしい日本語や英語等で多言語化します。	○	計画どおりに実施している	新庁舎におけるサインについて多言語により表記した。子育て支援制度等の情報を含む多言語の生活ガイドブックを作成した。	庁舎を含む公共施設のサインの多言語化や子育て支援等の生活情報の提供を行っている。	国際観光課
189	行政窓口での通訳体制の整備	・国際交流員やICTを活用して翻訳・通訳等を行います。	・国際交流員による通訳、電話通訳や翻訳機器で多言語対応します。	○	計画どおりに実施している	国際交流員による通訳や、ポケットークを活用した通訳を行った。	今後も国際交流員による通訳により対応するとともに、市役所窓口におけるＩＣＴ機器による通訳、翻訳導入について検討を進める。	国際観光課
190	外国人住民のための相談体制の充実	・外国人相談窓口を設置します。	・外国人相談窓口を設置し、関係機関と連携しながら相談に対応します。	○	計画どおりに実施している	市役所内に外国人相談窓口を設置し、保険・年金、転出入、子育て49件の相談対応を行った。	しまね国際センターやハローワークなどの関係機関と連携し、外国人の生活基盤の構築を支援していく。	国際観光課

（４）児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーの支援								
①児童虐待予防対策の充実								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
191	児童虐待予防対策の充実【再掲:3-(1)-①】	・妊娠届などから出産後に養育の困難が予想される妊婦に、妊娠中から必要な支援を行います。【再掲:3-(1)-①】	・妊娠中から身体的・精神的な不調が続く場合は、保健師や助産師が訪問し相談に対応します。【再掲:3-(1)-①】	◎	周産期医療機関が把握した、支援が必要な妊産婦等の情報を市へ提供する「連絡票」を活用して早期支援を行った。	「妊婦連絡票」を用いて早期からの支援を実施した。多岐に渡る相談内容に対応できるよう訪問従事者に対し研修会を実施した。	医療機関からの「妊婦連絡票」の内容は、生活環境、経済面不安、支援者無、心理的不安など多岐にわたり、相談支援体制の強化が必要。	こども家庭支援課
			・出産後「こんにちは赤ちゃん訪問」（保健師や助産師の全戸訪問）による支援を行います。【再掲:3-(1)-①】	◎	生後4か月までの児がいる家庭について、保健師・助産師による訪問支援を実施した。	保健師、助産師が家庭を訪問し、母の体調や乳児の発育・発達等の確認、育児相談等を行った。家庭訪問未実施者については、電話や面談等で状況把握を行った。	生後、医療機関入院中や受診中の乳児も増え、家庭訪問が実施できないケースがある。家庭訪問未実施者について、全数状況把握ができるよう関係機関と連携し、引き続き支援を行う。	
			・養育が困難な家庭に、妊娠中からヘルパーを派遣し、家事・育児の支援を行います。【再掲:3-(1)-①】	○	養育が困難な家庭に対して、保健師による訪問支援やヘルパーによる育児及び家事援助を実施した。	養育が困難な家庭に対して、保健師による訪問支援やヘルパーによる育児及び家事援助を実施した。	必要に応じ、迅速にサービスが提供できるよう、子育て家庭だけでなく、関係機関へ事業の周知の強化を図る。	

			・子育て支援ネットワーク等を通じて、地域の現状・課題を共有し、地域での見守りや支え合う体制を整備し推進します。	○	各地区子育て支援者ネットワーク会議等を開催し課題共有できた。	子育て支援者ネットワーク会議【実施回数】16回	各地区の課題を共有し、それに基づいた活動が実施できるように、子育て支援者ネットワーク会議等の開催を推進し、ネットワークの構築を図る。	
--	--	--	---	---	--------------------------------	-------------------------	--	--

②児童虐待の早期発見と支援の充実								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
192	児童虐待の早期発見と支援の充実	・児童虐待に関する啓発活動を行います。 ・保健・医療・福祉・教育関係者や学識経験者などで構成する要保護児童対策地域協議会で、児童虐待を含む要保護児童等の実態及び課題を共有し支援します。	・11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」でポスター掲示やチラシ配布等の啓発を行います。	○	街頭啓発活動の実施など、概ね計画どおり実施した。	JR松江駅前での街頭啓発活動、ポスター掲示、市報まつえによる特集などの啓発を実施した。	「松江市子育ての日」との連携を検討するなど啓発活動の実施内容を再検討し、より効果的な啓発を実施する。	こども家庭支援課
			・市民を対象にした出前講座を行います。	○	地域の団体等に対する出前講座を実施した。	児童虐待の予防と発生時の迅速な対応、ヤングケアラー支援についての出前講座・研修講師派遣などを、計3回実施した。	継続して実施する。	
			・年1回の代表者会議、年8回の実務者会議、必要に応じて実施する個別事例検討会議を開催します。	○	計画通り実施した。	代表者会議：1回 実務者会議：8回 個別事例検討会議：192回	継続して実施する。	
			・対応する職員は各種研修会や事例検討を行うなど資質向上を図ります。	○	職員は、資質向上のため、積極的に研修参加した。	児童相談所が開催する研修等に参加し、資質向上に努めた。	引き続き、職場内での事例検討や情報共有を丁寧に行い、職員の対応力向上を図る。	
			・保育士、幼稚園教諭、教員、保健師等に対し、児童虐待の早期把握・早期支援の対応力を高めるための研修を行います。	◎	計画どおり実施した。	こども関係機関を対象とした「児童虐待防止セミナー」（12月）、「児童虐待についてのグループワーク」（2月）を実施した。	毎回、講師の確保に苦慮しているため、講師依頼先の増加を検討する。	
		・子育てに悩みを抱える保護者の支援を行います。	・こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びそのこどもに対し、講義やグループワーク、保護者同士の情報交換の場を設けるなどの支援を行い、親子間における適切な関係性の構築を図り、虐待リスクの高まりを未然に防ぎます。	○	概ね計画どおり実施した。	計4回にわたる研修会「コツコツ学が子育てのコツ」を9月、10月、11月に実施した。 参加世帯数：3世帯 実参加人数：5人	開催回数が多いため、同一世帯が続けて参加していただくことが難しく、開催方法等の検討が必要である。	

③社会的養護体制の推進								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
193	社会的養護体制の推進	・被虐待児童等保護を必要とするこどもに対しては、可能な限り家庭的な環境の下で、愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要であり、人権を保障され、かつ自立のために適切な援助が受けられるよう県と連携して支援を行います。	・児童相談所と連携し里親制度の啓発を行います。	◎	児童相談所や里親会と協力して啓発を実施した。	広報へのイベント掲載、里親に関する各種会合での周知等、児童相談所等との連携により、啓発を行った。	子育て短期支援事業を通じて、里親が地域で担う役割等を積極的に情報発信し、里親制度について市民に理解していただくよう啓発を行う。また、令和7年4月に開設された「里親家庭サポートセンターてのひら」と連携して取組む。	こども家庭支援課
			・里親からの相談に対応します。	○	子育て短期支援事業の受託里親を中心に、意見交換等を実施した。	里親との意見交換会（3月）を開催した。また、里親会等に出席し情報交換を行った。	里親との意見交換や情報交換を積極的に行う。	
			・里親や児童養護施設も要保護児童対策地域協議会の委員として参加し、要保護児童等の実態及び課題の共有を行います。	◎	計画どおり実施した。	松江市要保護児童対策協議会の代表者会議に参加いただき、実態や課題の共有を行うことができた。	継続して実施する。	

④ヤングケアラーへの支援								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
194	ヤングケアラー・コーディネーターを活用した施策の実施【再掲:3-(1)-①】	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー（SSW）をはじめ、あらゆる関係機関、関係者と連携し、適切な福祉サービスにつなぐ機能の強化を図るため、関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置します。	・ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、関係機関と連携して相談対応を行うとともに、実態把握、啓発活動等に取り組みます。	○	令和5年4月にヤングケアラーの相談窓口としてヤングケアラー・コーディネーターを1名配置した。	こども家庭センターの機能と一体的にヤングケアラーに対する支援に取り組んだ。 民生委員・児童委員等を対象とした実態調査を実施した。該当世帯については、関係機関と調整の上で支援内容を検討し、必要な支援につなげた。本市のヤングケアラー支援に関するリーフレットを作成し、実態調査を行った学校を中心に配布した。	ヤングケアラー・コーディネーターを中心に、相談対応、実態調査等を継続して実施し、必要な支援につなげる。 民生児童委員や地域のこども食堂等を実施する団体との意見交換を積極的に行い、対象者の把握や支援内容の検討を進める。	こども家庭支援課
195	子育て世帯・ヤングケアラー等訪問支援事業による家事・育児支援【再掲:3-(1)-①】	・訪問支援員（ヘルパー）による家事・育児の支援を行います。	・家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員（ヘルパー）が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行うことにより、虐待リスクの高まりを未然に防ぎます。	○	令和5年9月から開始した「松江市子育て世帯・ヤングケアラー等訪問支援事業」について、早期に支援を開始するとともに、家庭が抱える問題に対して必要な支援制度につなげる取り組みを行った。	実施事業所 11事業所（9事業者） 利用世帯数 11世帯 利用回数 151回 利用時間 198時間 ・受託事業所の訪問支援員については、支援が必要な対象者への理解と、児童の権利や利益を尊重した対応について学び、支援に活かすことを目的とした研修会を実施した。	・事業を通じて潜在的なニーズを把握し、必要な支援につなげる。 ・児童や保護者にとって、事業の利用が効果的である場合は積極的な利用勧奨を行う。 ・より多くのニーズに対応するため、受け皿となる事業所の拡充を図る。	こども家庭支援課

(5) 子ども・若者の自死対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組 ①子どもを犯罪などの被害から守るための活動								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
196	子どもの安全対策 【再掲：2-D-(2)-②】	・子どもに対する交通安全教育や防犯教育を徹底し、被害防止を図るとともに、各幼児教育・保育施設・学校などに対して地域の安全情報が積極的に提供されるよう働きかけます。 【再掲：2-D-(2)-②】	・交通安全地区教育指導員や交通指導員による交通安全教室や警察などと連携した防犯教室を開催します。	○	児童や生徒、高齢者等を対象に交通安全教室を開催した。 各地区交通安全対策協議会を中心に、交通安全教育指導員、交通指導員、警察等と連携した活動を進めている。	各地区交通安全教室 224回開催 延べ8,075人参加	引き続き各種交通安全イベントを継続して実施することで、市民の交通安全意識の向上を図る。	総務課
		・スクールバス、生活バスなどの利用も含め、登下校の安全確保を図ります。	・必要な地域においては、スクールバスを引き続き運行し、登下校時の安全を確保します。	○	スクールバスの運行を行うことにより、児童・生徒の登下校時の安全・安心を確保することができた。	児童生徒の安全の確保をするため、運行管理・車両管理の徹底を図り、登下校時のスクールバスの運行（一部の地域はコミュニティバス利用）を行った。	老朽化した車両について、計画的に更新を進める必要がある。	学校管理課
		・関係機関との連携のもと、各地域において犯罪の抑止につながる見守り活動、パトロール活動などを促進します。 【再掲：2-D-(2)-②】	・青色回転灯装備パトロール車によるパトロール活動などを推進します。	○	児童の登下校時の時間帯、また、年末年始等犯罪が多発する時期を中心に見回りを行った。	団体数：33団体 台数：243台	継続して実施する。	総務課
			・登下校時の見守り活動などを推進します。	○	児童の登下校時を中心に通学路に立ち、見守り活動を行った。	地域安全推進委員：316人 警察との協働による地域安全活動 延べ1,272人参加	この取り組みを契機に「地域の子供は地域が守る」という地域住民への意識付けが図られることから、継続して実施する。	
		・通学路安全対策会議の開催と通学路安全対策プログラムの実施を行い、通学路の安全確保に努めます。	・関係者による通学路安全点検と危険箇所改善要望箇所の現場点検を通し、通学路の安全対策を実施します。	○	6月に集約した各校からの改善要望箇所を道路管理者及び警察に通知し、9月～10月の合同点検を経て、事業計画に沿って改善を実施した。継続箇所も含め、PDCAサイクルでの取組を進めた。	学校からの改善要望箇所160か所 関係者による合同点検10か所	通学路の改善箇所決定は各道路管理者及び警察が行っており、要望に沿った改善が進むよう、合同点検をより充実させる。	生徒指導推進室
197	ネットトラブルやネット犯罪から子どもを守るための予防と対策の推進	・ネットによるトラブルや犯罪の予防についての学習や研修会を実施します。	・子どもの発達段階に応じた内容を系統的に配列した学習を実施します。（例：個人情報の保護、フィルタリングの必要性、誹謗中傷やネットによるいじめ等について）	○	計画通り実施した。	メディア学習推進員派遣授業において、高学年では、ネットトラブル予防に関する題材を取り上げた。 情報シートを活用し各校の取組について市立全学校で共有した。	メディア学習推進員派遣授業、メディア教育研修会・講演会を継続的に実施する。 各校のメディア教育の取組について情報共有し、自校の取組の参考にする。 児童生徒のICT活用スキルを計画的に向上させることで安全に利用できる能力の育成に取り組む必要がある。	学校教育課
		・子どもたちのネットによるトラブルや犯罪が発生した場合、早急に保護者や関係機関と連携を図り対処します。	・ネットによるトラブル等が発生した場合、子どもが加害者や被害者にならないようトラブルや犯罪の内容を把握し、学校と保護者、関係機関が連携して解決し、再発の防止に努めます。	○	事実確認に併せ、関係児童生徒への指導を行い、保護者への説明や指導の協力依頼等を各校において迅速に行った。 再発防止について、関係機関と連携を図りながら進めている。	県調査におけるネットトラブル報告件数は、小学校34件、中学校63件で、学校と市教委、警察等が随時連携しながら対応した。	オンラインゲームやSNS等でのトラブルにより深刻な事案になるケースが見られる。学校と保護者、関係機関が連携し、未然防止と再発防止を推進する。	生徒指導推進室
198	防犯灯・道路照明灯などの整備 【再掲：2-D-(2)-②】	・地域や学校などと調整しながら安全設備を整備し、安全な環境をつくります。	・町内会・自治会が設置する防犯灯の設置費用や電気料に対し補助を行います。	—	地域要望にもとづき事業実施できた。	【防犯灯設置】 犯罪を防止するため町内会等が設置するLED防犯灯の設置費用を補助する。 ■15,282,200円（取替：553灯、新設：89灯、移設：6灯） 【電気料】 町内会等が維持管理する防犯灯の電気料を補助する。 ■64,389,508円	【防犯灯設置】 犯罪のない安全で、明るい街づくりを推進するために、防犯灯のLED化を進める必要がある。	市民生活相談課
			・自治会の要望や設置基準などを踏まえながら、必要な箇所に道路照明灯を設置します。	—	設置案件は発生しなかった。	特になし	特になし	道路課
			・PTAや学校と連携しながら、子どもたちが通学路にある「暗がり地域」など危険地帯を知るための活動を働きかけます。	○	PTAや学校において、通学路の安全点検や危険箇所をチェックすることにより安全な環境づくりに取り組んだ。	通学路安全対策プログラムにおいて通学路における危険箇所等への対応を検討した。	通学路改善箇所について、学校や保護者、地域がより一層連携して情報共有や対策協議が進むよう働きかける。	生徒指導推進室
199	地域における防犯ボランティア活動の支援 【再掲：2-D-(2)-②】	・防犯ボランティア活動の充実を図り、子どもたちが安心して生活できる環境をつくります。	・防犯協会などと連携し、地域における防犯力の向上に向け取り組みます。	○	関係機関からの依頼等により実施した。	防犯チラシの配布による防犯意識の向上を図った。（延べ6回） 《内訳》 ・島根県防犯連合会「防犯しまね」年2回 ・松江地区防犯協会「地域安全ニュース」年2回 ・島根県交通安全協会「交通しまね」年2回	継続して実施する。	総務課
200	防犯チラシなどの配布 【再掲：1-(1)-③】	・警察や防犯協会と連携し、詐欺被害や自転車盗難被害の防止に向け取り組みます。	・関係機関の協力のもと、防犯チラシなどを作成し、地区公民館や学校などへの配布、公共交通機関への掲出により、犯罪防止の意識が向上するよう働きかけます。	○	関係機関からの依頼等により実施した。	防犯チラシの配布による防犯意識の向上を図った。（延べ4回） 《内訳》 ・島根県防犯連合会「防犯しまね」年2回 ・松江地区防犯協会「地域安全ニュース」年2回	継続して実施する。	総務課
②子ども・若者の自死予防と心のケア								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
201	子ども・若者への支援の充実	・置かれている状況や、自死に追い込まれる事情も異なっていることから、関係機関と連携し、個々の状況に応じた相談窓口につなぎます。	・教育委員会や大学等の関係機関と連携して、現状把握や今後の対策について検討します。	○	計画通り実施した。	・自死対策事業庁内連絡会（教育委員会他庁内各課）や自死対策事業検討会（島根大学等関係機関）を開催し、今後の計画や現状について協議・情報共有を行った。 ・松江市医師会や松江商工会議所とワーキングを実施し、現状把握や今後の対策について協議した。	継続して実施する。	健康推進課
					計画通り実施した。	・松江市いじめ問題対策協議会 年2回 ・松江市いじめ問題対応専門家会議 年1回	・関係機関と意見を出し合う中で松江市の課題への対策を練る。	生徒指導推進室
			・子どもが不安や悩みを相談できる電話相談の窓口や、厚生労働省が開設するメール・SNS等による相談先を周知します。	○	計画通り実施した。	・松江市いじめ相談電話ホットライン ・子供のSOS ダイアル等の相談窓口の周知	継続して実施する。	健康推進課 生徒指導推進室

③性犯罪・性暴力対策								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
202	関係機関との連携	・県や民間団体など関係機関との連携を図ります。	・性犯罪・性暴力被害についての相談窓口の周知を図ります。	○	情報誌、ホームページ等により周知を図った。	松江市男女共同参画センター情報誌「プリエール」に女性相談専用ダイヤルを掲載した。 市ホームページで女性相談窓口を紹介した。 女性に対する暴力をなくす運動期間にオリジナルトイレットペーパーを作成し、公共機関・学校・病院等に設置し周知した。	引き続き情報誌やホームページ等において相談窓口の周知を図っていく。	人権男女共同参画課
			・民間団体等と連携し、被害防止に関する啓発講座を実施します。	○	しまね性暴力被害者支援センター「さひめ」の支援員を講師に迎え、出前講座を実施した。	島根県立盲学校 25人 児童生徒支援研究会 23人 松江市立湖東中学校 133人 松江市立皆美が丘女子高等学校186人	引き続きしまね性暴力被害者支援センター「さひめ」の支援員を講師に迎え、学校等に向けた出前講座を実施する。	
203	体罰や不適切な指導の防止 【再掲:2-A-(2)-③】	・各幼児教育・保育施設を対象とした研修会を開催します。	・市内の各幼児教育・保育施設の職員を対象に、園における不適切なかかわりや指導の防止に関する研修会を開催し、不適切な保育の未然防止を図ります。	○	虐待及び性被害を防止に関連する研修を年7回実施した。	内容として『こどもの人権』『こどもの人権を大切にする保育』『こどもを性被害から守るためにできること』『こども理解』『”学び合う・高め合う・支え合う”職場環境をつくり出すマネジメント』についての研修を実施し、実施方法はオンライン及び参集型で行った。特に参集型の研修では、より実践につながる取組として、具体的な場面を想定した演習を取り入れた研修を行った。	虐待や性被害防止に関連する様々な視点の研修を行う。また、オンライン研修は各園所内から参加できるため参加者が多くなる一方で、演習を取り入れた研修は参集型のため参加者人数が限定されてしまう。今後はオンライン及び参集型の両方の研修を企画すると共に、限定動画配信をする等も検討し、多くの職員が研修を受けることができるようにしたり、複数回研修を受けることができるようにしたりして、職員の人権意識を高め、虐待や不適切な指導を防止する必要がある。	こども政策課
204	教職員を対象にした不祥事防止のための校内研修の充実 【再掲:2-B-(4)-③】	・体罰や不適切な指導を含めた不祥事を防止するために、各学校・園が定期的に校内研修を実施し、教職員の資質向上や意識強化を図ります。	・各学校・園が実施する不祥事防止のための校内研修の状況を把握するために、報告書の提出を年に2回求めます。	○	報告書の提出を求め、各校で計画的に研修を行うことにつなげた。	報告書の提出は9月と3月に求め、年間を通して各校が確実に研修を行い、教職員の意識や知識の向上を図った。	市教委から各校の担当者に研修の実施や資料の提供を行い、充実した校内研修になるよう努める。	教育総務課
205	地域における防犯ボランティア活動の支援 【再掲:2-D-(2)-②】	・防犯ボランティア活動の充実を図り、こどもたちが安心して生活できる環境をつくります。	・防犯協会などと連携し、地域における防犯力の向上に向け取り組みます。	○	関係機関からの依頼等により実施した。	防犯チラシの配布による防犯意識の向上を図った。(延べ6回) 《内訳》 ・島根県防犯連合会「防犯しまね」年2回 ・松江地区防犯協会「地域安全ニュース」年2回 ・島根県交通安全協会「交通しまね」年2回	継続して実施する。	総務課
206	こどもの安全対策 【再掲:2-D-(2)-②】	・関係機関との連携のもと、各地域において犯罪の抑止につながる見守り活動、パトロール活動などを促進します。	・青色回転灯装備パトロール車によるパトロール活動などを推進します。	○	児童の登下校時の時間帯、また、年末年始等犯罪が多発する時期を中心に見回りを行った。	団体数：33団体 台数：243台	継続して実施する。	総務課
			・登下校時の見守り活動などを推進します。	○	児童の登下校時を中心に通学路に立ち、見守り活動を行った。	地域安全推進委員：316人 警察との協働による地域安全活動延べ1,272人参加	この取り組みを契機に「地域の子供は地域が守る」という地域住民への意識付けが図られることから、継続して実施する。	総務課

④非行防止と自立支援								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
207	非行少年に対する支援	・警察など関係機関と連携し、非行防止及び社会的自立支援を図ります。	・当事者及び家族との面談や警察など関係機関との連携を通じて、居場所の提供や社会体験等の支援を行い、非行防止や社会的自立を図っていきます。	○	令和7年度は、非行事例は無かったが警察等との情報共有を継続的に実施した。	青少年支援連絡会の実務者研修会等の機会などに、島根県警本部松江少年サポートセンター等をはじめとする関連機関と情報共有し、非行防止と自立支援の具体的方策について意識づけを図った。	引き続き、警察をはじめとする関連機関と連携し、居場所の提供や社会体験等の支援を行う。	青少年支援室

(6) 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援								
①慢性疾病、難病のあるこども・家庭への支援								
No.	施 策	内 容	具体的方策	令和7年度 進捗状況	進捗状況の理由	令和7年度の具体的な取り組み内容	課題・今後の展開について	担当課
208	疾病や障がいのあるこどもを持つ保護者等への支援	・多様な背景を理解し、的確な保護者支援を実施します。	・各種保健福祉事業を通し、要支援児、要支援家庭の早期発見と、早期支援体制づくりに努め、関係機関との連携を強化します。	○	随時、個別に支援している。 関係者会議はオンラインにて開催した。	要支援児・要支援家庭については、地区担当保健師が個別支援を実施。 必要に応じて、医療機関等との調整を行った。	地区担当保健師を中心に個別支援を実施し、エスコをはじめ関係機関との連携を図る。	こども家庭支援課
			・長期療養児、慢性疾患児に対する相談支援の充実に努めます。	○	こども家庭支援課が各機関と連携や調整を行い、地区担当保健師が個別支援を行った。	医療的ケア児の支援状況の把握を行い、必要時、関係者間で個別支援会議を開催した。	医療的ケア児支援に関わる関係機関と連絡会を開催し、情報共有や課題解決を図る。	